

# 東南アジア史学会会報

2004年10月

第81号

## 目次

2004年度春季大会会員総会摘録	3
第20期第2回委員会摘録	5
2003年度会計決算報告および2004年度予算	6
東南アジア史学会会則等の変更および会誌の新編集規定(『東南アジア—歴史と文化』の投稿規定・執筆要領・査読規定)	10
学術会議の再編成と本学会の対応に関して—問題の整理と若干の私見—	18
将来検討ワーキング・グループ「会長への答申」2003年11月20日	20
第20期会長候補者選考委員の選挙結果について	27

## 第71回研究大会報告

### <自由研究発表要旨>

19世紀後半マレー半島における労働構造—錫鉱業と華人労働者について—	東條 哲郎	29
19世紀中葉、南シナ海沿海秩序の再編—イギリス海軍とビン粵海盜—	村上 衛	29
ビルマ語散文仏教テクスト "Yasavaddhana Vatthu"		
(『称誉増大物語』1619)が文学として読まれるまで	原田 正美	30
インドネシアにおけるイスラーム主義と国民統合の行方	見市 建	30
ベトナム戦争下のフェミニズム—ベトナム女性連合の思想と運動1965—75年—	片山 須美子	31

### <シンポジウム要旨>

シンポジウム1 アメリカ-東南アジア関係研究へのアプローチ—冷戦期を中心として—		
趣旨説明	中野 聰	32
米比同盟—その形成期と現在との比較を中心に—	伊藤 裕子	32
東南アジアとアメリカ合衆国—転換点としての1958年—	寺地 功次	33
ヴェトナム戦争と「ソンミ虐殺」—「アメリカ合衆国の戦争」とその遺産—	藤本 博	34
シンポジウム2 地方分権化という課題を考える—インドネシアの事例から—		
趣旨説明	永渕 康之	34
インドネシア地方分権化政策の評価—ビジョンなき改革?—	臼井 則生	35
「アイデンティティ」の境界		
—東南スラウェシ州・旧ブトン県における地方自治体分立の動向と背景—	山口 裕子	36
国境と石油をめぐる闘争史—東カリマンタン州の地方分権化と新州分立の過程—	奥島 美夏	37
地方分権化と村落自治—タナ・トラジャ県における「慣習復興」の背景と問題点—	島上 宗子	38
シンポジウム3 開拓社会の形成と変容—20世紀メコンデルタの開発を中心に—		
趣旨説明	高田 洋子	39
ドンタップムオイ地域における開拓村の現況—ドイモイ後入植政策の帰結—	大野 美紀子	39
流動性から見たメコンデルタの親族構造	中西裕二	40
ベトナム統一以後のメコンデルタの水利開発と農業発展	河野 泰之	41

## 短 報

アジア農村研究会の活動紹介	國谷 徹	42
第4回国際マレーシア研究会議	吉村真子	43

地区例会報告	44
新入会員・住所変更など	45
お知らせ	48
事務局より	49

# 東南アジア史学会会報

2004年10月

第81号

## 目次

2004年度春季大会会員総会摘録	3
第20期第2回委員会摘録	5
2003年度会計決算報告および2004年度予算	6
東南アジア史学会会則等の変更および会誌の新編集規定(『東南アジア—歴史と文化』の投稿規定・執筆要領・査読規定)	10
学術会議の再編成と本学会の対応に関して—問題の整理と若干の私見—	18
将来検討ワーキング・グループ「会長への答申」2003年11月20日	20
第20期会長候補者選考委員の選挙結果について	27

## 第71回研究大会報告

### <自由研究発表要旨>

19世紀後半マレー半島における労働構造—錫鉱業と華人労働者について—	東條 哲郎	29
19世紀中葉、南シナ海沿海秩序の再編—イギリス海軍とビン粵海賊—	村上 衛	29
ビルマ語散文仏教テクスト "Yasavaddhana Vatthu"		
(『称誉増大物語』1619)が文学として読まれるまで	原田 正美	30
インドネシアにおけるイスラーム主義と国民統合の行方	見市 建	30
ベトナム戦争下のフェミニズム—ベトナム女性連合の思想と運動1965—75年—	片山 須美子	31

### <シンポジウム要旨>

シンポジウム1 アメリカ-東南アジア関係研究へのアプローチ—冷戦期を中心として—		
趣旨説明	中野 聰	32
米比同盟—その形成期と現在との比較を中心に—	伊藤 裕子	32
東南アジアとアメリカ合衆国—転換点としての1958年—	寺地 功次	33
ヴェトナム戦争と「ソンミ虐殺」—「アメリカ合衆国の戦争」とその遺産—	藤本 博	34
シンポジウム2 地方分権化という課題を考える—インドネシアの事例から—		
趣旨説明	永渕 康之	34
インドネシア地方分権化政策の評価—ビジョンなき改革?—	臼井 則生	35
「アイデンティティ」の境界		
—東南スラウェシ州・旧ブトン県における地方自治体分立の動向と背景—	山口 裕子	36
国境と石油をめぐる闘争史—東カリマンタン州の地方分権化と新州分立の過程—	奥島 美夏	37
地方分権化と村落自治—タナ・トラジャ県における「慣習復興」の背景と問題点—	島上 宗子	38
シンポジウム3 開拓社会の形成と変容—20世紀メコンデルタの開発を中心に—		
趣旨説明	高田 洋子	39
ドンタップムオイ地域における開拓村の現況—ドイモイ後入植政策の帰結—	大野 美紀子	39
流動性から見たメコンデルタの親族構造	中西裕二	40
ベトナム統一以後のメコンデルタの水利開発と農業発展	河野 泰之	41

## 短 報

アジア農村研究会の活動紹介	國谷 徹	42
第4回国際マレーシア研究会議	吉村真子	43

地区例会報告	44
新入会員・住所変更など	45
お知らせ	48
事務局より	49

## 2004年度春季大会会員総会摘録

2004年6月13日、東京大学駒場キャンパス11号館において、会員総会が開催された。議長には桃木至朗会員が選出された。

### 1. 会長挨拶（加藤会長）

会長より第20期委員の紹介があり、また新たに総務幹事として小島敬裕会員が任命された。さらに、東南アジア史学会賞選考委員と委員長（関本照夫会員）の紹介があった。

\*なお、会則に則り、この紹介をもって第20期役員（委員）の決定がなされたものとする。

### 2. 審議事項

\*今回の総会では、審議事項が多岐にわたるため、審議事項を報告事項より先の議題とした。

#### (1) 決算について

・前期会計委員から2003年度（2003年1月1日～2003年12月31日）の決算報告があった。→6頁参照

#### (2) 監査報告（押川典昭会員／代理・長津一史会員）

・2003年度監査委員から監査報告があり、決算報告ともども承認された。

#### (3) 予算案

・会計委員より2004年度予算案の提案があり、原案通り承認された。

#### (4) 次回以降の大会開催校

・大会委員より、今期の次回以降の研究大会は、以下の各大学で開催する旨、提案があり、承認された。

第72回 京都大学（2004年12月11日～12日）

第73回 愛知大学（2005年6月4日～5日）

第74回 上智大学（2005年12月10日～11日）

#### (5) 東南アジア史学会会則第8条（会則の変更手続き）の変更について

・会則の変更手続きについては、会則第8条に「この会の会則の変更は会員総会において行う」と記載されているのみであり、具体的な議決方法は定められていなかった。この条項を「第8条 会員総会の議決は出席者の過半数による。ただし、会則の変更は出席者の3分の2以上の同意を要する」と改訂することが委員会より提案され、承認された。

#### (6) 東南アジア史学会会則の変更について

・現行の会則では、会長や委員会の権限が明確に定められていないばかりでなく、総会の定足数や決議方法の規定もない。そのため、将来的

な法人化をも視野に入れて、学会組織のあり方、とくに執行体制のあり方や意思決定のメカニズムを中心に会則変更の検討を開始することが委員会より提案され、承認された。

・ただし現行会則の第1条（会の名称）、第2条（目的）、第3条（事業）などにかかわる事項については現状のままですることが確認された。

#### (7) 会則変更（案）検討ワーキング・グループの立ち上げについて

・上記（5）、（6）が承認されたことを受けて、会則変更（案）検討ワーキング・グループ（以下WG）の立ち上げが委員会より提案され、承認された。WG委員の任命は、会長の責任のもと、委員会ならびに顧問会との相談のうえで行う。WGは委員会の諮問を受けて答申を行い、12月の総会では、会則変更（案）が委員会提案として審議されることになった。

・WGは、他の関連学会の会則、NPO立ち上げのための定款などを参考に、以下のスケジュールで会則変更（案）を作成する。

8月中旬まで 会則変更（試案）作成

8月中旬～9月末 学会員からの（試案）にたいする意見の汲み取り

10月 委員会、顧問会からのフィードバック

11月中旬 WG最終（案）を委員会に答申

11月後半 会員に会則変更（案）を配達

#### (8) 学会諸規定・細則等の学会ウェブサイトへの掲載について

・学会諸規定・細則は今後とも学会ウェブサイトへの掲載を原則とすること、会員のプライバシーにかかわる事項についての判断と、これらの事項をウェブサイト掲載から除外することについての判断は委員会に一任すること、今後、学会員はウェブサイト上の学会諸規定・細則を主文として参照できることの三点が提案され、承認された。ただし改竄等によるウェブサイト破損の可能性を考慮し、従来通り事務局が保存する原本を学会諸規定

・細則の主文とすることが確認された。

#### (9) 学会誌の「投稿規定」「執筆要領」「査読規定」の制定について

・学会誌『東南アジア歴史と文化』の活性化をはかるため、委員会より以下の改定案、が提案された。

① 投稿者と学会の関係を明らかにし、投稿全般の手続きを示すことを柱にした「投稿規定」を新たに設ける。その内容には「執筆要領」の一部を編入する。投稿規定では、会誌の性格をはっきりとさせるために、歴史系論文と非歴史

系論文の対等な取り扱いを明記する。

② 「執筆要領」は、「投稿規定」における原稿作成に関する技術的な指針という性格をはっきりさせるべく改訂する。これにともない「執筆細則」は廃止し、「執筆要領」に統合する。全体を見直し、とくに文献目録の表記法はChicago Manual of Style (University of Chicago Press)などの国際的な方式に準拠させて、会誌の技術的水準を高める。

③ 「投稿規定」における査読の手続きをはっきりさせるとともに、査読者への指針を示すために「査読規定」を新たに設ける。

・上記3点が承認され、今年度から本規定が適用されることになった。

(10) 学会誌の現「執筆要領」「執筆細則」の廃止について

・（9）が承認されたことにより、現行の「執筆要領」「執筆細則」は自動的に廃止されることになった。

(11) 学会事務の一部業者委託について

・学会員数は現在、約600名に達している。この規模の学会の事務を事務局委員のみで管理する現体制は限界に直面している。そのため、学会事務を部分的に業者に委託すること、最終的な業者選定に関しては委員会に一任することの二点が提案され、承認された。

(12) 今年度補正予算案について

・会則変更（案）検討ワーキング・グループの発足、ならびに学会事務の一部業者委託が承認されたことを受け、合計約60万円の支出増が見込まれることになった。そのため補正予算案が提案され、承認された。→9頁参照

### 3. 報告事項

(1) 総務

・第80号会報を発行した。

・同会報において、前期におこなわれた会長候補者選考委員の選挙結果に関する報告が欠落していたため、SEAMAILにて事務局からのお詫びと「第20期会長候補者選考委員の選挙結果について」（文責：土佐桂子前選挙管理委員長）を会員に送付した。また総会の際に上記報告を配布するとともに、第81号会報に掲載することにした。

・会員動向の報告。2004年6月6日現在の会員数は593名（うち住所不明3名）である。2003年9月20日から2004年6月6日までの会員数の変動は、新入会員19名、退会者13名、除籍16名となっている。なお除籍については前期まで

は一部に対して個別に対応していたが、今回は事前通知のうえ3年以上の会費滞納者をすべて除籍とした。そのため会員総数はやや減少した。ただし今後の除籍者数は減少するはずであり、会員数は横ばいなし微増になると思われる。会費納入状況についてみると、昨年（2003年）分までの会費納入率は約93%であり、かなり好転している。

・SEAMAILの登録者数は395名であり、残りの198名（3割強）が未登録になっている。未登録者の多さは、学会連絡等の電子化を進めていくうえでのクリティカルな問題であり、何らかの対応が必要だと考えられる。この件について事務局および情報化委員が対応を図ることが、委員会において承認された。

・「東南アジア史学会賞規程および東南アジア史学会研究奨励基金規程実施細則」の「3. 学会賞授与対象の業績は、本賞を授与する年の3月末（すなわち前年度末）を終期とし、それより遡る三年以内に発表されたものとする。」について、「3. 学会賞授与対象の業績は、本賞を授与する年の前年12月を終期とし、それより遡る三年以内に発表されたものとする。」と変更することが、委員会で決定された。また新「実施細則」に基づく日程は、募集開始が1月下旬、締め切りが4月末日、結果通知が7月末日に変更された。

・東南アジア史学会賞への応募。2件の自薦と1件の他薦があった。

・学会賞選考委員会の日程の変更。上記応募を受け、東南アジア史学会賞選考委員長のもと、選考についての作業日程の調整を委員間で行った。しかし論文等を読んだ上での委員会の会合を開催できず、7月末の結果通知に間に合うよう決定を下すことは不可能との結論に達した。そのため今年度は、10月末に選考委員会の結論を出し、12月大会において結果発表、授賞該当者がいる場合には12月に授賞式、来年6月の大会において記念口頭発表、とのスケジュールに変更された。新スケジュールは委員会ですでに承認されており、総会での報告後、関係者（自薦者・他薦者）に、結果通知の遅れを事務局から伝えることになった。今後の新スケジュールについては、委員会で検討の上、会員に通知する。

(2) 編集

・次回総会において、学会誌の「著作権規定」の新設について提案することが予告された。この規定においては、著作物の電子媒体などにお

ける二次的利用を円滑におこなうために、著作権は学会長に帰属することが規定される予定である。

### (3) 大会

・今大会ではパネルの議論ができるだけ中断しないため、会員総会は大会の最後に設定された。また研究発表のほかに、自由企画の公募を行ったが、会員による研究発表の応募は2件、パネル等自由企画応募は1件にとどまった。大会委員会からの発表依頼によって研究発表の候補は計7件、パネル等自由企画は3件となつたが、研究発表のうち1件は辞退、1件は不採用となつたため、結果的には研究発表が5本、パネル等自由企画は3本となつた。特に会員による研究発表の応募が極端に少なかったことは今後の検討課題である。

### (4) 渉外学術

・国際化担当委員より、学会のメーリングリストによって、国内外の国際会議・シンポジウムや研究動向、日本に来る東南アジア研究関連の研究者情報などを共有していくことが奨励された。また日本人による東南アジア研究の国際的な広報・発信もかねて、欧米をはじめとして世界のアジア研究者が読んでいるIIASのニュースレターに対して、日本人による東南アジア研究に関する記事の掲載を、編集担当と協力して進めていく方針が示された。東南アジア研究に関わる海外のいくつかの学会関係者と、今後さらなる連携と交流をめぐっての意見交換を行ったことも報告された。

### (5) 情報化

・メーリングリストへの加入率を高めるため、原則的に新入会者は入会時にメーリングリストに自動登録すること、未加入者に対しても積極的な働きかけを行うことが報告された。

## 第20期第2回委員会摘要

2004年6月12日、13日の両日、東京大学駒場キャンパス11号館において第20期第2回委員会が開催された。出席者は以下のとおりである。

青山亨、阿部健一、飯島明子、石井米雄（一日目のみ）、伊東利勝、岡本正明、奥島美夏、奥村みさ、加藤剛、黒田景子、小島敬裕、桜井由躬雄、玉田芳史、長津一史、永渕康之、奈良修一、野口博史、速水洋子、深見純生、細川月子、舛谷銳、村井吉敬（一日目のみ）、八尾隆生、柳澤

雅之、山本信人、吉村真子、渡辺佳成（二日目のみ）  
敬称略

以下、総会摘要と重複する内容は割愛し、審議・報告事項の項目のみを掲載する。

### 1. 会長挨拶（加藤会長）

### 2. 審議事項

- (1) 決算について
- (2) 監査報告（押川典昭会員／代理・長津一史会員）
- (3) 予算案
- (4) 次回以降の大会開催校
- (5) 東南アジア史学会会則第8条（会則の変更手続き）の変更について
- (6) 東南アジア史学会会則の変更について
- (7) 会則変更（案）検討ワーキング・グループの立ち上げについて
- (8) 学会諸規定・細則等の学会ウェブサイトへの掲載について
- (9) 学会誌の「投稿規定」「執筆要領」「査読規定」の制定について
- (10) 学会誌の現「執筆要領」「執筆細則」の廃止について
- (11) 学会事務の一部業者委託について
- (12) 今年度補正予算案について

### 報告事項

- (1) 総務
- (2) 編集
- (3) 大会
- (4) 渉外学術
- (5) 情報化

### (6) 学術会議担当委員報告

桜井会員より、最近の日本学術会議の動向とその将来について報告があった。学術会議をめぐる動向は、学会員全員にとって重要関心事項となるものであり、報告内容を広く学会員のあいだで共有するために、ウェブサイト上の学会員のみに開かれたスペースに公開することになった。

以上

ける二次的利用を円滑におこなうために、著作権は学会長に帰属することが規定される予定である。

### (3) 大会

・今大会ではパネルの議論ができるだけ中断しないため、会員総会は大会の最後に設定された。また研究発表のほかに、自由企画の公募を行ったが、会員による研究発表の応募は2件、パネル等自由企画応募は1件にとどまった。大会委員会からの発表依頼によって研究発表の候補は計7件、パネル等自由企画は3件となつたが、研究発表のうち1件は辞退、1件は不採用となつたため、結果的には研究発表が5本、パネル等自由企画は3本となつた。特に会員による研究発表の応募が極端に少なかったことは今後の検討課題である。

### (4) 渉外学術

・国際化担当委員より、学会のメーリングリストによって、国内外の国際会議・シンポジウムや研究動向、日本に来る東南アジア研究関連の研究者情報などを共有していくことが奨励された。また日本人による東南アジア研究の国際的な広報・発信もかねて、欧米をはじめとして世界のアジア研究者が読んでいるIIASのニュースレターに対して、日本人による東南アジア研究に関する記事の掲載を、編集担当と協力して進めていく方針が示された。東南アジア研究に関わる海外のいくつかの学会関係者と、今後さらなる連携と交流をめぐっての意見交換を行ったことも報告された。

### (5) 情報化

・メーリングリストへの加入率を高めるため、原則的に新入会者は入会時にメーリングリストに自動登録すること、未加入者に対しても積極的な働きかけを行うことが報告された。

## 第20期第2回委員会摘要

2004年6月12日、13日の両日、東京大学駒場キャンパス11号館において第20期第2回委員会が開催された。出席者は以下のとおりである。

青山亨、阿部健一、飯島明子、石井米雄（一日のみ）、伊東利勝、岡本正明、奥島美夏、奥村みさ、加藤剛、黒田景子、小島敬裕、桜井由躬雄、玉田芳史、長津一史、永渕康之、奈良修一、野口博史、速水洋子、深見純生、細川月子、舛谷銳、村井吉敬（一日のみ）、八尾隆生、柳澤

雅之、山本信人、吉村真子、渡辺佳成（二日目のみ）  
敬称略

以下、総会摘要と重複する内容は割愛し、審議・報告事項の項目のみを掲載する。

### 1. 会長挨拶（加藤会長）

### 2. 審議事項

- (1) 決算について
- (2) 監査報告（押川典昭会員／代理・長津一史会員）
- (3) 予算案
- (4) 次回以降の大会開催校
- (5) 東南アジア史学会会則第8条（会則の変更手続き）の変更について
- (6) 東南アジア史学会会則の変更について
- (7) 会則変更（案）検討ワーキング・グループの立ち上げについて
- (8) 学会諸規定・細則等の学会ウェブサイトへの掲載について
- (9) 学会誌の「投稿規定」「執筆要領」「査読規定」の制定について
- (10) 学会誌の現「執筆要領」「執筆細則」の廃止について
- (11) 学会事務の一部業者委託について
- (12) 今年度補正予算案について

### 報告事項

- (1) 総務
- (2) 編集
- (3) 大会
- (4) 渉外学術
- (5) 情報化

### (6) 学術会議担当委員報告

桜井会員より、最近の日本学術会議の動向とその将来について報告があった。学術会議をめぐる動向は、学会員全員にとって重要関心事項となるものであり、報告内容を広く学会員のあいだで共有するために、ウェブサイト上の学会員のみに開かれたスペースに公開することになった。

以上

## 決算・予算

### 2003年度会計決算報告および2004年度予算

2003年度会計決算報告

1. 2003年度 東南アジア史学会 会計決算報告（一般）

2003年1月1日～2003年12月31日

第19期会計委員：遠藤 聰・菊池 陽子・菅原由美

I 収入の部	II 支出の部
1 会費 3,544,761	1 大会開催費 414,506
一般 2,758,000	大会諸費 324,246
(7,000 × 394)	プレシンポ 90,260
学生 786,761	2 地区例会費 125,876
(5,000 × 157 + 1,761)	3 編集・印刷費 2,402,430
2 会費外収入 313,572	会誌編集費 102,000
書籍販売 16,330	会誌印刷費 1,699,828
著作権料 37,000	会報印刷費 170,845
広告料 260,000	葉書等印刷費 376,913
利息 242	会誌補充分 52,844
本年度収入合計 3,858,333	4 情報化経費 39,690
前年度繰越金 5,151,206	5 郵送費 490,955
	6 事務費 153,534
	通常事業費合計 3,626,991
	7 本年度特別費 700,704
	選挙関連費 139,335
	名簿作成費 215,904
	将来検討関連費 345,465
	会合費 223,500
	公聴会費 5,000
	アンケート費 116,965
	通常事業費+特別費 4,327,695
	次年度繰越金 4,681,844
収入合計 9,009,539	支出合計 9,009,539

会計簿、預貯金残高記載書類、領収書控帳等を点検した結果、誤りのないことを確認いたしました。  
(2004年1月22日)

会計監査委員 押川典昭 [印]

## 2. 2003年度 東南アジア史学会 会計決算報告（学会賞）

2003年1月1日～2003年12月31日

第19期会計委員：遠藤 聰・菊池 陽子・菅原由美

I 収入の部	II 支出の部
1 寄付 10,010,000	次年度繰越金 10,010,295
2 利息 295	
収入合計 10,010,295	支出合計 10,010,295

会計簿、預貯金残高記載書類、領収書控帳等を点検した結果、誤りのないことを確認いたしました。  
(2004年1月22日)

会計監査委員 押川典昭 [印]

## 3. 2003年度 東南アジア史学会 会計決算報告（研究助成金）

2003年1月1日～2003年12月31日

第19期会計委員：遠藤 聰・菊池 陽子・菅原由美

I 収入の部	II 支出の部
1 繰越金 4,969,921	1 旅費 50,120
2 利息 1,185	小河久志 27,520
	横本真千子 22,600
	次年度繰越金 4,920,986
収入合計 4,971,106	支出合計 4,971,106

会計簿、預貯金残高記載書類、領収書控帳等を点検した結果、誤りのないことを確認いたしました。  
(2004年1月22日)

会計監査委員 押川典昭 [印]

## 決算・予算

### 2004年度予算（2003年12月総会にて承認）

#### 収入の部

項目			
1 会費収入			3,650,000
一般	(7,000 × 400)	2,800,000	
学生	(5,000 × 170)	850,000	
2 会費外収入			216,000
書籍販売		20,000	
著作権料		45,000	
広告料		150,000	
利息		1,000	
収入合計 (A)			3,866,000

#### 支出の部

項目			
1 大会開催費			500,000
大会諸費 (150,000 × 2)	300,000		
プレシンポ (100,000 × 2)	200,000		
2 地区例会費			200,000
3 編集・印刷費			2,350,000
編集・印刷費	100,000		
会誌印刷費	1,700,000		
会報編集費	50,000		
会報印刷費	200,000		
葉書・振替用紙印刷	250,000		
会誌補充分	50,000		
4 情報化経費			50,000
5 郵送費			550,000
6 事務費			150,000
7 予備費			50,000
通常事業費合計 (B)			3,850,000
本年度通常収支差額 (A) - (B)			16,000

2004 年度特別事業予算 (2004 年 6 月総会にて承認した補正予算)

特別事業費支出	
1 会則変更（案）検討 WG 予算	
WG 会議室借用料	40,000
WG 旅費	250,000
WG 印刷費	30,000
WG 郵送費	30,000
WG 予算合計	350,000
2 業者委託に関わる予算	
業者委託に関わる支出加算分	250,000
特別事業費予算支出合計	
補正 1 + 2 (C)	600,000
本年度予算収支差額	
(A) - (B) - (C)	△ 584,000 (注)

注) 本年度収支赤字分は、繰越金より充当する。

# 会則

## 会則等の変更および会誌の新編集規定

2004年度春季大会総会において、「東南アジア史学会会則」の第8条および「東南アジア史学会賞規程および東南アジア史学会研究奨励基金規程実施細則」の3が改正された。また学会誌『東南アジア歴史と文化』について、投稿規定および査読規定を新たに設けるとともにこれまでの執筆細則に代わる執筆要領を設けることが承認され、今年度から適用されることになった。これにともない、従来の執筆要領、執筆細則は廃止された。

以下、改正後の会則と学会賞等に関する実施細則の全文、ならびに新たに施行された投稿規定、執筆要領、査読規定を掲載する。前二者の改正前の条文については割愛する。なお、学会の他の規定・細則等は第78号会報に『東南アジア史学会規約集』としてまとめられている。また、学会の会則・諸規定は学会ウェブページ <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jssah/aboutjssah/regulations.html>にも掲載されている。

### 東南アジア史学会会則

昭和41年11月11日制定・施行

昭和59年6月10日改正

2002年12月1日改正

2004年6月13日改正

第1条 この会は東南アジア史学会と称する。

第2条 この会は東南アジア史研究の発展と普及を図ることを目的とする。

第3条 この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 機関誌の発行
2. 研究及び研究発展のための会合の開催
3. 会員総会の開催
4. その他必要な事業

#### 第4条

1. 会員はこの会の目的に賛同し、所定の会費を納めた個人とする。
2. この会の発展に寄与し、総会において承認されたものを特別会員とする。

#### 第5条

1. この会に会長1名をおく。会長は本学会を代表し、会務を総括する
2. 会長の任期は2年とし重任をさまたげない。
3. 会長は別に定める規程により選出さ

れる。

4. 事故により会長の職務執行が不可能な場合、会長のあらかじめ指名する会員がその職務を代行する。

#### 第6条

1. この会は会務遂行のために会長及び会長が任命する委員若干名からなる委員会をおく。委員は任期の最初の総会で承認を受けるものとする。
2. 委員の任期は2年とし重任をさまたげない。

第7条 この会は事務局を委員会の定める場所におく。

第8条 会員総会の議決は出席者の過半数による。ただし、会則の変更は出席者の3分の2以上の同意を要する。

### 東南アジア史学会賞規程および東南アジア史学会研究奨励基金規程実施細則

2002年12月1日制定・施行

2004年6月13日改正

1. 標記二規程は密接に関連するので、実施細則を併せて一つとする。

2. 東南アジア史学会賞（以下「学会賞」という。）において評価対象とされる研究業績の発表言語については、本来これを問うべきではないが、本賞が広く学界に裨益すべきこと、および現在の内外の学界において用いられている言語の状況を考慮して、当面は日本語および英語に限定する。

3. 学会賞授与対象の業績は、本賞を授与する年の前年12月を終期とし、それより遡る三年以内に発表されたものとする。

4. 学会賞授与対象の業績が複数者による共同作業のものである場合、その業績を1件と数え、副賞は共同研究者各個に等分して授与される。

5. 学会賞の授与を年一回1件とする原則は、極力これを守るべきものとする。ただし、東南アジア史学会賞選考委員会において、対象を1件に限定すべく最大限の努力が為された上で、なおかつ複数の研究業績が特に優秀で顕彰されるべきであるとの意見の一一致をみた場合、年に最多2件までの授与を可とする。その際、副賞は折半して授与される。

6. 東南アジア史学会賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）の委員は東南アジア史学会（以下「学会」という。）の会員に限る。ただし、選考委員会は本学会内外の最も適切と思われる

者に協力を依頼することができる。

7. 選考委員会委員は東南アジア史学会研究奨励基金（以下「基金」という。）より謝礼として各々2万円を得る。また選考委員会への協力者には5000円を上限として謝礼を基金より支出する。

8. 選考委員会が選考に要した諸経費（交通費、宿泊費、通信費等）は、前条に述べる謝礼を含め年間25万円以内を限度として、実費を基金より支出する。

9. 基金の会計業務は、学会の会計委員がこれを兼ね、基金の会計監査は同学会の監査委員がこれを兼ねることとする。

10. 基金の会計報告は学会の各年度の決算報告と同時期に行う。

11. この細則の変更については、東南アジア史学会委員会の決議を経て行う。

## 東南アジア史学会会誌『東南アジアー歴史と文化ー』投稿規定

### 1. 会誌の名称と目的

本誌は、和文名『東南アジアー歴史と文化ー』、英文名『Southeast Asia: History and Culture』と称し、東南アジア史学会の会誌として、会員による研究成果の発表およびこれに関する情報を提供するため、年1回5月に刊行されます。

### 2. 投稿資格

該当年の会費を納入した東南アジア史学会の会員は本誌に自由に投稿することができます。ただし、編集委員会は会員または非会員に対して寄稿を依頼することができます。稿料の支払い、掲載料の徴収はいたしません。

### 3. 掲載原稿

本誌は東南アジアの歴史と文化に関する幅広い分野において学術的発展に貢献する原稿を掲載します。その種類としては以下のものがあります。

- a. 論文（研究成果の発表）
- b. 研究ノート（試論的報告、史料・資料の提供など）
- c. 書評論文（書評の形式をとった論考）
- d. 研究展望（研究分野または学界全体の動向の展望）
- e. 書評・紹介（新刊書・資料・研究活動などの紹介）

などの紹介）

原稿の枚数は、a-dについては400字詰め横書き原稿用紙換算で50枚以内、eについては10枚以内とします。また、a-dについては500語以内の英文要旨をつけてください。

### 4. 原稿の作成

- 1) 原稿の作成にあたってはできるかぎりワープロまたはパソコンを使用するとともに、別途に定める執筆要領に従ってください。
- 2) 使用言語は日本語で、なるべく常用漢字・新かなづかいを使用してください。
- 3) 欧文原稿、特殊文字（タイ文字等）のある原稿、写真、図版の掲載については、投稿前に編集委員会にご相談ください。

### 5. 投稿の手続き

- 1) 原則としてワープロまたはパソコンで作成しプリント・アウトしたものを編集委員会へ送っていただくとともに、ファイルをフロッピーに保存して同封するか、Eメールの添付ファイルにしてお送り下さい。原稿には、表題、執筆者の氏名、所属、郵便住所、電話・ファックス番号、メールアドレスを記した紙を添付してください。送っていただいた原稿（図版、写真、フロッピーディスクなどを含む）は原則として返却いたしません。
- 2) 各号の締切日は毎年10月31日です。厳守をお願いいたします。
- 3) 論文・研究ノート・書評論文・研究最前線については、投稿、依頼を問わず原稿は、別途に定める査読規定に基づき、原則として2名の査読者（レフェリー）による査読の上、編集委員会がその採否ならびに分類を決定します。この際、原稿採用の条件として原稿の修正をしていただく場合があります。
- 4) 採用が決まりましたら、最終原稿のプリント・アウトを編集委員会へ送付していただくとともに、ファイルをフロッピーに保存して同封するか、Eメールの添付ファイルにしてお送り下さい。その際、ファイルの作成に使用したソフト名を明記してください。

# 執筆要領

- 5) 著者による校正は原則として初校のみとします。誤植以外の変更は必要最低限にしてください。加筆および訂正が必要以上に多い場合には、費用を負担していただくことがあります。
- 6) 論文・研究ノート・書評論文・研究展望に採用された原稿については、各原稿のそれぞれの執筆者に抜き刷り30部を無料で贈呈します。30部を越える抜き刷りの申し込みには応じられませんのでご了承ください。

## 6. 著作権の譲渡

採用原稿については、著作権のうち、複製権、翻訳・翻案権、公衆送信・伝達権を学会長に譲渡していただきます。著作権についての詳細は別途に定める著作権規定に従います。

## 7. 投稿および問い合わせ先

『東南アジアー歴史と文化ー』編集委員会にご連絡ください。今期の編集委員会の連絡先は別記してあります。

## 8. 本規定の改廃

本規定の改廃は、委員会の承認によっておこないます。

## 9. 附則

この改正は2004年6月13日から施行します。

## 東南アジア史学会会誌『東南アジアー歴史と文化ー』執筆要領

東南アジア史学会編集委員会  
2004年6月13日制定・施行

本誌の体裁と表記ができる限り統一し、幅広い読者に読みやすいものとするため、ご執筆の際、この執筆要領にご留意ください。執筆要領の内容は主として論文・研究ノート・書評論文・研究展望の作成を念頭においていますが、その他の原稿を作成する場合にも必要に応じて準拠してください。なお、編集委員会で執筆要領にまとづき原稿の体裁・表記を統一させていただく場合もございますので、あらかじめご承知おきください。

## 1. 原稿の作成

1. 1 原稿はできるかぎりワープロまたはパソコンで作成してください。パソコンの場合は、マイクロソフト社製Wordで読み取り可能なフォーマットを歓迎します。
1. 2 ワープロまたはパソコンでプリント・アウトする場合の設定は、A4版、横書き、上下左右2cm以上の余白、38字×32行、フォント・サイズ12ポイント前後にしてください。
1. 3 英文要旨については英文校閲の専門家による言語的修正をおこなうことがあります。

## 2. 文章の表記

- 原稿の全体にわたって表記は以下の規則に従うようお願いします。
2. 1 引用等やむをえない場合をのぞき、原則として常用漢字、現代かなづかいを用いてください。
  2. 2 句点はマル（。）、読点はコンマ（、）を使ってください。
  2. 3 数字は、数値の表現にはアラビア数字、概念の表現には漢数字を使ってください。  
(例) 1950年代、132件、第三世界
  2. 4 漢字名以外の外国の人名・地名・書名等はカタカナで表記し、必要に応じて初出時の直後にかっこ内に原綴りを記してください。  
(例) アンダーソン (B. Anderson), シヤリフル・イマン (Syariful Imam, 以下SIと省略)
  2. 5 パソコンの機種依存文字は文字化けの原因になりますので避けてください。たとえば、ローマ数字のⅡ, Ⅳ, Ⅸなどは特殊文字を使わず、I, V, Xなどの組み合わせで入力してください。

## 3. 原稿の構成

3. 1 原稿は以下の構成でお願いします。ただし、書評・紹介には要旨とキーワードは不要です。
  - 1) タイトル（日本語と英語）
  - 2) 氏名・所属（日本語と英語）
  - 3) 要旨（英語、500語以内。タイトル・氏名を含めて刷り上がり1ページ以内）

- 4) キーワード（日本語と英語、5語前後）  
 5) 本文  
 6) 謝辞（必要な場合のみ）  
 7) 注（見出しが「注」とし、「註」とはしません。）  
 8) 参考文献目録（見出しが「参考文献」とします。）  
 9) 連絡先（必要に応じて所属、郵便宛て先、Eメール・電話番号など）  
 10) 図版・表など（文章の原稿本体とは別に準備してください。）
3. 2 本文を区分する場合には、章はⅠ、Ⅱ、Ⅲ、節は1、2、3、その下の区分は(1)、(2)、(3)などの数字を用いてください。数字の後ろに点は付けません。章見出しがその前後に1行分の空行を、節見出しが以下はその前に1行分の空行をいれてください。

#### 4. 図版・表などの作成

4. 1 図版（写真、地図などを含む）・表などは文章の原稿本体とは別に準備し、1点ずつ、著者名、図版・表ごとの通し番号、説明をつけてください。また、プリント・アウトした原稿本体にも配置する場所を赤鉛筆などで明記してください。
4. 2 図版・表などはそのまま印刷に使える版下原稿を作成するか、編集委員会が指定する形式でファイルを作成してください（この場合でも内容確認のためのプリント・アウトを送付してください）。表の場合はマイクロソフト社製Excelで読み取り可能なフォーマットを歓迎します。
4. 3 図の見出しが図の下、表の見出しが表の下につけます。

#### 5. 注の付け方

5. 1 注は本文末尾に一括して掲げる後注方式とします。脚注方式や各章の終わりに掲げる方式はとりません。文中にかかる注の番号は上付きで(1)、(2)などとします。  
 (例)一般的に学術論文における注の付け方には脚注方式と後注方式がある(1)。
5. 2 後注の見出しが「注」とし、形式は以

下のようにしてください。

#### (例) 注

- (1) 東南アジア史学会会誌においては脚注方式ではなく後注方式を用いることになっており、その具体的な形式については同学会の執筆要領に記載されている。

#### 6. 文献引用の方法

本文において文献の一部を引用する場合には、短いときはかぎかっこ〔〕でくくりますが、比較的長く引用するときには、改行してブロックとして引用します。引用ブロックは左側全体を3文字程度インデントし、さらにその1行目を1字下げます。引用ブロックと前後の本文との間には1行分のスペースを入れます。引用の直後に参考文献を指示します。

(例)… これは以下のSIの箇所に表現されている。

ジャワの地ではカーフィルが王になっている。(中略)もし、余力があれば他の土地に移る努力をしなさい。土地が見つかれば、その方がよい。土地が見つけられない場合には(それも戦えない)理由になる。しかし、高潔な信仰者は自分の欲望に対し戦わなくてはならない。これは能力によった義務である。[SI 176-177]

リファイは民衆に向かって、カーフィルと武器をとって戦うことよりも、ムスリムとして、シャリーアに従って生きることを積極的に薦めた。…

#### 7. 文献参照の方法

7. 1 本文または注における文献の参照は、本文末尾に一括して参考文献の目録を掲げる方式とし、文献参照ごとに注をつける方式は用いません。
7. 2 文中の文献を参照する場所では、大かっこ（角かっこ）を使って〔著者名出版年：ページ〕という形式で文献目録の文献を指示します。編者名も著者名に準じます。著者名と出版年、コロンとページの間には半角スペースをい

れてください。

7. 3 ページを記載する場合は、原則としてすべての桁を省くことなく記載します。  
(例) 3-10, 71-75, 97-118, 100-106,  
103-109, 213-223

7. 4 文献全体を参照している場合にはページの記載は省略できます。本文に著者名が使われている場合にはかっこ内の著者名は省略します。同一著者の複数文献を参照する場合には出版年をセミコロンで区切って並べます(セミコロンと出版年の間に半角スペース)。同一著者への参照が続く場合でも「ibid」は使用せず、著者名を繰り返します。

(例1) 日本では桑原 [1935] および和田 [1959; 1967] がこの問題を取り上げた。

(例2) ...といった一面的な解釈を厳しく批判している [山田 1987a: 197-199; 1987b: 30-34]。

(例3) ペーク村でも口碑では、マウン・タンがモロコシのワラ切り作業をしていた時 [Ba Soe 1985] [Ba Shue 1940: 79] となっており、…

7. 5 共著の場合には、3名以下のときは著者名を列挙し、4名以上のときは第2著者以降を省略します。

(例) [生田・松澤 2000], [和田ほか 1995], [Gommans and Leider 2002], [Hefner, Lyon and Lucas 1983], [Greenberger et al. 1954]

## 8. 参考文献目録

8. 1 参考文献の目録を本文末尾(注の後)に掲げます。見出しへ「参考文献」とします。配列は原則として著者名(または編者名。共著の場合は筆頭著者名)のアルファベット順とし、同一著者に複数の文献がある場合にはさらに出版年順とし、2つめ以降は著者名の代わりに全角ダッシュ3個「——」で表示します。同一著者に出版年が同じ文献が複数ある場合には1987a, 1987bなどとして区別します。

8. 2 ただし、必要に応じて、和文、欧文、東南アジア現地語など言語ごとに分け

たり、「一次史料」「未公刊文書」などを一般の参考文献から分けたりする工夫は認められます。

8. 3 欧文文献のファースト・ネームは原則としてイニシャルではなくフルで表記してください。また、第1著者(編者)名は氏名を倒置させてラスト・ネーム、ファースト・ネームとしますが、第2著者(編者)以降の氏名は倒置させません。

8. 4 現地文献の記載は欧文文献に準じますが、著者名のファースト・ネーム、ラスト・ネームなどの配列は各言語の慣習にしたがってください。

8. 5 欧文文献の雑誌名は他分野の読者にもわかるよう原則として略語ではなくフルで表記してください。煩雑さを避けるために略語を使う場合は略語一覧をつけてください。

8. 6 参考文献目録の表記の基本は以下のとおりです。ただし下線部はイタリックにします。

### 1) 欧文・単行本・単著

著者ラスト・ネーム、著者ファースト・ネーム、出版年、書名、出版地：出版社。

### 2) 欧文・単行本・共著(複数)

第1著者ラスト・ネーム、第1著者ファースト・ネーム and 第2著者ファースト・ネーム ラスト・ネーム、出版年、書名、出版地：出版社。

第1著者ラスト・ネーム、第1著者ファースト・ネーム、第2著者ファースト・ネーム ラスト・ネーム and 第3著者ファースト・ネーム ラスト・ネーム、出版年、書名、出版地：出版社。

(注：andは&としません。第2著者以降の氏名は倒置しません。)

### 3) 欧文・単行本・編者(単数)

編者ラスト・ネーム、編者ファースト・ネーム、ed. 出版年、書名、出版地：出版社。

### 4) 欧文・単行本・編者(複数)

第1編者ラスト・ネーム、第1編者ファースト・ネーム and 第2編者ファースト・ネーム ラスト・ネーム、eds. 出版年、書名、出版

- 地：出版社。
- 5) 欧文・雑誌掲載の論文  
著者ラスト・ネーム、著者ファースト・ネーム。出版年。“題名。”  
雑誌名 卷(号)：ページ。
- 6) 欧文・単行本(論文集・予稿集など)掲載の論文  
著者ラスト・ネーム、著者ファースト・ネーム。出版年。“題名。”  
Ch. 1 of 書名。出版地：出版社。  
著者ラスト・ネーム、著者ファースト・ネーム。出版年。“題名。”  
In 書名、ページ。出版地：出版社。  
著者ラスト・ネーム、著者ファースト・ネーム。出版年。“題名。”  
In 書名, edited by 編者ファースト・ネーム ラスト・ネーム、ページ。出版地：出版社。  
(注：編者の氏名は倒置しません。)
- 7) 和文・単行本・単著  
著者氏名。出版年。『書名』出版社。
- 8) 和文・単行本・編者(複数)  
第1編者氏名・第2編者氏名編。  
出版年。『書名』出版社。
- 9) 和文・雑誌掲載の論文  
著者氏名。出版年。「題名」『雑誌名』卷(号)：ページ。
- 10) 和文・単行本掲載の論文  
著者氏名。出版年。「題名」編者氏名編『書名』ページ。出版社。
8. 7 以下に参考文献目録の表記の例を示します。
- 1) 欧文・単行本・単著  
Reid, Anthony. 1988-93. *Southeast Asia in the Age of Commerce 1450-1680*. 2vols. New Haven: Yale University Press. (『大航海時代の東南アジア』I-II, 平野秀秋・田中優子訳。法政大学出版局。1997-2002.)  
(注：出版年の異なる複数巻で、かつ訳書が出版されている場合。)
- Maspero, Georges. 1988. *Le Rayaume de Champa*. Paris: Ecole Francaise d' Extreme-Orient.  
(初版1928, Paris et Bruxelles: Les Editions G. van Oest)
- (注：初版への言及がある場合。)
- 2) 欧文・単行本・共著  
Hollan, Douglas W. and Jane C. Wellenkamp. 1994. *Contentment and Suffering: Culture and Experience in Toraja*. New York: Columbia University Press.
- 3) 欧文・単行本・編者(単数)  
Mochtar Lubis, ed. 1979. *Pelangi: 70 Tahun Sutan Takdir Alisjahbana* (『虹：スタン・タクディル・アリシャバナの70年』). Jakarta: Djambatan.  
(注：現地語の場合。著者名の表示は現地語の慣行に従い、題名のあとに日本語訳をつけます。)
- 4) 欧文・単行本・編者(複数)  
Gommans, Jos and Jacques Leider, eds. 2002. *The Maritime Frontier of Burma: Exploring Political, Cultural and Commercial Interaction in the Indian Ocean World, 1200-1800*. Leiden: KITLV Press.
- 5) 欧文・雑誌掲載の論文  
Lieberman, Victor. 1995. "An Age of Commerce in Southeast Asia? Problems of Regional Coherence ? A Review Article." *Journal of Asian Studies* 54(3): 796-807.
- 6) 欧文・単行本掲載の論文  
Bronson, Bennett. 1999. "Patterns in the Early Southeast Asian Metals Trade." In *Early Metallurgy, Trade and Urban Centres in Thailand and Southeast Asia*, edited by I. Glover, P. Suchitta and J. Villers, 63-114. Bangkok: White Lotus.  
(注：編者名とページを表示する場合。)
- Hudson, B. 2000. "The King of 'Free Rabbit' Island: A G.I.S.-Based Archaeological Approach to Myanmar's Medieval Capital, Bagan." In *Proceedings of the Myanmar Two Millennia Conference*,

- 15–17 December 1999 III. Yangon: Universities Historical Research Centre.
- 7) 和文・単行本・単著  
桜井由躬雄. 1987b. 『ベトナム村落の形成：村落共有田＝コンディエン制の史的展開』創文社.
- 8) 和文・単行本・編者（複数）  
生田真人・松澤俊雄編. 2000. 『アジアの大都市3 クアラルンプール, シンガポール』日本評論社.
- 9) 和文・雑誌掲載の論文  
永野善子. 1992. 「アメリカ植民地期フィリピン銀行資本の諸類型」『アジア経済』33(10): 23–37.
- 10) 和文・単行本掲載の論文  
桜井由躬雄. 1987. 「ベトナム紅河デルタの開拓史」渡部忠世編『稻のアジア史2 アジア稻作文化の展開』235–276. 小学館.  
長島弘. 2002. 「アジア海域通商圏論—インド洋世界を中心に」歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題1980–2000年 I 歴史学における方法的転回』21–36. 青木書店.
8. 8 以下に参考文献目録の配列の例を示します。
- 1) 未公刊文書・一次史料の例  
Algemeen Secretarie. Besluit 1855.6.2 No.3; 1859.5.19 No.35. (Arsip Nasional Republik Indonesia所蔵)  
撰者不詳『安南九龍經』(写本), ハノイ・漢文チューノム研究院 A1051.
- 2) 一般の参考文献の例  
Bronson, Bennett. 1999. "Patterns in the Early Southeast Asian Metals Trade." In *Early Metallurgy, Trade and Urban Centres in Thailand and Southeast Asia*, edited by I. Glover, P. Suchitta and J. Villers, 63–114. Bangkok: White Lotus.  
Gommans, Jos and Jacques Leider, eds. 2002. *The Maritime Frontier of Burma: Exploring Political, Cultural and Commercial Interaction in the Indian Ocean World, 1200–1800*. Leiden: KITLV Press.
- Hollan, Douglas W. and Jane C. Wellenkamp. 1994. *Contentment and Suffering: Culture and Experience in Toraja*. New York: Columbia University Press.
- Hudson, B. 2000. "The King of 'Free Rabbit' Island: A G.I.S.-Based Archaeological Approach to Myanmar's Medieval Capital, Bagan." In *Proceedings of the Myanmar Two Millennia Conference, 15–17 December 1999* III. Yangon: Universities Historical Research Centre.
- 生田真人・松澤俊雄編. 2000. 『アジアの大都市3 クアラルンプール, シンガポール』日本評論社.
- Lieberman, Victor. 1995. "An Age of Commerce in Southeast Asia? Problems of Regional Coherence? A Review Article." *Journal of Asian Studies* 54(3): 796–807.
- Maspero, Georges. 1988. *Le Rayaume de Champa*. Paris: Ecole Francaise d' Extreme-Orient. (初版1928, Paris et Bruxelles: Les Editions G. van Oest)
- Mochtar Lubis, ed. 1979. *Pelangi – 70 Tahun Sutan Takdir Alisjahbana* (『虹：スタン・タクディル・アリシャバナの70年』). Jakarta: Djambatan.
- 長島弘. 2002. 「アジア海域通商圏論—インド洋世界を中心に」歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題1980–2000年 I 歴史学における方法的転回』21–36. 青木書店.
- 永野善子. 1992. 「アメリカ植民地期フィリピン銀行資本の諸類型」『アジア経済』33(10): 20–37.
- Reid, Anthony. 1988–93. *Southeast Asia in the Age of Commerce 1450–1680*. 2vols. New Haven:

Yale University Press. (『大航海時代の東南アジア』 I・II, 平野秀秋・田中優子訳. 法政大学出版局. 1997-2002.)

桜井由躬雄. 1987a. 「ベトナム紅河デルタの開拓史」渡部忠世編『稻のアジア史2 アジア稻作文化の展開』235-276.  
小学館.

——. 1987b. 『ベトナム村落の形成：村落共有田＝コンディエン制の史的展開』創文社.

## 東南アジア史学会会誌『東南アジア—歴史と文化—』査読規定

### 1. 目的

東南アジア史学会は、学会誌『東南アジア—歴史と文化—』の学術誌として適正な高度の学術的水準を維持するために査読制度をおき、編集委員会がその運用をおこなう。

### 2. 対象

査読制度の対象となるのは、学会誌『東南アジア—歴史と文化—』に投稿または依頼により寄稿された原稿のうち、論文・研究ノート・書評論文・研究展望への掲載を目的とするものである。

### 3. 査読者

編集委員会は、対象となる原稿1編につき原則として2名の査読者（レフェリー）を選定し、査読を依頼する。査読者の氏名は公開されない。

### 4. 査読の過程

査読者は第7条に挙げられた項目について評価、判定、掲載区分の判断をおこなう。査読者は、原稿に修正を求める場合には、修正すべき点について具体的なコメントを付けなければならない。これらの結果を査読者は定められた期日内に編集委員会に報告しなければならない。

### 5. 原稿の採択

編集委員会は査読結果を十分に検討した上で、原稿の採択を決定し、その結果をすみやかに投稿者に通知しなければならない。

### 6. 原稿の修正

査読者によって原稿の修正が求められた場合には、投稿者は定められた期日までに修正した原稿を編集委員会に送付しなければならない。編集委員会は、判定が「修正条件付きで掲載可」の場合には、判定に応じて原稿の修正が適切になされたことを確認した上で原稿の採択を決定し、判定が「修正後再査読」の場合には、改めて査読者に査読を依頼する。

### 7. 査読の項目

査読者は以下の項目などを念頭において評価、判定、掲載区分の判断をおこなう。

#### A. 内容の評価

- 1) 東南アジアの歴史と文化に関わる学術的研究に貢献しているか。
- 2) 記述されている内容は正確であるか。
- 3) 議論の展開は適切か。
- 4) 資料および文献の取り扱いは適切か。
- 5) 要旨・キーワードは内容に即して適切か。

#### B. 表現・形式の評価

- 1) 表題は扱われている内容に即して適切か。
- 2) 文章の表現は明瞭で読みやすいか。
- 3) 全体の構成や見出しの立て方は適切か。
- 4) 図版・表は適切に扱われているか。
- 5) 参考文献の記載方法は適切か。

#### C. 採択の判定

- 1) 掲載可（このまま掲載が可能な場合。）
- 2) 修正条件付きで掲載可（技術的で微細な訂正のみ必要な場合。再査読は省略可。）
- 3) 修正後要再査読（ある程度以上の書き直しが必要な場合。再査読が必要。）
- 4) 掲載不可（査読者は評価およびコメントで理由の根拠を示す必要がある。）

### 8. 付則

この規定は2004年6月13日から施行する。

# 学術会議の再編成

## 学術会議の再編成と本学会の対応について—問題の整理と若干の私見—

渉外学術（学術会議担当）委員  
東洋学研究連絡委員会委員 桜井由躬雄

平成17年9月に予定されております学術会議の再編成についての概要と、東南アジア史学会の取り組むべき問題の所在について報告します。

### これまでの学術会議

かつては、学術会議会員は登録研究者の選挙によりましたので、政治的な意味合いが強く、これを嫌忌した文部省により、学会の推薦候補が集まる各研究連絡委員会内部での互選により会員が決定される方式に変わりました。東南アジア史学会は発足以来、学術会議第一部（人文系）、地域研究、東洋学研究連絡委員会に属しております。

東洋学研究連絡委員会は、東方学会、日本仏教学会、言語学会、中東学会、現代中国学会、韓国朝鮮学会など20以上の学会推薦の委員とオブザーバーにより構成されます。蛇足ですが、東洋学研究連絡委員会が属する地域研究分野は文化人類学、地理学、東洋学の3研究連絡委員会からなっています。東南アジア史学会は、歴史学研究連絡委員会に属さず、地域研究分野に属する唯一の「史学会」で、学会創設時の思想を代表していると思います。なお、多くのアジア史研究者が、東方学会、現代中国学会など地域研究学会を通じて、アジア研究者として東洋学研連に属しています。通例では、最大学会（会員数約2600）である東方学会推薦者が、東洋学研連推薦の学術会議会員となっています。第18期会員には辛島昇先生、現第19期会員には池田知久先生が選出されています。

### 新学術会議会員候補者に関する情報の提供

すでに学会メーリングリストなどでお知らせしましたように、学術会議は平成17年を期して、新学術会議に移行し、本年2月にその法的な整備を完了しました。その骨子は、今後会員を学会候補から選任することをやめて、現学士院院長、総合科学技術会議議長、学術会議会長が第20期会員を選考し、21期は20期が選考するという制度になりました。簡単にいえば学術会議会員の選考が学会の手から完全に離れたということです。

しかし、実際には210名と予定される会員、

約1200名と想定される連携会員を選考することは、既述の三者では不可能ですから、本年8月10日、30名の日本学術会議会員候補者選考委員会（委員長吉川弘之）なるものが、学術会議会長により任命されました。そのメンバーは、学術会議のHPすでに公表されています。

それでも、各学会にわたる研究者の実態把握は不可能ですから、選考委員会から各学会に対し、会員選考にかかる学術会議会員候補者に関する情報の提供を求める文書が、学術会議所属の各学会に配付されました。東南アジア史学会としても、会員選考に関する情報を提供し、新学術会議に積極的に関与することによって、東南アジア研究のプレゼンスを高めることができます。ちなみに、東南アジア史学会の場合、5名の情報提供を求められたと聞いています。

### 科学研究費の選考

新学術会議は、首相に直属して科学行政に関する諮問に応えること、また研究者の連合機関として、総合的な研究課題に取り組むこと、また国際的なアカデミーとの連携が任務あります。しかし、従来、われわれ一般研究者にとっての学術会議の意味は、文科省、学術振興会科学研究費補助金の実質上の審査を行う場として重要でした。旧国立大学では法人化を終えて、今後はこれまでの校費が段階的に縮小することがあきらかな段階にあって、外部資金の導入・獲得はいまや、公私を問わず、教員の半義務といえる状況ですし、それが競争的原理の導入としても推奨されます。もちろん、人文系（新学術会議では社会科学も人文系に含まれます）諸学にとって、外部資金として考えられるのは、事実上、科学研究費補助金だけですし、海外調査には不可欠な資金です。これまで学術会議はその審査委員を推薦し、提供する場でした。

ところが、平成16年度からは、学術会議各学会は、学術振興会に対し審査委員に関する情報を提供することになり、近い将来、審査委員の選定は、学術会議から学術振興会に移ることになりました。平成17年度からは、学術振興会が直接、審査委員に関する情報提供を各学会に依頼することになります。これは逆に有利になった点もあります。これまで東洋学研連は、審査委員の推薦枠がなかったので、東南アジア史学会はいかなる形でも、科研審査には関係していませんでした。しかし、今後は直接、学振に対し、情報提供することが可能になったのです。

この情報提供に積極的に協力しないかぎり、東南アジア史学会は学術振興会に疎外され、学会員の科研申請に対し間接的な阻害要因になるでしょう。

東南アジア史学会は、会員の領域からみて、以下の科研細目の審査委員の推薦が可能です。

- (1) 総合領域分野、情報学分科、情報図書館学・人文社会情報学細目 (1008)
- (2) 総合領域分野、地理学分科、地理学細目 (1901)
- (3) 複合新領域分野、地域研究分科、地域研究細目 (2601)
- (4) 人文学分野、文学分科、各国文学・文学論細目 (2903)
- (5) 人文学分野、言語学分科、言語学細目 (3001)
- (6) 人文学分野、人文地理学分科、人文地理学細目 (3201)
- (7) 人文学分野、文化人類学分科、人類学・民俗学細目 (3301)
- (8) 人文学分野、史学分科、東洋史細目 (3103)
- (9) 農学分野、農学細目、作物学・雑草学細目 (6002)
- (10) 農学分野、林学細目、林学・森林工学細目 (6201)
- (11) 農学分野、農業経済学細目、農業経済学細目 (6401)
- (12) 農学分野、農業工学細目、農業土木学・農村計画学 (6501)

ほかにも、考古学、政治学、経済学、社会学とかぎりない推薦が可能です。しかし、地域関係の学会がすべて悩んでいるように、すべての細目に適格者の情報提供をしたとしても、会員の専門のすべてをカバーすることはできないでしょうし、また大量の情報提供を行ったとしても科研審査委員への介入という効果があるとは思えません。私見としては、他のいわゆる専門学会による情報提供が難しい、(1)、(2)、(3)などに集中して情報を提供すれば、一定の効果があると思います。東南アジア史学会は、その複合領域性、総合領域性としての特色を生かすべきはないでしょうか。新学術会議会員候補者にかかる情報提供（2004年12月26日締め切り）とは別に、科学研究費補助金審査委員候補者に関する以上の情報提供は、平成17年2月1日から末日までに学術振興会に申告する必要があります。つまり、検討のために残されている時間はあまりありません。

### 東洋学研究連絡委員会の対応

平成17年10月の新学術会議発足にともない、旧来のすべての研究連絡委員会は解体します。以後、領域別委員会と課題別委員会が新たに組織される予定です。領域別委員会は、それぞれの領域にかかる研究者の連絡委員会ですが、旧来の研究連絡委員会を継承するものではないことははっきりしています。そこで、東洋学研連としては、二つの対応をとっています。第一は、学術会議にたいし「アジア研究」領域別研究委員会設置を提案しました。アジアを全体として理解する学術研究の総合化という旧来のディシプリンを超えた学会連合として、新学術会議の中に位置づけようとするものです。第二は、学術会議と離れて、旧東洋学研究連絡委員会の組織をそのまま維持するために、「東洋学（アジア研究）連絡協議会」を結成しようとするものです。こちらの協議会は、アジア地域を研究する諸学会を広く結集してネットワークを作ることを意図しており、アメリカ学会、中東学会など地域学関係諸学会がグローバルに集まった「地域研究連絡協議会（既報）」に対応するものです。前者の最初の会議（設立大会）は12月11日に開催されます。東南アジア史学会としては、この二つの協議会に対する対応も緊急に考えなければなりません。

次に課題別研究委員会に対しても、東洋学研連は以下の二つの対応を行っています。第一は、「グローバル化とアジア」課題別研究委員会の設置です。これは現在のアングロサクソン的なグローバル化概念に対して、アジア地域の個別価値を対比させようとするもので、将来の特定領域研究をめざして、本年は研連の10委員が企画研究（桜井由躬雄代表）を科研に申請しています。企画研究の内容は、上記テーマに関する各学会の研究状況の調査です。私は、東南アジア史学会との連絡担当ですので、ご協力よろしくお願いします。第二は、学術会議の文理を融合してアジア研究のプロジェクトを組織し、課題別委員会を組織することです。すでに文理各部の関係者と2回の会合をもち、現在では、「アジア都市の研究」がテーマとしては有力です。以上4つの企画が、東洋学研連の中で動いています。以上は学術会議担当委員としての報告です。以下は私見です。

### 学会の将来的あり方をめぐって

先述のように、人文系諸学の研究資金はどうしても科研など政府資金をあてにしなければな

## 学術会議の再編成／将来検討WG「会長への返申」

らないのですが、私見では科研など学振系予算は、組織的なプロジェクトに大型予算を供与する傾向にあると思います。現在、巨額の研究予算が21世紀COEとして動いています。審査過程と審査結果をみますと、ある領域に集中できる研究所、あるいは一分野に特化する人事構成をとってきた学部は、テーマの密度が深く、COEをとりやすいようです。しかし、大部分の研究者は、所属機関の中ではそれぞれの研究テーマが孤立しているのが現状です。COEに専門研究の立場で参加している本学会の会員は、研究所や地域研究に特化した大学、大学院の教員を別にすれば、ほとんどいないのではないかでしょうか。大部分の研究者にとって、集団研究、組織的プロジェクトを立ち上げるとすれば学会しかないのが現状だと思いますし、この現状が近未来に変わるとも思えません。今後、それぞれの機関の中で孤立した学会会員を支援するために、学会はこれまでのようなサロンだけではなく、研究者のネットワークを維持発展させる組織であり、できるならば、学会員のために、人類学学会が成功した特定領域研究（資源人類学）のような巨大研究プロジェクトを担う組織であるべきだと思います。科研審査や学術会議会員候補者にかかる情報提供、学術会議の諸プロジェクトへの参加貢献など、学会のもつているネットワークは、社会的にも重要なものになっていくでしょう。

本学会がどのようなものであることが望ましいかの検討は、学会名称といった組織内部の問題としてだけでなく、日本の学術行政の趨勢の中に位置づける必要があり、この問題は、すべての学会員が、それぞれの研究の発展のために真剣に考えるときにあるように思います。

## 将来検討ワーキング・グループ「会長への答申」2003年11月20日

第19期の倉沢愛子前会長から、2003年11月20日に東南アジア史学会将来検討ワーキング・グループ（以下WG）より倉沢前会長に提出されました答申書と付表資料、ならびに倉沢前会長からWGへ向けられた会長諮問にかかる文書を、「東南アジア史学会会報」第81号に掲載してもらいたい旨の要望が事務局に伝えられました。事務局ではすでに会報用の原稿を整えたあとでしたが、倉沢前会長からの強い要望があり、また学会の記録文書としても重要であるとの加藤剛現会長の判断もあって、文書の掲載に踏み切りました。以下に掲載しますのは、2003年12月初旬に学会メーリングリストで配信され、メーリングリストに参加していない会員にはコピーが配送されたものの一部です。このうち、付表資料4（研究地域と年齢・専門の関係を示す表）は、答申で言及されていないこともあり、以下の掲載文書からは割愛しましたことをお断りします。なお、WGの中間答申として、「会報」第79号に「東南アジア史学会の基本的あり方と学会名称変更問題に関する論点整理」が掲載されていますことを付記します。

### 会長への答申

2003年11月20日  
東南アジア史学会将来検討  
ワーキング・グループ

東南アジア史学会将来検討ワーキング・グループ（以下WG）は、倉沢愛子会長から、日本の東南アジア研究のなかでの本学会の位置づけという学会の基本的あり方と、会員の学会活動の積極的参加を促す活性化の方策の検討を諮問され、2003年4月6日に発足した。

WGの発足時のメンバーは伊東利勝、奥平龍二、加藤剛、桜井由躬雄、寺田勇文、西井涼子、早瀬晋三、弘末雅士、古田元夫、吉村真子の10名で、メンバー間の協議の結果、古田が座長をつとめることになった。なお桜井氏は5月31日に学会の委員となったため、WGのメンバーからははずれた。WGの会合は4月6日、4月27日、5月19日、5月31日、7月7日、9月22日、11月2日の計7回開催された。なお倉沢会長が第一回のWGに参加して委嘱を行った他、学会委員会の内藤耕委員が委員会とWGの連絡のため毎回のWGに、学術会議担当の桜井由躬雄委員が7月7日

## 学術会議の再編成／将来検討WG「会長への返申」

らないのですが、私見では科研など学振系予算は、組織的なプロジェクトに大型予算を供与する傾向にあると思います。現在、巨額の研究予算が21世紀COEとして動いています。審査過程と審査結果をみますと、ある領域に集中できる研究所、あるいは一分野に特化する人事構成をとってきた学部は、テーマの密度が深く、COEをとりやすいようです。しかし、大部分の研究者は、所属機関の中ではそれぞれの研究テーマが孤立しているのが現状です。COEに専門研究の立場で参加している本学会の会員は、研究所や地域研究に特化した大学、大学院の教員を別にすれば、ほとんどいないのではないかでしょうか。大部分の研究者にとって、集団研究、組織的プロジェクトを立ち上げるとすれば学会しかないのが現状だと思いますし、この現状が近未来に変わるとも思えません。今後、それぞれの機関の中で孤立した学会会員を支援するために、学会はこれまでのようなサロンだけではなく、研究者のネットワークを維持発展させる組織であり、できるならば、学会員のために、人類学学会が成功した特定領域研究（資源人類学）のような巨大研究プロジェクトを担う組織であるべきだと思います。科研審査や学術会議会員候補者にかかる情報提供、学術会議の諸プロジェクトへの参加貢献など、学会のもつているネットワークは、社会的にも重要なものになっていくでしょう。

本学会がどのようなものであることが望ましいかの検討は、学会名称といった組織内部の問題としてだけでなく、日本の学術行政の趨勢の中に位置づける必要があり、この問題は、すべての学会員が、それぞれの研究の発展のために真剣に考えるときにあるように思います。

## 将来検討ワーキング・グループ「会長への答申」2003年11月20日

第19期の倉沢愛子前会長から、2003年11月20日に東南アジア史学会将来検討ワーキング・グループ（以下WG）より倉沢前会長に提出されました答申書と付表資料、ならびに倉沢前会長からWGへ向けられた会長諮問にかかる文書を、「東南アジア史学会会報」第81号に掲載してもらいたい旨の要望が事務局に伝えられました。事務局ではすでに会報用の原稿を整えたあとでしたが、倉沢前会長からの強い要望があり、また学会の記録文書としても重要であるとの加藤剛現会長の判断もあって、文書の掲載に踏み切りました。以下に掲載しますのは、2003年12月初旬に学会メーリングリストで配信され、メーリングリストに参加していない会員にはコピーが配送されたものの一部です。このうち、付表資料4（研究地域と年齢・専門の関係を示す表）は、答申で言及されていないこともあり、以下の掲載文書からは割愛しましたことをお断りします。なお、WGの中間答申として、「会報」第79号に「東南アジア史学会の基本的あり方と学会名称変更問題に関する論点整理」が掲載されていますことを付記します。

### 会長への答申

2003年11月20日  
東南アジア史学会将来検討  
ワーキング・グループ

東南アジア史学会将来検討ワーキング・グループ（以下WG）は、倉沢愛子会長から、日本の東南アジア研究のなかでの本学会の位置づけという学会の基本的あり方と、会員の学会活動の積極的参加を促す活性化の方策の検討を諮問され、2003年4月6日に発足した。

WGの発足時のメンバーは伊東利勝、奥平龍二、加藤剛、桜井由躬雄、寺田勇文、西井涼子、早瀬晋三、弘末雅士、古田元夫、吉村真子の10名で、メンバー間の協議の結果、古田が座長をつとめることになった。なお桜井氏は5月31日に学会の委員となったため、WGのメンバーからははずれた。WGの会合は4月6日、4月27日、5月19日、5月31日、7月7日、9月22日、11月2日の計7回開催された。なお倉沢会長が第一回のWGに参加して委嘱を行った他、学会委員会の内藤耕委員が委員会とWGの連絡のため毎回のWGに、学術会議担当の桜井由躬雄委員が7月7日

と9月23日のWGに、座長の要請でオブザーバーとして出席し発言をした。

WGに検討が依頼された事項のなかに学会の名称問題が含まれることは、会長から明示されていたが、WGの議論では、学会の将来的なあり方を現時点で基本から検討するには、名称の問題が焦点にならざるをえないという考えが多数を占めた。これは、①大学・研究機関では主流となることが困難な東南アジア研究にとっては、社会に影響力のある声を発する場として学会はきわめて重要であり、また学術会議の改組の中で一定規模に達しないと登録学会になれないという案が出ている状況のなかで、東南アジア研究者を広く結集する東南アジア学会結成を説く議論が再浮上しているが、東南アジア研究者をもつとも網羅的に結集している本学会は、この動きに明確な姿勢をとる社会的責任を有すると考えられること、②本学会は、当初から多様なディシプリンの東南アジア研究者を結集してきたが、近年の東南アジア研究者を養成する大学院専攻の増大と多様化のなかで、本学会の求心力は低下しており、その一因が学会名称にあると考えられること、③名称変更による求心力の増大が会員の増加に結びつけば、委員や事務局の犠牲的努力に依拠して学会を運営するには規模が大きくなりすぎているが、事務体制資金を投入して形成するには規模が小さすぎるといった、学会が直面している困難の解決にもつながりうると考えられること、などによるものであった。WGとしては、学会名称問題－具体的には東南アジア史学会を東南アジア学会に改称することの是非を将来構想の検討の軸に考えるべきだと判断した。WGの議論では、東南アジア史学会を東南アジア学会に改称すべきだという意見が多数派であったが、これをただちにWGの見解として会長に答申するのではなく、あくまでも、学会名称を含めた学会の基本的あり方を検討する作業はきわめて重要な事項であり、WGとして会長に答申を出すためにも、これらの問題に対する学会全体での論議を喚起し、多くの会員の方々の意見をうかがうことが必要であると考えた。そこで、WGは、5月25日に会長に対し、議論を喚起するたたき台としての「東南アジア史学会の基本的あり方と学会名称問題に関する論点整理」という文書を提出し、この文書の会員への配布と、アンケートや公聴会による会員の意見聴取の実施をWGが行うことを、承認してほしい旨の中間答申を提出した。これらについては、会長から5月31日の委員会と6月1日の総

会にはかられ、その了解を得た。

7月に実施したアンケートには180名の会員から回答が寄せられた。これはアンケート用紙の発送数572名の3割強である。この数値には様々な評価がありうるが、会員の高い関心が反映されているとWGは受け止めた。特に、自由記入欄の質問4と5に多数の回答が寄せられたことは、貴重な成果だった。このアンケートのうち回答を数量化できる質問1から3までの回答結果の集計は、学会のメーリングリストを通じて公開し、この答申にも参考資料として、質問1、2と質問3の回答の相関を示す付表を加えて添えてある。自由記入欄の質問4と5に関する回答は、再入力の上、公聴会での回覧資料とし、その後は地区委員が保管して会員の閲覧に供している。

アンケートの結果に関してWGが重視しているのは、次の諸点である。

まず質問3、つまりは学会の名称変更問題への回答は、「東南アジア史学会のままでよい」が53名、「東南アジア学会に変更した方がよい」が95名、「どちらでもよい」が27名、「その他」が4名、無回答が1名という結果だった。「その他」は、「現時点では保留」と「東南アジア学会」ないし「東南アジア地域研究学会」などの「傘学会」の別途結成論である。ここでは、東南アジア学会への改称論が回答者の過半数に達しているということ、および「史学会のままでよい」とする意見も30%近くに達しており、学会内の有力な意見の一つであるということの二点が重要であろう。質問3と質問1（年齢）との相関では、「東南アジア史学会のままでよい」とする回答数と「東南アジア学会に変更したほうがよい」とする回答数は、30代まで21対47、40代以上で32対48と、若い世代の会員にやや改称論が多いという傾向が見られた。（アンケート集計結果報告の付表1参照）

また質問2-①（専門）との相関では、歴史を専門とする人の間では、「東南アジア史学会のままでよい」とする回答が30名で、同回答者53人のなかでは過半を占めた。しかし、30名という数は専門を歴史とした61人の過半数には達せず、歴史をディシプリンとする人の意見は分極化しているといえよう。これに対して、歴史外を専門とした119名の間では、「東南アジア史学会のままでよい」が23名、改称論が78名であった。（より細かい専門別の数値は、アンケート集計結果報告の付表2参照）

これに対して質問2-②（地域）との相関で

は、特定の地域を研究対象とする人の間で「東南アジア学会に変更した方がよい」という回答が6割を超えた地域は、カンボジア、インドネシア、マレーシアなど5地域で、他方、学会名称変更論が半数に達していないのは、東南アジア全域、ベトナムなど4地域であった。(アンケート集計結果報告の付表3参照、比率は当該地域を研究対象とした人全体に対する割合)

次に、学会活動の具体的な方への提言をたずねた質問4に対する回答で目立ったのは、大会を年1回にしてはという意見、自由論題での発表の機会の増大、具体的には分科会方式導入という意見、会誌の年2回刊行を要望する意見、会誌掲載論文審査基準の明確化などであった。また、大会のテーマ設定や報告者の選定に際しての非歴史学分野への配慮を要望する意見が目立った。

質問5の学会名称問題に関する自由記入形式の回答では、まず東南アジア史学会という名称を堅持すべきだとする意見のなかで、歴史学というコアのない地域研究に対する危惧が強く表明された。また、歴史的視点を欠いた地域研究への危惧も表明されている。

史学会という名称を堅持すべきとする意見のなかで目立つのは、東南アジア学会をつくること自体は意味があるが、それは史学会とは別個に結成されるべきとする意見であった。

この2学会並存論には、史学会の東南アジア学会への改称賛成者の側から、並立した場合は東南アジア学会の側は歴史を包摂しにくく、史学会の側は歴史に特化することによる先細りの危険があるという意見が出されている。

東南アジア学会への改称を是とする議論では、史学会という名称が歴史学=主流、他ディシプリン=傍流というイメージを与えることは避けがたく、この際名実ともにディシプリン横断的な地域研究学会を、史学会の構成と蓄積を積極的に生かしていくべきだとする意見が多く、地域研究学会としてこそ歴史学にも新しい発展の可能性が開けるという形の意見も目立った。

このアンケートについて、10月にはWGが主催する公聴会が、11日に広島、18日に大阪と名古屋、25日に東京で開催された。主催者のWGメンバー以外の参加者は広島6名、大阪18名、名古屋5名、東京20名であった。

これらの公聴会の簡単な記録は、この答申の参考資料とするが、新たに提起された問題、強い意見が出された点としては、以下のような問

題がある。

まずWGの活動に関して、①学会名称が問題にならざるをえないような、学会が現在直面している問題が何であるかを、会員が共有できるような客観的データが提示されていない、それがなく名称問題がまず出てくると、非常に政治性を感じる、②「論点整理」は、アンケートに対する特定の回答を誘導しているのではないか、③WGに出ていたオブザーバーの位置が不鮮明である、などの批判が提起された。また、アンケートおよびその結果の公表の仕方についても、①アンケートの質問4や5に対する回答が公聴会での回覧でしか見れないなど、WGの活動に透明性と公開性が欠如しており、それが不信を招いている、②アンケートの質問3の東南アジア史学会という名称維持か東南アジア学会への改称かという設問では、きわめて異質な学会像が同じ回答に含まれることになっている、といった批判が出された。

また内容的な面では、公聴会で表明された意見は、東南アジア学会への改称論に懸念ないし疑問を提示するものが、アンケートの結果よりは相対的には多かった。それは、①「史をとる」という話からは、東南アジア学会を結成する学問内在的な動機が不明で、コアが見えない、②コアが見えない学会は、その活動をいったい誰が担うのか、③東南アジア学会に改称したからといって会員が増えるものではない、などの意見である。東南アジア史学会における「歴史」という方法の位置づけも、公聴会の論点となつた。多くの意見はそれがきわめて包容力に富んだものであるという点では一致したが、だから問題はないとする意見と、むしろ歴史学者が包容力を失い排他的になっている、ないし他のディシプリンからはそう思われるようになっているから問題であるとする意見が対立した。さらに、将来の東南アジア学会と「歴史」という方法との関係についても、社会学者の多さからいって東南アジア学会で「歴史」が大きな役割を果たすのは幻想だとする見方と、東南アジア史学会が改称して東南アジア学会をつければ、東南アジア研究における「歴史」という方法の重要性を引き続き主張しうるという見方が出された。なお後者のような場合、現在東南アジア史学会に加わっていない人々がそうした東南アジア学会を「開かれたもの」と見るかどうかという問題があるという指摘もなされた。いずれにせよ、東南アジア史学会という名称を維持して学会を発展させるというのであれば、何

を変革して発展させるのか、東南アジア学会に改称するのならば、東南アジア史学会の何を連続性として引き継ぐのかを明示すべきであろうという意見も出された。

以上のようなアンケート、公聴会の過程で、WGの活動に関する手続き上の問題に関する疑問や批判が数多く提起された。WGはこうした批判を重く受けとめると同時に、問題の一端は現在の学会規約がきわめて簡便なものであり、500名を超える学会にふさわしい意思決定のありかたと責任の所在が明瞭でないという点にあるとの認識をもった。そのため、WGは答申に学会定款（ここでは「定款」という言葉を、社団法人など特定の形態での法人化を想定したものではなく、「きちんとした規約」の意味で使用する）を定める提言を含める必要があると判断した。それに大会のあり方をはじめとする学会活動改善の提言を加えて、次の4項目に関し、会長へ具体的な提案を行いたい。

第一は、学会名称問題に関するWGの意見と、その学会としての取り扱いに関する提言である。

第二は、学会の定款を定めるべきとの提言である。

第三は、大会のあり方に関する提言である。

第四は、その他、学会活動の改善に関する提言である。

### 第一の提言

WGは、現会長が次期会長に、東南アジア学会結成問題に対する本学会の対応を継続審議し、次期会長任期中には態度決定をすべき課題として引継ぎを行うよう提言する。

学会の基本的なあり方をめぐって、WGのアンケートで多くの意見が寄せられ、四ヶ所の公聴会でも活発な議論がなされたことは、きわめて積極的な意味をもつと考えられる。このことは、本学会の名称問題および東南アジア学会結成問題が、今や「タブー」とすべきような問題ではなく、学会の正式の課題として討議されるべき段階に達していることを示している。東南アジア学会への改称論がかなりの会員の意見になっていること、および本学会は東南アジア史学会という名称を維持すべきであるとする会員の間にも、東南アジア地域研究者を網羅する包括的な学会の必要性には賛成である人も多いことは、注目すべき点であろう。もし問題を名称問題よりもやや広く、本学会の東南アジア学会結成問題への態度ととらえるならば、本学会の採りう

る選択肢は、①本学会を東南アジア学会に改称する、②本学会は改称しないが、東南アジア学会の結成を学会として積極的に支持する、③東南アジア学会結成は、会員個人の問題であり、本学会は関与しない、という3つであろう。日本における東南アジア研究者の最も包括的な学会である本学会には、この東南アジア学会の結成問題に対する本学会の姿勢を、できるだけ早期に明確にする社会的責任があると考える。学術会議関連法の改定が予定され、本学会の所属や課題別研究連絡会議の設立に伴う課題選択などの問題が提起されることや、地域研究関連学会の連携の強化、地位向上がますます重要な課題となることも、本学会の早期の意思決定を求める。さらにWGは、この問題に関する選択は、本学会が直面するすべての問題を解決する万能薬ではないものの、様々な面での学会活動の活性策を検討する上での土俵を設定する意味をもつと考える。

ただし、この問題の本格的な議論は、学会内ではいまようやく本格化したばかりであり、また学会内には東南アジア史学会という名称を堅持すべしとする意見も強く存在している。したがって、問題を学会のさらなる審議にふし、一定の方向に学会内の意見を集約していくには、若干の時間が必要であることも明確である。したがってWGは、現会長が次期会長に、東南アジア学会結成論に対する本学会の対応をその任期中に審議し、態度決定をすべき問題であるとの、引継ぎを行うよう提言する。

### 第二の提言

WGは、学会の定款（きちんとした規約）を定めることが急務であることを提言する。

東南アジア史学会の現在の規約は、会員数50人程度の学会であったときのままである。現在500人を超える会員を数える学会に発展したときに、現規約は以下のようない重大な欠点を露呈している。

1. 会長の権限規定が不明確であり、緊急事態に対処しえない。
2. 総会規定 最高の議決機関であるべき会員総会の定足数も、また決議に必要な賛否率の規定もない。
3. 理事会、評議会規定がなく、会長の指名による委員の構成する委員会の権限が不明のまま、事実上、理事会・評議会の権能を果たしている。

## 将来検討 WG 「会長への返申」

現在の規約では、任意団体としての透明な学会運営に支障があるにとどまらず、相当額の規模に達する学会財産の帰属、管理責任も不明確であり、税法上の問題が発生した場合、学術会議登録団体としての対外的な信用において、不利益をもたらす可能性もある。以上の諸点から、規約を、他の大きな学会にみられるようなものとして、また法人化にも対応できる定款（「きちんとした規約」の意味）に改正する必要がある。このために定款には以下の内容が必要である。

1. 会の目的
2. 学会の住所の選定法
3. 学会会員資格
4. 理事会など学会運営の決定機関の選出と権限
5. 理事長（会長）の選出と権限
6. 総会の成立要件と権限
7. 予算、決算に関する条項
8. 退会、除籍に関する事項

WGは、こうした定款を学会が早急に定める必要があると判断する。なお、WGが考えた定款の見本を、参考資料として添付する。

### 第三の提言

WGは、学会の大会委員を抜本的に増強し、大会委員が恒常的な部会に責任をもつ体制をとり、研究大会に分科会方式を採用することを提言する。

ひと頃からみて、日本の東南アジア研究の水準が低下したとも思えない。にもかかわらず大会に魅力がなくなったというのであれば、それは報告者の選定に問題があるか、東南アジア史学会が、多分野の会員を多数抱えることになり、報告内容がすべての関心に応えられないためであると考えられる。

従来、研究大会は、会長の指名による4名の大会委員が、年2回開催される大会の企画・運営を担当してきた。通常、土曜日に自由研究発表、日曜日にシンポジウムという構成で、前者は10～12名の応募者から、事前に提出された1200字程度の報告趣旨を参考に、6～7名程度の報告者を決定してきた。一方後者は、大会委員がテーマを策定し、報告者3名、コメンテーター2名程度で組み立てられ、パネリストを非会員に依頼する場合もあった。2002年秋期大会から、シンポジウムは応募・選抜による複数のパネルが立てられることになり、新方式が実施されているが、依然、魅力に欠ける、歴史に

偏りすぎている等の大会批判を解消するにはいたっていない。

ただし研究大会がこれまで、多様な研究領域の交差する場を提供してきたことは否めない。多くの会員がこれへの参加を通して自己の専門性を豊かにし、その研究水準を相対化してきたことも確かである。これが学会という組織の果たすべき主要な役割であることは、論をまたない。学会はこうした本来の意義を積極的に果たしてこそ、その存在意義があるのである。

そこでWGとしては、①大会委員を抜本的に増強し9名程度とする、②この間の学会のあり方をめぐる議論もふまえて複数の部会（たとえばディシプリンや地域/国などによる部会で、構成は可変的だが常置されるもの）を設置し、それを大会委員が分担して責任をもつ体制をとる、③従来の自由研究発表、統一テーマによるシンポジウムに加えて、部会ごとの自由研究発表、シンポジウムを研究大会の構成に加え、大会に分科会方式を導入する、という提言を行いたい。

当面は、春秋年2回の研究大会を実施する。大会の企画にあっては、テーマ、内容ともに東南アジア研究の最前線を示すものとするよう、9名の大会委員が地区例会と緊密に連絡を取りながら、報告者やコメンテーターの発掘につとめる。自由研究発表以外にも部会発表への自由応募は認めつつも、報告者は基本的に大会委員の依頼によって決定するものとする。

当初は参加者が少ない分科会が存在したとしても、この方式を貫き、委員が分科会の活性化につとめる。

### 第四の提言

WGは、学会事務の抜本的合理化と財政改善のため、学会文書伝達のオンライン化を進め、オンラインでのみ文書を受け取るのでよいとする「メール会員」（仮称）制度を導入すること、および事務局機能の外部委託の可能性を検討することを提言する。

東南アジア史学会にとって、財政状況の好転と事務局事務の軽減は、緊急に解決を要する問題である。これを安易に学会会費の値上げに走ることなく解決するには、学会の文書伝達のオンライン化を促進し、オンラインのみで文書を受けとる「メール会員」（仮称）制度を導入することが急務であろう。このようなシステムの構築・維持を学会内で処理することは不可能であることも考慮すれば、以前から事務局事務軽減

策として検討されている事務の外部委託の可能性もあわせて考えられるべきであろう。

このほか、WGで議論はしたが具体的な結論には達しなかった課題として、学会誌のあり方の問題やより総合的な学会の財務の問題がある。WGとしては、このような問題に関しても、継続的な検討が加えられることを希望する。

## 東南アジア史学会将来検討ワーキング・グループ アンケート集計報告

2003年11月20日

東南アジア史学会将来検討ワーキング

東南アジア史学会将来検討ワーキングがお願いしましたアンケートには、180名の会員から回答が寄せられました。統計的な処理が可能なアンケートの質問1から3に対する回答の分布は、下記のとおりです。

### 質問1 年齢（無回答を除く）

20代	13名
30代	69名
40代	51名
50代	30名
60代以上	16名

### 質問2 -① 専門（ディシプリン・複数回答あり、無回答を除く）

歴史	61名
人類・社会	39名
政治・経済・開発	20名
地域研究	34名
言語・文学	12名
思想・宗教	6名
その他 考古学	3名
建築・建築史	3名
その他	9名

### 質問2 -② 研究対象地域（複数回答あり、無回答を除く）

東南アジア	18名
大陸部（中国西南部を含む）	7名
ビルマ	10名
タイ	21名
カンボジア	8名
ラオス	5名
ベトナム	25名
島嶼部	3名

マレーシア	16名
シンガポール	4名
インドネシア	43名
ボルネオ・サバ・サラワク・	
ブルネイ・カリマンタン	4名
フィリピン	14名
その他	15名

### 質問3 学会名称問題（除く無回答、%は対回答者総数比）

「東南アジア史学会」のままでよい	53名 (29.4 %)
「東南アジア学会」に変更した方がよい	95名 (52.8 %)
どちらでもよい	27名 (15 %)
その他	4名 (2.2 %)

付表1 質問1（年齢）と質問3の回答との相関

質問3の回答	20代	30代	40代	50代	60代以上
総数	13	69	51	30	69
東南アジア史学会のまま	5	16	15	11	16
東南アジア学会に変更	6	42	25	15	42

付表2 質問2-①（専門）と質問3の回答との相関

質問3の回答	歴史	人類等	政治等	地域	言語等	思想等	他
総数	61	39	20	34	12	6	12
東南アジア史学会のまま	30	6	3	4	2	0	7
東南アジア学会に変更	17	30	14	22	7	5	5

策として検討されている事務の外部委託の可能性もあわせて考えられるべきであろう。

このほか、WGで議論はしたが具体的な結論には達しなかった課題として、学会誌のあり方の問題やより総合的な学会の財務の問題がある。WGとしては、このような問題に関しても、継続的な検討が加えられることを希望する。

## 東南アジア史学会将来検討ワーキング・グループ アンケート集計報告

2003年11月20日

東南アジア史学会将来検討ワーキング

東南アジア史学会将来検討ワーキングがお願いしましたアンケートには、180名の会員から回答が寄せられました。統計的な処理が可能なアンケートの質問1から3に対する回答の分布は、下記のとおりです。

### 質問1 年齢（無回答を除く）

20代	13名
30代	69名
40代	51名
50代	30名
60代以上	16名

### 質問2 -① 専門（ディシプリン・複数回答あり、無回答を除く）

歴史	61名
人類・社会	39名
政治・経済・開発	20名
地域研究	34名
言語・文学	12名
思想・宗教	6名
その他 考古学	3名
建築・建築史	3名
その他	9名

### 質問2 -② 研究対象地域（複数回答あり、無回答を除く）

東南アジア	18名
大陸部（中国西南部を含む）	7名
ビルマ	10名
タイ	21名
カンボジア	8名
ラオス	5名
ベトナム	25名
島嶼部	3名

マレーシア	16名
シンガポール	4名
インドネシア	43名
ボルネオ・サバ・サラワク・	
ブルネイ・カリマンタン	4名
フィリピン	14名
その他	15名

### 質問3 学会名称問題（除く無回答、%は対回答者総数比）

「東南アジア史学会」のままでよい	53名 (29.4 %)
「東南アジア学会」に変更した方がよい	95名 (52.8 %)
どちらでもよい	27名 (15 %)
その他	4名 (2.2 %)

付表1 質問1（年齢）と質問3の回答との相関

質問3の回答	20代	30代	40代	50代	60代以上
総数	13	69	51	30	69
東南アジア史学会のまま	5	16	15	11	16
東南アジア学会に変更	6	42	25	15	42

付表2 質問2-①（専門）と質問3の回答との相関

質問3の回答	歴史	人類等	政治等	地域	言語等	思想等	他
総数	61	39	20	34	12	6	12
東南アジア史学会のまま	30	6	3	4	2	0	7
東南アジア学会に変更	17	30	14	22	7	5	5

## 将来検討WG「会長への返申」

付表3 質問2-②(地域)と質問3の回答の相関

研究地域	総数	東南アジア史学会のまゝ	東南アジア学会に変更
東南アジア	18	7	8
大陸部	7	2	4
島嶼部	3	0	3
ビルマ	10	4	5
タイ	21	7	12
ラオス	5	2	2
カンボジア	8	2	6
ベトナム	26	9	10
シンガポール	4	1	3
インドネシア	43	10	26
マレーシア	16	3	10
ボルネオ・サバ・サラワク・カリマンタン	4	1	1
フィリピン	3	3	7
その他(南アジア・日本など)	7	7	6

### 資料 会長から将来検討委員会(のち将来検討ワーキンググループ)への諮詢

東南アジア史学会将来検討委員会(仮称)委員各位

第19期の委員の任期ももう半分過ぎ、ちょうど折り返し地点に立っているわけですが、ここで、昨年から少しずつ考えてきました本学会のあり方について、もう少し踏み込んで、真剣に検討したほうが良いのではないかと私は思っています。

ご存じのように、近年東南アジア研究は、質量ともに急速な発展をとげ、当初少数の歴史学者を中心に発足したわが学会も、東南アジア研究に従事するさまざまな専門の方々が幅広く入会するに至った結果、会員数も最近では600人前後へと増えてきました。研究の内容は多様化してきているのですが、その一方で、学会はそのように多様化した会員の要望に十分対処できているとはいえない状況にあります。とりわけここ二、三年、大会のシンポジウムが歴史にか

たよりすぎている、といったような不満も聞こえてきています。積極的に声をあげて抗議をする人は少ないのですが、「やはり東南アジア史学会だから仕方ないか」というようなあきらめに似た、受身的な捕らえ方をする人が多いようで、結局、大会への足が遠のいてしまうと言うような形で不満が表明されているように思えます。

そのような中で、2001年の夏の総会で、桜井由躬雄会員から「学会名から史を取ることを検討してはどうか」という提案がなされました。しかし、第18期の委員会でこの問題を非公式に話し合った(議事録には掲載されておりません)結果、これを正式には取り上げない事になったと聞いています。私自身、会長を引き受けた時には、事の深刻さをあまり意識していなかったのですが、その後、桜井提案を真剣に取り上げなかっただ事に対する強い不満が会員の一部から出ており、東南アジア史学会とは別に、東南アジアの地域研究を中心とする新しい学会を立ち上げようとする動きもある事が分かりました。

会員の中には「ほかにもっと自分たちに適した学会を作るのは別に問題じゃないんじやないか」という意見もありますが、現実にそのような事態が生じる前に、やはり、なぜそのような事にならざるを得ないのか、ほかにもっと良い方法はないのかといったことを、徹底的に話し合う機会を設けたほうがいいのではないかと私は思います。

このような状況に対する危機感から、「史」をとるか否かは別として、ともかく、多様な会員のニーズに応えるための第一歩として、ご存知のように2002年秋の大会から、二日目に二本立てで、自由企画を募集してパネルを組むという試みをやってみました。一回だけの結果からその成否を図るにはまだ早すぎだと思いますが、ともかく、変革に向けての意思表示はしたつもりでおります。

とはいっても、あと1年しか残っていない任期中に、改革に向けてもう少し具体的な何らかの方向付けをしたいというのが私の気持ちであります。そのため、「将来検討委員会」(仮称\*)を委員会の外に作って、時間をかけて検討していただいたらどうかと思いました。

この委員会は、会長の諮詢を受けて討議を重ねますが、決定権はなく、一定期間ののち(できれば春の大会前に)に答申を出していただいて、それに基づいて6月の委員会で討議するという形をとりたいと思います。

この委員会で検討していただく事項はほぼ以

## 将来検討WG「会長への返申」

付表3 質問2-②(地域)と質問3の回答の相関

研究地域	総数	東南アジア史学会のまゝ	東南アジア学会に変更
東南アジア	18	7	8
大陸部	7	2	4
島嶼部	3	0	3
ビルマ	10	4	5
タイ	21	7	12
ラオス	5	2	2
カンボジア	8	2	6
ベトナム	26	9	10
シンガポール	4	1	3
インドネシア	43	10	26
マレーシア	16	3	10
ボルネオ・サバ・サラワク・カリマンタン	4	1	1
フィリピン	3	3	7
その他(南アジア・日本など)	7	7	6

### 資料 会長から将来検討委員会(のち将来検討ワーキンググループ)への諮問

東南アジア史学会将来検討委員会(仮称)委員各位

第19期の委員の任期ももう半分過ぎ、ちょうど折り返し地点に立っているわけですが、ここで、昨年から少しずつ考えてきました本学会のあり方について、もう少し踏み込んで、真剣に検討したほうが良いのではないかと私は思っています。

ご存じのように、近年東南アジア研究は、質量ともに急速な発展をとげ、当初少数の歴史学者を中心に発足したわが学会も、東南アジア研究に従事するさまざまな専門の方々が幅広く入会するに至った結果、会員数も最近では600人前後へと増えてきました。研究の内容は多様化してきているのですが、その一方で、学会はそのように多様化した会員の要望に十分対応できているとはいえない状況にあります。とりわけここ二、三年、大会のシンポジウムが歴史にか

たよりすぎている、といったような不満も聞こえてきています。積極的に声をあげて抗議をする人は少ないのですが、「やはり東南アジア史学会だから仕方ないか」というようなあきらめに似た、受身的な捕らえ方をする人が多いようで、結局、大会への足が遠のいてしまうと言うような形で不満が表明されているように思えます。

そのような中で、2001年の夏の総会で、桜井由躬雄会員から「学会名から史を取ることを検討してはどうか」という提案がなされました。しかし、第18期の委員会でこの問題を非公式に話し合った(議事録には掲載されておりません)結果、これを正式には取り上げない事になったと聞いています。私自身、会長を引き受けた時には、事の深刻さをあまり意識していなかったのですが、その後、桜井提案を真剣に取り上げなかっただ事に対する強い不満が会員の一部から出ており、東南アジア史学会とは別に、東南アジアの地域研究を中心とする新しい学会を立ち上げようとする動きもある事が分かりました。

会員の中には「ほかにもっと自分たちに適した学会を作るのは別に問題じゃないんじやないか」という意見もありますが、現実にそのような事態が生じる前に、やはり、なぜそのような事にならざるを得ないのか、ほかにもっと良い方法はないのかといったことを、徹底的に話し合う機会を設けたほうがいいのではないかと私は思います。

このような状況に対する危機感から、「史」をとるか否かは別として、ともかく、多様な会員のニーズに応えるための第一歩として、ご存知のように2002年秋の大会から、二日目に二本立てで、自由企画を募集してパネルを組むという試みをやってみました。一回だけの結果からその成否を図るにはまだ早すぎだと思いますが、ともかく、変革に向けての意思表示はしたつもりでおります。

とはいえ、あと1年しか残っていない任期中に、改革に向けてもう少し具体的な何らかの方向付けをしたいというのが私の気持ちでありまして、そのために、「将来検討委員会」(仮称\*)を委員会の外に作って、時間をかけて検討していただいたらどうかと思いました。

この委員会は、会長の諮問を受けて討議を重ねますが、決定権はなく、一定期間ののち(できれば春の大会前に)に答申を出していただいて、それに基づいて6月の委員会で討議するという形をとりたいと思います。

この委員会で検討していただく事項はほぼ以

下のような点です。

1. 学会会員の積極的参加の促進：学会会員の幅広い問題関心を反映した学会活動になっているか否か？また、それを反映させるという方向で行くのか？それとも歴史学を中心とするラインで活動を進め、その線に合わせて学会活動に参加してもらうのか？
2. 学会の役割：1と関連して日本の東南アジア研究の中で東南アジア史学会がどのような役割を果たすべきか？例えば人類学、社会学、経済学的なアプローチは、とくに排除はしないが、積極的に取り上げることはせず、他の機関・組織のイニシアチブに任せる方向で行くのか。それとも、より総合的な地域研究を盛り立てる方向で行くのか？総合的な方向で行くとしたら、やり方はどうするか？

以上宜しくお願ひいたします。

2003年4月6日

倉沢愛子

\*その後、第1回目の会合で「将来検討ワーキンググループ」を正式名称とすることになった。

### 第20期会長候補者選考委員の選挙結果について

従来、新たな委員体制が発足した際の最初の会報においては、その前期におこなわれた会長候補者選考委員の選挙結果に関する報告が記載されてきたが、第80号会報ではその報告が掲載されなかった。ここにあらためて第20期の会長候補者選考委員の選挙結果に関する報告を掲載する。会員の皆様ならびに同報告をご準備いただいておりました土佐桂子前選挙管理委員長には、事務局より深くお詫び申し上げます。

東南アジア史学会事務局 長津一史

### 会長候補者選考委員の選挙結果について

倉澤愛子19期会長の任期満了に伴い、次期(20期)会長候補を選考する会長候補者選考委員7名の選挙を実施した。

本会会長選出規定にのっとり、2003年9月、会長の指名により選挙管理委員会（委員長土佐桂子、嶋尾稔、市倉英和、菅原由美、井上さゆり）を発足させ、同9月30日、460名の有権者会員に投票を封書にて依頼した（4名連記、同10月31日締切）。同11月6日、東京外国语大学ビルマ語共同研究室において、選挙監理委員全5名の立会のもと、開票を行った。

返送総数164通であり、うち2通は締切日をすぎた消印であるため、無効とし、162通を有効とした。投票総数（延べ投票数）は、648票、白票9であった。

開票の結果、7位に同票2名が並んだため、規約に則りくじにより選考を行った。上位7名の各人に對し、2003年12月6日正午までに委員会を開き、次期会長候補者を選考するよう、11月8日、電子メールにて連絡した。各氏から承諾の返事を得られ、石井米雄、加藤剛、桜井由躬雄、末廣昭、早瀬晋三、深見純生、古田元夫(50音順、敬称略)の7氏を会長候補者選考委員として確定した。

委員会は、通例、学会の開催時に開かれるが、今回は、それより早く開催するべきとの意見が多数の委員から出されたため、11月22日午前11時より、学士会館310号室にて開催された。

2003年11月22日 選挙管理委員長 土佐桂子

下のような点です。

1. 学会会員の積極的参加の促進：学会会員の幅広い問題関心を反映した学会活動になっているか否か？また、それを反映させるという方向で行くのか？それとも歴史学を中心とするラインで活動を進め、その線に合わせて学会活動に参加してもらうのか？
2. 学会の役割：1と関連して日本の東南アジア研究の中で東南アジア史学会がどのような役割を果たすべきか？例えば人類学、社会学、経済学的なアプローチは、とくに排除はしないが、積極的に取り上げることはせず、他の機関・組織のイニシアチブに任せる方向で行くのか。それとも、より総合的な地域研究を盛り立てる方向で行くのか？総合的な方向で行くとしたら、やり方はどうするか？

以上宜しくお願ひいたします。

2003年4月6日

倉沢愛子

\*その後、第1回目の会合で「将来検討ワーキンググループ」を正式名称とすることになった。

### 第20期会長候補者選考委員の選挙結果について

従来、新たな委員体制が発足した際の最初の会報においては、その前期におこなわれた会長候補者選考委員の選挙結果に関する報告が記載されてきたが、第80号会報ではその報告が掲載されなかった。ここにあらためて第20期の会長候補者選考委員の選挙結果に関する報告を掲載する。会員の皆様ならびに同報告をご準備いただきました土佐桂子前選挙管理委員長には、事務局より深くお詫び申し上げます。

東南アジア史学会事務局 長津一史

### 会長候補者選考委員の選挙結果について

倉澤愛子19期会長の任期満了に伴い、次期(20期)会長候補を選考する会長候補者選考委員7名の選挙を実施した。

本会会長選出規定にのっとり、2003年9月、会長の指名により選挙管理委員会（委員長土佐桂子、嶋尾稔、市倉英和、菅原由美、井上さゆり）を発足させ、同9月30日、460名の有権者会員に投票を封書にて依頼した（4名連記、同10月31日締切）。同11月6日、東京外国语大学ビルマ語共同研究室において、選挙監理委員全5名の立会のもと、開票を行った。

返送総数164通であり、うち2通は締切日をすぎた消印であるため、無効とし、162通を有効とした。投票総数（延べ投票数）は、648票、白票9であった。

開票の結果、7位に同票2名が並んだため、規約に則りくじにより選考を行った。上位7名の各人に對し、2003年12月6日正午までに委員会を開き、次期会長候補者を選考するよう、11月8日、電子メールにて連絡した。各氏から承諾の返事を得られ、石井米雄、加藤剛、桜井由躬雄、末廣昭、早瀬晋三、深見純生、古田元夫(50音順、敬称略)の7氏を会長候補者選考委員として確定した。

委員会は、通例、学会の開催時に開かれるが、今回は、それより早く開催るべきとの意見が多数の委員から出されたため、11月22日午前11時より、学士会館310号室にて開催された。

2003年11月22日 選挙管理委員長 土佐桂子

## 第71回研究大会報告

第71回研究大会は、2004年6月12日（土）13日（日）に、古田元夫会員を大会準備委員長として、東京大学駒場キャンパスにて開催された。1日目には自由研究発表が、2日目には3つの会場に分かれて、「アメリカ・東南アジア関係研究へのアプローチ—冷戦期を中心として—」、「地方分権化という課題を考える—インドネシアの事例から—」、「開拓社会の形成と変容—20世紀のメコンデルタ開発を中心に—」と題するシンポジウムを行った。

### プログラム

6月12日（土）

開会の辞……………古田 元夫（大会準備委員長）

<自由研究発表>

19世紀後半マレー半島における労働構造—錫鉱業と華人労働者について—

……東條 哲郎（東京大学大学院）

19世紀中葉、南シナ海沿海秩序の再編—イギリス海軍とビン粵海盜—……村上 衛（京都大学）

ビルマ語散文仏教テクスト “Yasavaddhana Vatthu”（『称誉増大物語』1619）が文学として読まれるまで……原田 正美（大阪外国語大学）  
インドネシアにおけるイスラーム主義と国民統合の行方………見市 建（日本学術振興会）  
ベトナム戦争下のフェミニズム—ベトナム女性連合の思想と運動 1965–75年—

……片山 須美子（大阪外国語大学）

6月13日（日）

シンポジウム1 「アメリカ・東南アジア関係研究へのアプローチ—冷戦期を中心として—」

趣旨説明……………中野 聰（一橋大学）

米比同盟—その形成期と現在との比較を中心—

……伊藤 裕子（亜細亜大学）

東南アジアとアメリカ合衆国—転換点としての1958年— ……………寺地 功次（共立女子大学）

ヴェトナム戦争と「ソンミ虐殺」—「アメリカ合衆国の戦争」とその遺産

……藤本 博（南山大学）

コメント……………遠藤 聰（横浜国立大学）

シンポジウム2 「地方分権化という課題を考える—インドネシアの事例から—」

趣旨説明……………永渕 康之（名古屋工業大学）

インドネシア地方分権化政策の評価—ビジョンなき改革?— ……………臼井 則生（関西大学）

「アイデンティティ」の境界—東南スラウェシ州・旧ブトン県における地方自治体分立の動向と背景— ……………山口 裕子（吉備国際大学）  
国境と石油をめぐる闘争史—東カリマンタン州の地方分権化プロセスから—

……奥島 美夏（神田外語大学）

地方分権化と村落自治—タナ・トラジャ県の「慣習復興」の背景と問題点—

……島上 宗子（京都大学大学院）

コメント……………松井 和久（アジア経済研究所）

シンポジウム3 「開拓社会の形成と変容—20世紀のメコンデルタ開発を中心に—」

趣旨説明……………高田 洋子（敬愛大学）

ドンタップムオイ地域における開拓村—ドイモイ政策施行以後の入植政策とその帰結—

……大野 美紀子（神田外国语大学）

流動性からみたメコンデルタの親族構造

……中西 裕二（福岡大学）

ベトナム統一後のメコンデルタの水利開発と農業発展……………河野 泰之（京都大学）

コメント1 紅河デルタとの比較から

……松尾 信之（名古屋商科大学）

コメント2 チャオプラヤデルタとの比較から

……末廣 昭（東京大学）

## 自由研究発表要旨

### 19世紀後半マレー半島における労働構造—

#### 錫鉱業と華人労働者について—

東條哲郎（東京大学大学院）

本報告の目的は、19世紀後半マレー半島の華人錫生産における労働者雇用方法を分析することを通じ、その地域的な個別性を見出すことである。19世紀後半以降の錫需要の増大と、イギリスによる植民地化により、マレー半島は国際商品である錫の生産地として輸出経済にくみこまれた。その中で、産出量が最大であったペラ州では、主に華人資本の採掘企業が、華人移民労働者を用い、労働集約的に採掘を行っていた。このテーマに関しては、植民地経済史や華人史の分野から研究がなされている。これらの研究の問題点は、華人採掘を基本的に均質なものとして捉えていることにある。本報告では、ペラ州の行政文書などの分析を通じ、華人錫鉱業の地域的、時期的な差異について考察する。

ペラ州で最も早く錫鉱業の発展した州北部のラルッ地区では、植民地化初期の1870年代後半、「ラルッ型」鉱山経営と呼べる比較的大規模な採掘がなされていた。海峡植民地ペナンに拠点を持つ華人有力資本家が鉱山の運転資金を提供し、結社のネットワークを通じて労働者をリクルートしていた。鉱山では資本家と同じ結社に属する華人有力者が、鉱山主として、実際の採掘や労働者管理を行っていた。70年代の錫価格と生産コストを比較すると、錫採掘による利益率は低く、渡航費前貸し制や食料などの現物前貸し制、アヘン販売など、錫販売以外の利益が大きかった。即ち、労働者は鉱山の総合的な利益獲得手段として重要であり、労働者は結社によって管理、保護されていた。

この状況が変化したのが、1880年代後半の錫ブームである。国際的な錫価格の急騰と輸送システムの整備により、州中部のキンタ地区での採掘が可能となり、「キンタ型」鉱山経営と呼べる小規模な採掘が開始された。キンタでは、選鉱技術の改善や精錬業の統合などの要因が加わり、小規模資本での採掘が可能となり、労働者出身者など多様な出自を持つ中小の華人商人が進出した。キンタにおける急速な発展は、新たな労働需要を生み出し、ラルッの華人労働者の多くが、集団的な逃散という形でキンタへ移動した。労働者の獲得に成功したキンタは、ラルッを採掘量で凌駕していった。「キンタ型」鉱山が労働者を獲得できた要因として、高賃金や配

分制度などの好条件の雇用を提示したことがあげられる。即ち、華人労働者は労働力としての重要性を増していく、結社による管理も弱体化した。

以上のように、キンタでの採掘の発展は、労働者に対する賃金支払い方法を、長期的前貸し制度から配分制へと変化させた。このことは、華人錫鉱業初期に見られた地縁などに基づく華人の労働者募集、雇用形態の解体を意味するものであった。

### 19世紀中葉、南シナ海沿海秩序の再編—イギリス海軍とビン粵海盜—

村上 衛（京都大学）

アヘン戦争後の中国沿海における治安の問題については、後期倭寇や嘉慶の海寇などと比較して、十分な検討が行われてきたわけではない。従来の研究は主としてイギリス側の史料に依拠してイギリス海軍による治安回復を重視する研究と、漢文史料に依拠して中国海賊の活動を断片的に描く研究に分けられるが、いずれも使用史料に偏りがあり、また開港前の状況はあまり考慮されていない。

本報告は、イギリス海軍の中国沿海におけるインパクトを、南シナ海の沿海民の海賊活動との関係を中心に、開港前の状況を考慮しつつ再考し、沿海の秩序がどのように再編されたのかを明らかにすることを目的とする。史料としては、主にイギリス外交文書（FO）、海軍本部文書（ADM）を用い、清朝中央に残された档案を補助的に用いることによって史料的なバランスを考慮していきたい。なお、地域的には歴史的に海賊多発地域であった福建沿海を取り上げる。

19世紀初頭以来、南シナ海沿海においては、福建・広東沿海民を主体とする嘉慶海寇の乱やアヘン貿易の発展とその分散化などにみられるように、治安と貿易の両面において清朝の支配が動搖していた。こうした中でアヘン貿易を契機に勃発したアヘン戦争は清朝の敗北に終わり、もはや清朝だけでは沿海の統制は不可能な状況に陥っていた。

南京条約の結果、五港が開港すると、貿易が開港場に集中する一方で、沿海地域は全体的な不況に陥ったため、沿海の貿易に従事してきた福建・広東の沿海民の多くが失業し、海賊活動を開始した。これに対し、清朝水師は有効な対応をとることができず、1847年には福建南部で海賊の襲撃によってイギリス船に大きな被害が

## 自由研究発表要旨

### 19世紀後半マレー半島における労働構造—

#### 錫鉱業と華人労働者について—

東條哲郎（東京大学大学院）

本報告の目的は、19世紀後半マレー半島の華人錫生産における労働者雇用方法を分析することを通じ、その地域的な個別性を見出すことである。19世紀後半以降の錫需要の増大と、イギリスによる植民地化により、マレー半島は国際商品である錫の生産地として輸出経済にくみこまれた。その中で、産出量が最大であったペラ州では、主に華人資本の採掘企業が、華人移民労働者を用い、労働集約的に採掘を行っていた。このテーマに関しては、植民地経済史や華人史の分野から研究がなされている。これらの研究の問題点は、華人採掘を基本的に均質なものとして捉えていることにある。本報告では、ペラ州の行政文書などの分析を通じ、華人錫鉱業の地域的、時期的な差異について考察する。

ペラ州で最も早く錫鉱業の発展した州北部のラルッ地区では、植民地化初期の1870年代後半、「ラルッ型」鉱山経営と呼べる比較的大規模な採掘がなされていた。海峡植民地ペナンに拠点を持つ華人有力資本家が鉱山の運転資金を提供し、結社のネットワークを通じて労働者をリクルートしていた。鉱山では資本家と同じ結社に属する華人有力者が、鉱山主として、実際の採掘や労働者管理を行っていた。70年代の錫価格と生産コストを比較すると、錫採掘による利益率は低く、渡航費前貸し制や食料などの現物前貸し制、アヘン販売など、錫販売以外の利益が大きかった。即ち、労働者は鉱山の総合的な利益獲得手段として重要であり、労働者は結社によって管理、保護されていた。

この状況が変化したのが、1880年代後半の錫ブームである。国際的な錫価格の急騰と輸送システムの整備により、州中部のキンタ地区での採掘が可能となり、「キンタ型」鉱山経営と呼べる小規模な採掘が開始された。キンタでは、選鉱技術の改善や精錬業の統合などの要因が加わり、小規模資本での採掘が可能となり、労働者出身者など多様な出自を持つ中小の華人商人が進出した。キンタにおける急速な発展は、新たな労働需要を生み出し、ラルッの華人労働者の多くが、集団的な逃散という形でキンタへ移動した。労働者の獲得に成功したキンタは、ラルッを採掘量で凌駕していった。「キンタ型」鉱山が労働者を獲得できた要因として、高賃金や配

分制度などの好条件の雇用を提示したことがあげられる。即ち、華人労働者は労働力としての重要性を増していく、結社による管理も弱体化した。

以上のように、キンタでの採掘の発展は、労働者に対する賃金支払い方法を、長期的前貸し制度から配分制へと変化させた。このことは、華人錫鉱業初期に見られた地縁などに基づく華人の労働者募集、雇用形態の解体を意味するものであった。

### 19世紀中葉、南シナ海沿海秩序の再編—イギリス海軍とビン粵海盜—

村上 衛（京都大学）

アヘン戦争後の中国沿海における治安の問題については、後期倭寇や嘉慶の海寇などと比較して、十分な検討が行われてきたわけではない。従来の研究は主としてイギリス側の史料に依拠してイギリス海軍による治安回復を重視する研究と、漢文史料に依拠して中国海賊の活動を断片的に描く研究に分けられるが、いずれも使用史料に偏りがあり、また開港前の状況はあまり考慮されていない。

本報告は、イギリス海軍の中国沿海におけるインパクトを、南シナ海の沿海民の海賊活動との関係を中心に、開港前の状況を考慮しつつ再考し、沿海の秩序がどのように再編されたのかを明らかにすることを目的とする。史料としては、主にイギリス外交文書（FO）、海軍本部文書（ADM）を用い、清朝中央に残された档案を補助的に用いることによって史料的なバランスを考慮していきたい。なお、地域的には歴史的に海賊多発地域であった福建沿海を取り上げる。

19世紀初頭以来、南シナ海沿海においては、福建・広東沿海民を主体とする嘉慶海寇の乱やアヘン貿易の発展とその分散化などにみられるように、治安と貿易の両面において清朝の支配が動搖していた。こうした中でアヘン貿易を契機に勃発したアヘン戦争は清朝の敗北に終わり、もはや清朝だけでは沿海の統制は不可能な状況に陥っていた。

南京条約の結果、五港が開港すると、貿易が開港場に集中する一方で、沿海地域は全体的な不況に陥ったため、沿海の貿易に従事してきた福建・広東の沿海民の多くが失業し、海賊活動を開始した。これに対し、清朝水師は有効な対応をとることができず、1847年には福建南部で海賊の襲撃によってイギリス船に大きな被害が

生じる事件も発生した。そこで翌年になるとイギリス海軍は海賊掃討の政策に転換し、福建人海賊は大打撃を受けた。

1850年代になると、南シナ海沿海では、福建・広東沿海民の反乱が頻発したが、その中で、広東人海賊は拡大する商人ネットワークを利用しつつ、清軍水師として反乱鎮圧に活躍し、さらには太平天国鎮圧にも協力した。これにより当面の間、広東人海賊はその勢力を維持することになる。

一方、反乱の鎮圧後、廈門周辺などの特定の地域においては清朝地方官僚とイギリス海軍との協力関係が進展し、清朝官僚からイギリス領事への通報を受けてイギリス海軍が出動、海賊を搜索・掃討した。その結果、地域的な海賊は存続したもの、福建海域において大規模な海賊が編成される可能性はなくなり、外国船貿易については安全が確保された。以後、福建人海賊の影響力は低下した。

結果的に清朝はイギリス海軍を利用して福建を中心とする海賊勢力を排除し、貿易を開港場に集中させることに成功した。また、海關における外国人税務司制度の成立と合わせて拡大する貿易を把握し、主要な財源を確保することも可能になった。かくして、清朝は、イギリスの力を利用することによって、沿海秩序のある程度の再編を成し遂げたのである。

### ビルマ語散文仏教テクスト “Yasavaddhana Vatthu”（『称誉増大物語』1619）が文学として読まれるまで

原田 正美（大阪外国語大学）

“Yasavaddhana Vatthu”（以後、Yasa. と略記）は今日ビルマで、古典文学として知られ読み継がれている。本報告では、それが文学として読まれるに至った経緯を検討することで、Yasa.を取り巻く環境の変化の一端を考察し、Yasa. をはじめとする前近代期成立のビルマ語散文仏教テクストを再考する視座を明確にすることにある。

Yasa. はニヤウンヤン王朝時に、王師タウンビーラ尊師により著された。ダンマパダの第24偈の注釈「クンバゴーサカの事跡」をもとに、称譽すなわち富、従者、名声、威徳が増大する教えを説いた。経、律、論にまたがり、注釈書をベースとしながら、復注にいたるまで種々のテクストに厳正に依拠し、それらを再編、翻訳することから成り立っている。内容からも、王位継承者の立場にあり、施主でもあった王弟の懇

請に応えた様子が窺える。

しかし現在 Yasa. は、他の Vatthu という呼称を持つ一部の散文仏教テクストとともに、文学の分野におかれ、小説の起源と関連付けて語られ、物語として読まれている。そこに至るまでの経緯をたどるなら、王朝の崩壊による王室貝葉写本の放出（1889）、バーナード無料図書館の開設（1883）、仏教經典・典籍の出版を経て、貝葉が刊本となり、『アンソロジー』（1917）、『ビルマ文学史』（1937）の成立、ビルマ語教科書の拡充などによって、文学の分野に置かれるようになったこと、他方、1904年のvatthu という呼称を含む近代小説論争を境に、小説という形式が定着し、注釈書に含まれた事跡（物語）がビルマ文学における小説の起源に関連付けられる状況が見えてくる。

またミンドン王による大理石写本の公開と第五回仏典結集（1868-1871）、その後經典研究の空白期を経、過去の蓄積の古典化・風化が起こるとともに、第六回仏典結集（1954-56）版の成立という聖典回帰を背景として、次第に僧侶の經典研究における再編等の裁量や活動が失われる、經典仏教における変化もたどられる。

そのような後の変化を括弧に入れて Yasa. を見直すとき、それはセイロンから連なる經典研究に位置づけられ、Yasa. の内容はそれを取り巻く世俗世界に呼応したものであった。ビルマ語散文仏教テクストは、時代の趨勢の中で、再編・翻訳により、經典に還元できない新たな読みを付与しつつ、ビルマ固有の經典仏教の一端を形成してきたものと思われる。

### インドネシアにおけるイスラーム主義と国民統合の行方

見市 建（日本学術振興会）

本発表の目的は、現代インドネシアにおける政治イデオロギーとしてのイスラームと国家の成り立ちがいかに関係しているかを明らかにすることである。具体的には、第一に1970年代以降イスラーム世界全体で見られたイスラーム主義がインドネシアにおいてどのように浸透したのかを明らかにし、第二にそれがスハルト体制後の国民統合にどのような影響を及ぼしているのかを検討する。

まずインドネシアにおけるイスラーム主義の来歴を明らかにする。2001年のバリ島爆弾テロ事件以降、ジャマーア・イスラミヤ（JI）に代表される武装闘争派のイスラーム主義に注目が

生じる事件も発生した。そこで翌年になるとイギリス海軍は海賊掃討の政策に転換し、福建人海賊は大打撃を受けた。

1850年代になると、南シナ海沿海では、福建・広東沿海民の反乱が頻発したが、その中で、広東人海賊は拡大する商人ネットワークを利用しつつ、清軍水師として反乱鎮圧に活躍し、さらには太平天国鎮圧にも協力した。これにより当面の間、広東人海賊はその勢力を維持することになる。

一方、反乱の鎮圧後、廈門周辺などの特定の地域においては清朝地方官僚とイギリス海軍との協力関係が進展し、清朝官僚からイギリス領事への通報を受けてイギリス海軍が出動、海賊を搜索・掃討した。その結果、地域的な海賊は存続したもの、福建海域において大規模な海賊が編成される可能性はなくなり、外国船貿易については安全が確保された。以後、福建人海賊の影響力は低下した。

結果的に清朝はイギリス海軍を利用して福建を中心とする海賊勢力を排除し、貿易を開港場に集中させることに成功した。また、海關における外国人税務司制度の成立と合わせて拡大する貿易を把握し、主要な財源を確保することも可能になった。かくして、清朝は、イギリスの力を利用することによって、沿海秩序のある程度の再編を成し遂げたのである。

### ビルマ語散文仏教テクスト “Yasavaddhana Vatthu”（『称誉増大物語』1619）が文学として読まれるまで

原田 正美（大阪外国語大学）

“Yasavaddhana Vatthu”（以後、Yasa. と略記）は今日ビルマで、古典文学として知られ読み継がれている。本報告では、それが文学として読まれるに至った経緯を検討することで、Yasa.を取り巻く環境の変化の一端を考察し、Yasa. をはじめとする前近代期成立のビルマ語散文仏教テクストを再考する視座を明確にすることにある。

Yasa. はニヤウンヤン王朝時に、王師タウンビーラ尊師により著された。ダンマパダの第24偈の注釈「クンバゴーサカの事跡」をもとに、称譽すなわち富、従者、名声、威徳が増大する教えを説いた。経、律、論にまたがり、注釈書をベースとしながら、復注にいたるまで種々のテクストに厳正に依拠し、それらを再編、翻訳することから成り立っている。内容からも、王位継承者の立場にあり、施主でもあった王弟の懇

請に応えた様子が窺える。

しかし現在 Yasa. は、他の Vatthu という呼称を持つ一部の散文仏教テクストとともに、文学の分野におかれ、小説の起源と関連付けて語られ、物語として読まれている。そこに至るまでの経緯をたどるなら、王朝の崩壊による王室貝葉写本の放出（1889）、バーナード無料図書館の開設（1883）、仏教經典・典籍の出版を経て、貝葉が刊本となり、『アンソロジー』（1917）、『ビルマ文学史』（1937）の成立、ビルマ語教科書の拡充などによって、文学の分野に置かれるようになったこと、他方、1904年のvatthu という呼称を含む近代小説論争を境に、小説という形式が定着し、注釈書に含まれた事跡（物語）がビルマ文学における小説の起源に関連付けられる状況が見えてくる。

またミンドン王による大理石写本の公開と第五回仏典結集（1868-1871）、その後經典研究の空白期を経、過去の蓄積の古典化・風化が起こるとともに、第六回仏典結集（1954-56）版の成立という聖典回帰を背景として、次第に僧侶の經典研究における再編等の裁量や活動が失われる、經典仏教における変化もたどられる。

そのような後の変化を括弧に入れて Yasa. を見直すとき、それはセイロンから連なる經典研究に位置づけられ、Yasa. の内容はそれを取り巻く世俗世界に呼応したものであった。ビルマ語散文仏教テクストは、時代の趨勢の中で、再編・翻訳により、經典に還元できない新たな読みを付与しつつ、ビルマ固有の經典仏教の一端を形成してきたものと思われる。

### インドネシアにおけるイスラーム主義と国民統合の行方

見市 建（日本学術振興会）

本発表の目的は、現代インドネシアにおける政治イデオロギーとしてのイスラームと国家の成り立ちがいかに関係しているかを明らかにすることである。具体的には、第一に1970年代以降イスラーム世界全体で見られたイスラーム主義がインドネシアにおいてどのように浸透したのかを明らかにし、第二にそれがスハルト体制後の国民統合にどのような影響を及ぼしているのかを検討する。

まずインドネシアにおけるイスラーム主義の来歴を明らかにする。2001年のバリ島爆弾テロ事件以降、ジャマーア・イスラミヤ（JI）に代表される武装闘争派のイスラーム主義に注目が

生じる事件も発生した。そこで翌年になるとイギリス海軍は海賊掃討の政策に転換し、福建人海賊は大打撃を受けた。

1850年代になると、南シナ海沿海では、福建・広東沿海民の反乱が頻発したが、その中で、広東人海賊は拡大する商人ネットワークを利用しつつ、清軍水師として反乱鎮圧に活躍し、さらには太平天国鎮圧にも協力した。これにより当面の間、広東人海賊はその勢力を維持することになる。

一方、反乱の鎮圧後、廈門周辺などの特定の地域においては清朝地方官僚とイギリス海軍との協力関係が進展し、清朝官僚からイギリス領事への通報を受けてイギリス海軍が出動、海賊を搜索・掃討した。その結果、地域的な海賊は存続したもの、福建海域において大規模な海賊が編成される可能性はなくなり、外国船貿易については安全が確保された。以後、福建人海賊の影響力は低下した。

結果的に清朝はイギリス海軍を利用して福建を中心とする海賊勢力を排除し、貿易を開港場に集中させることに成功した。また、海關における外国人税務司制度の成立と合わせて拡大する貿易を把握し、主要な財源を確保することも可能になった。かくして、清朝は、イギリスの力を利用することによって、沿海秩序のある程度の再編を成し遂げたのである。

### ビルマ語散文仏教テクスト “Yasavaddhana Vatthu”（『称誉増大物語』1619）が文学として読まれるまで

原田 正美（大阪外国語大学）

“Yasavaddhana Vatthu”（以後、Yasa. と略記）は今日ビルマで、古典文学として知られ読み継がれている。本報告では、それが文学として読まれるに至った経緯を検討することで、Yasa.を取り巻く環境の変化の一端を考察し、Yasa. をはじめとする前近代期成立のビルマ語散文仏教テクストを再考する視座を明確にすることにある。

Yasa. はニヤウンヤン王朝時に、王師タウンビーラ尊師により著された。ダンマパダの第24偈の注釈「クンバゴーサカの事跡」をもとに、称譽すなわち富、従者、名声、威徳が増大する教えを説いた。経、律、論にまたがり、注釈書をベースとしながら、復注にいたるまで種々のテクストに厳正に依拠し、それらを再編、翻訳することから成り立っている。内容からも、王位継承者の立場にあり、施主でもあった王弟の懇

請に応えた様子が窺える。

しかし現在 Yasa. は、他の Vatthu という呼称を持つ一部の散文仏教テクストとともに、文学の分野におかれ、小説の起源と関連付けて語られ、物語として読まれている。そこに至るまでの経緯をたどるなら、王朝の崩壊による王室貝葉写本の放出（1889）、バーナード無料図書館の開設（1883）、仏教經典・典籍の出版を経て、貝葉が刊本となり、『アンソロジー』（1917）、『ビルマ文学史』（1937）の成立、ビルマ語教科書の拡充などによって、文学の分野に置かれるようになったこと、他方、1904年のvatthu という呼称を含む近代小説論争を境に、小説という形式が定着し、注釈書に含まれた事跡（物語）がビルマ文学における小説の起源に関連付けられる状況が見えてくる。

またミンドン王による大理石写本の公開と第五回仏典結集（1868-1871）、その後經典研究の空白期を経、過去の蓄積の古典化・風化が起こるとともに、第六回仏典結集（1954-56）版の成立という聖典回帰を背景として、次第に僧侶の經典研究における再編等の裁量や活動が失われる、經典仏教における変化もたどられる。

そのような後の変化を括弧に入れて Yasa. を見直すとき、それはセイロンから連なる經典研究に位置づけられ、Yasa. の内容はそれを取り巻く世俗世界に呼応したものであった。ビルマ語散文仏教テクストは、時代の趨勢の中で、再編・翻訳により、經典に還元できない新たな読みを付与しつつ、ビルマ固有の經典仏教の一端を形成してきたものと思われる。

### インドネシアにおけるイスラーム主義と国民統合の行方

見市 建（日本学術振興会）

本発表の目的は、現代インドネシアにおける政治イデオロギーとしてのイスラームと国家の成り立ちがいかに関係しているかを明らかにすることである。具体的には、第一に1970年代以降イスラーム世界全体で見られたイスラーム主義がインドネシアにおいてどのように浸透したのかを明らかにし、第二にそれがスハルト体制後の国民統合にどのような影響を及ぼしているのかを検討する。

まずインドネシアにおけるイスラーム主義の来歴を明らかにする。2001年のバリ島爆弾テロ事件以降、ジャマーア・イスラミヤ（JI）に代表される武装闘争派のイスラーム主義に注目が

集まっている。JIは「国際的テロ組織」といわれるが、地域の歴史と深く関わっている。他方でJIは70年代以降インドネシアに浸透してきたイスラーム主義の多様な形態の一部であり、その存在を少数の例外と片づけるわけにはいかない。したがって、まず1940年代から西ジャワなど数カ所でイスラーム国家樹立を目指して武力闘争を開戦したダルル・イスラーム運動や、政党政治に参加し合法的活動を行ってきたマシュミ党から現代のイスラーム主義への歴史的な継承を辿る。またどのように「グローバル」なイスラーム主義がインドネシアに浸透し、それがどのような現実の運動を伴っているのかを明らかにする。すなわち70年代以降、大学キャンパスを中心に拡大してきた新しいイスラーム主義運動に、ダルル・イスラーム運動やマシュミ党を継承する諸運動が結びついたのが現在インドネシアで台頭しているイスラーム主義運動である。

発表者自身の論文を含めた既存研究が指摘する第一の点を確認したうえで、本発表で特に取り上げるのは第二のイスラーム主義と現代インドネシアの国民統合イデオロギーとの関わりである。スハルト体制下では建国五原則パンチャシラ（の第一項）による宗教多元的な国民統合が公的なイデオロギーとして採用され、イスラームは公認宗教の一つに過ぎなかった。他方のイスラーム主義はイスラームを政治的イデオロギーとして採用し、イスラーム共同体（ウンマ）の発展と拡大、イスラームに基づく社会統合を希求する。本発表ではスハルト体制下におけるイスラーム主義の拡大を概観するとともに、（政治実践的な関係を踏まえた上で）政治的な言説を分析することによってそれがどのように国民統合の論理と対抗ないしは融合してきたのかを明らかにする。さらにスハルト体制が崩壊した98年以降に顕在化しているイスラーム主義運動を具体的事例、すなわち大学キャンパスの運動を基盤に結成され2004年選挙で大躍進した福祉正義党、県や州レベルのイスラーム法執行運動など、によって示す。そして98年以降の国民統合の原理がいかなる変質を遂げ、結論として、それが従来のインドネシア政治の理解枠組みにどのような変更を迫っているのかを明らかにする。

結論を簡単に述べれば以下のようになる。イスラーム化は深く広く社会に浸透した。スハルト体制初期のような「イスラームは危険である」その対抗原理としてパンチャシラを提

起する、という構図はもはや意味をなさなくなった。ナショナリズムとイスラームを対置する理解枠組みではかなり部分的にしか政治を捉えることはできない。他方でイスラームによる社会統合やイスラーム国家の建設について合意はない。イスラーム主義者はウンマの一体性とともに、多元的な国民統合も重要である、という適応的な主張をせざるを得ない。インドネシアにおいては民主化と地方分権化によって様々な論理が競われ、交錯している。

### ベトナム戦争下のフェミニズム—ベトナム女性連合の思想と運動 1965 - 75年—

片山 須美子（大阪外国語大学）

ベトナム戦争において、南北ベトナムともに大量の女性が直接的・間接的に戦争に参加したことはよく知られているが、「ベトナム女性の強さ」を示すエピソードとして語られることが多く、女性の参加が戦争の趨勢にどれほどの影響を実際に及ぼしたのか、あるいは女性たちの運動と思想はどのようなものであったのか、実証的・体系的な検証はほとんどなされていない。

本報告は、ベトナム戦争下の北ベトナムにおける女性大衆組織ベトナム女性連合の思想と運動を、フェミニズム（ナショナリズムあるいは階級闘争に対してある程度の自律性をもった、歴史的構築物としての女性解放の思想と運動）と位置づけ、ベトナム女性連合が独自の運動方針を打ち出して大量の女性の運動参加を促し、北ベトナム政府・労働党から女性政策を引き出し、「戦争の女性化」を生み出し、女性独自の歴史観を確立するに至るまでを明らかにして、女性運動が戦争に与えた影響を考察しようとするものである。

女性連合が1965年から開始したバーダムダン（3つの担当）運動は、従来の研究では、女性が生産・戦闘・家庭の3つの領域を担当する運動とされ、男性の出征によって生じた穴を埋めるものと理解されてきたが、あるいは女性が家庭を担うとされていることが女性解放論からの後退であるとして西洋フェミニズムから批判もされてきた。しかしバーダムダン運動は、基礎教育・技術習得のための学校・学級運動、南部の女性ゲリラ兵士を描いた小説の読書運動、農業生産促進運動などを具体的な内容とし、女性が家庭や合作社、社会において主人となることをめざす幅広い大衆運動であった。1967年には政府と労働党は、女性に関する3つの決議を発表

集まっている。JIは「国際的テロ組織」といわれるが、地域の歴史と深く関わっている。他方でJIは70年代以降インドネシアに浸透してきたイスラーム主義の多様な形態の一部であり、その存在を少数の例外と片づけるわけにはいかない。したがって、まず1940年代から西ジャワなど数カ所でイスラーム国家樹立を目指して武力闘争を開戦したダルル・イスラーム運動や、政党政治に参加し合法的活動を行ってきたマシュミ党から現代のイスラーム主義への歴史的な継承を辿る。またどのように「グローバル」なイスラーム主義がインドネシアに浸透し、それがどのような現実の運動を伴っているのかを明らかにする。すなわち70年代以降、大学キャンパスを中心に拡大してきた新しいイスラーム主義運動に、ダルル・イスラーム運動やマシュミ党を継承する諸運動が結びついたのが現在インドネシアで台頭しているイスラーム主義運動である。

発表者自身の論文を含めた既存研究が指摘する第一の点を確認したうえで、本発表で特に取り上げるのは第二のイスラーム主義と現代インドネシアの国民統合イデオロギーとの関わりである。スハルト体制下では建国五原則パンチャシラ（の第一項）による宗教多元的な国民統合が公的なイデオロギーとして採用され、イスラームは公認宗教の一つに過ぎなかった。他方のイスラーム主義はイスラームを政治的イデオロギーとして採用し、イスラーム共同体（ウンマ）の発展と拡大、イスラームに基づく社会統合を希求する。本発表ではスハルト体制下におけるイスラーム主義の拡大を概観するとともに、（政治実践的な関係を踏まえた上で）政治的な言説を分析することによってそれがどのように国民統合の論理と対抗ないしは融合してきたのかを明らかにする。さらにスハルト体制が崩壊した98年以降に顕在化しているイスラーム主義運動を具体的事例、すなわち大学キャンパスの運動を基盤に結成され2004年選挙で大躍進した福祉正義党、県や州レベルのイスラーム法執行運動など、によって示す。そして98年以降の国民統合の原理がいかなる変質を遂げ、結論として、それが従来のインドネシア政治の理解枠組みにどのような変更を迫っているのかを明らかにする。

結論を簡単に述べれば以下のようになる。イスラーム化は深く広く社会に浸透した。スハルト体制初期のような「イスラームは危険である」その対抗原理としてパンチャシラを提

起する、という構図はもはや意味をなさなくなった。ナショナリズムとイスラームを対置する理解枠組みではかなり部分的にしか政治を捉えることはできない。他方でイスラームによる社会統合やイスラーム国家の建設について合意はない。イスラーム主義者はウンマの一体性とともに、多元的な国民統合も重要である、という適応的な主張をせざるを得ない。インドネシアにおいては民主化と地方分権化によって様々な論理が競われ、交錯している。

### ベトナム戦争下のフェミニズム—ベトナム女性連合の思想と運動 1965 - 75年—

片山 須美子（大阪外国語大学）

ベトナム戦争において、南北ベトナムともに大量の女性が直接的・間接的に戦争に参加したことはよく知られているが、「ベトナム女性の強さ」を示すエピソードとして語られることが多く、女性の参加が戦争の趨勢にどれほどの影響を実際に及ぼしたのか、あるいは女性たちの運動と思想はどのようなものであったのか、実証的・体系的な検証はほとんどなされていない。

本報告は、ベトナム戦争下の北ベトナムにおける女性大衆組織ベトナム女性連合の思想と運動を、フェミニズム（ナショナリズムあるいは階級闘争に対してある程度の自律性をもった、歴史的構築物としての女性解放の思想と運動）と位置づけ、ベトナム女性連合が独自の運動方針を打ち出して大量の女性の運動参加を促し、北ベトナム政府・労働党から女性政策を引き出し、「戦争の女性化」を生み出し、女性独自の歴史観を確立するに至るまでを明らかにして、女性運動が戦争に与えた影響を考察しようとするものである。

女性連合が1965年から開始したバーダムダン（3つの担当）運動は、従来の研究では、女性が生産・戦闘・家庭の3つの領域を担当する運動とされ、男性の出征によって生じた穴を埋めるものと理解されてきたり、あるいは女性が家庭を担うとされていることが女性解放論からの後退であるとして西洋フェミニズムから批判もされてきた。しかしバーダムダン運動は、基礎教育・技術習得のための学校・学級運動、南部の女性ゲリラ兵士を描いた小説の読書運動、農業生産促進運動などを具体的な内容とし、女性が家庭や合作社、社会において主人となることをめざす幅広い大衆運動であった。1967年には政府と労働党は、女性に関する3つの決議を発表

し、クォータ制にもとづく女性労働者の雇用、女性幹部の登用、そのための環境整備をはからざるをえなくなった。それは、テト攻勢後の戦争退潮期に展開された「よい人よい事運動」や、農業の女性化、抗米救国青年先鋒隊の女性化と並んで、「戦争の女性化」とも呼べる状況を作り出して戦争期の社会を支えた。またベトナム戦争中に確立されていく「ベトナム民族四千年の歴史・雄王史観」に対し、母権制から始まる女性の歴史が語られ始め、1975年には「ベトナム女性史」が確立した。

これらベトナムのフェミニズムの動きは、戦争に大きな影響を及ぼしたもの、大局を左右する政治勢力となるまでにはいたらず、戦時に一定の完成をみて固定化されたことにより、1975年以降の全土社会主義体制下ではかえって女性運動の衰退を招くが、ドイモイ後展開することになる新しいフェミニズムを担う母体は残されたといえよう。

### シンポジウム1 「アメリカ－東南アジア関係研究へのアプローチ—冷戦期を中心として—」 趣旨説明

中野 聰（一橋大学）

あらためて言うまでもなく、第2次世界大戦後、イギリス帝国の後退とアジア冷戦を政治・軍事的な契機として、東南アジア諸国にとってアメリカ合衆国との関係は、対決・同盟・中立いずれを選択するにせよ、それぞれの国家建設の行方に重大な影響を与える要素であった。さらにヴェトナム戦争・戦争後のいわゆる開発の時代を通じて、東南アジア諸国は多くは国際分業構造を通じてアメリカ市場と経済的に不可分に結びつき、さらにアメリカへの移民送出やアメリカとのビジネス・ネットワークの形成が経済的に重要な意味をもつようになった。さらに1990年代のアセアンの経済的躍進、1997年アジア経済危機とそこからの回復過程、中国経済の爆発的拡大、そして対テロ戦争とめまぐるしく展開する政治・経済状況のなかで、東南アジア諸国にとってアメリカとの距離のとり方は、常に重大な選択要素であり続けている。

このように両者の関係が相互に無視できない重要性を帶びているにもかかわらず、少なくとも日本において、アメリカ研究者と東南アジア研究者の学問的対話は、国際関係論など一部の領域を除くとあまり活発とはいえない。例年アメリカ学会と東南アジア史学会が同日に開催さ

れがちなことは、互いに重複する領域がほとんどないという日本人研究者の「常識」の反映でもあるだろう。しかし、第2次世界大戦後の東南アジアに対する知の構築をアメリカが主導したこと、日本の少なからぬ東南アジア研究者がアメリカで学んできたことを考えるとき、アメリカ・東南アジア関係へのアプローチは、東南アジア研究者が何らかのかたちで多かれ少なかれ考えておかなければいけない問題であろう。

このように狭義の国際関係を超えた問題意識を前提としつつ、アメリカ・東南アジア関係生成の契機が第二次世界大戦後の冷戦構造にあつたことをふまえて、このシンポジウムでは、フィリピンとアメリカの軍事関係を「日本要因」との関連にも注目して検討している伊藤裕子会員、1950年代後半から1960年代はじめにかけての対ラオス政策を中心にアメリカの対東南アジア政策に関する外交文書を検討している寺地功次氏（共立女子大学）、戦争の記憶や和解の問題も含めてアメリカのヴェトナム戦争史を検討している藤本博氏（南山大学）の三氏を招き、各氏がアメリカ研究にベースをおきながら対象としての東南アジアにどのようにアプローチしてきたかを含めて、各自の問題関心を中心に報告していただく。さらに東南アジア側にベースをおいてヴェトナムの戦時対アメリカ外交に関する研究を展開する遠藤聰会員にディスカッサントとして参加していただき、今後の「アメリカ・東南アジア関係」研究へのアプローチの方向性について討論の場をもちたい。

### 米比同盟—その形成期と現在との比較を中心にして—

伊藤裕子（亜細亜大学）

従来の米比関係史の研究は、米比植民地期の過去の記憶に大きく影響を受けてきたということができる。米比軍事関係の問題においても、フィリピン独立後の米軍基地存続と同盟関係は、フィリピン・ナショナリズムやアメリカのニューレフトの立場からは、植民地時代から引き続くアメリカの支配的影響力やフィリピンの対米従属の象徴として受け止められることが多かった。しかしながら、アメリカの対フィリピン政策決定の論理は二国間関係の延長線上で考察するだけでは不十分である。とくに軍事戦略に関しては、アメリカの対アジア戦略全般の中で米比関係を相対化する視点が必要である。

米比同盟の法的根拠となったのは、フィリピ

し、クォータ制にもとづく女性労働者の雇用、女性幹部の登用、そのための環境整備をはからざるをえなくなった。それは、テト攻勢後の戦争退潮期に展開された「よい人よい事運動」や、農業の女性化、抗米救国青年先鋒隊の女性化と並んで、「戦争の女性化」とも呼べる状況を作り出して戦争期の社会を支えた。またベトナム戦争中に確立されていく「ベトナム民族四千年の歴史・雄王史観」に対し、母権制から始まる女性の歴史が語られ始め、1975年には「ベトナム女性史」が確立した。

これらベトナムのフェミニズムの動きは、戦争に大きな影響を及ぼしたもの、大局を左右する政治勢力となるまでにはいたらず、戦時に一定の完成をみて固定化されたことにより、1975年以降の全土社会主義体制下ではかえって女性運動の衰退を招くが、ドイモイ後展開することになる新しいフェミニズムを担う母体は残されたといえよう。

### シンポジウム1 「アメリカ－東南アジア関係研究へのアプローチ—冷戦期を中心として—」 趣旨説明

中野 聰（一橋大学）

あらためて言うまでもなく、第2次世界大戦後、イギリス帝国の後退とアジア冷戦を政治・軍事的な契機として、東南アジア諸国にとってアメリカ合衆国との関係は、対決・同盟・中立いずれを選択するにせよ、それぞれの国家建設の行方に重大な影響を与える要素であった。さらにヴェトナム戦争・戦争後のいわゆる開発の時代を通じて、東南アジア諸国は多くは国際分業構造を通じてアメリカ市場と経済的に不可分に結びつき、さらにアメリカへの移民送出やアメリカとのビジネス・ネットワークの形成が経済的に重要な意味をもつようになった。さらに1990年代のアセアンの経済的躍進、1997年アジア経済危機とそこからの回復過程、中国経済の爆発的拡大、そして対テロ戦争とめまぐるしく展開する政治・経済状況のなかで、東南アジア諸国にとってアメリカとの距離のとり方は、常に重大な選択要素であり続けている。

このように両者の関係が相互に無視できない重要性を帶びているにもかかわらず、少なくとも日本において、アメリカ研究者と東南アジア研究者の学問的対話は、国際関係論など一部の領域を除くとあまり活発とはいえない。例年アメリカ学会と東南アジア史学会が同日に開催さ

れがちなことは、互いに重複する領域がほとんどないという日本人研究者の「常識」の反映でもあるだろう。しかし、第2次世界大戦後の東南アジアに対する知の構築をアメリカが主導したこと、日本の少なからぬ東南アジア研究者がアメリカで学んできたことを考えるとき、アメリカ・東南アジア関係へのアプローチは、東南アジア研究者が何らかのかたちで多かれ少なかれ考えておかなければいけない問題であろう。

このように狭義の国際関係を超えた問題意識を前提としつつ、アメリカ・東南アジア関係生成の契機が第二次世界大戦後の冷戦構造にあつたことをふまえて、このシンポジウムでは、フィリピンとアメリカの軍事関係を「日本要因」との関連にも注目して検討している伊藤裕子会員、1950年代後半から1960年代はじめにかけての対ラオス政策を中心にアメリカの対東南アジア政策に関する外交文書を検討している寺地功次氏（共立女子大学）、戦争の記憶や和解の問題も含めてアメリカのヴェトナム戦争史を検討している藤本博氏（南山大学）の三氏を招き、各氏がアメリカ研究にベースをおきながら対象としての東南アジアにどのようにアプローチしてきたかを含めて、各自の問題関心を中心に報告していただく。さらに東南アジア側にベースをおいてヴェトナムの戦時対アメリカ外交に関する研究を展開する遠藤聰会員にディスカッサントとして参加していただき、今後の「アメリカ・東南アジア関係」研究へのアプローチの方向性について討論の場をもちたい。

### 米比同盟—その形成期と現在との比較を中心にして—

伊藤裕子（亜細亜大学）

従来の米比関係史の研究は、米比植民地期の過去の記憶に大きく影響を受けてきたということができる。米比軍事関係の問題においても、フィリピン独立後の米軍基地存続と同盟関係は、フィリピン・ナショナリズムやアメリカのニューレフトの立場からは、植民地時代から引き続くアメリカの支配的影響力やフィリピンの対米従属の象徴として受け止められることが多かった。しかしながら、アメリカの対フィリピン政策決定の論理は二国間関係の延長線上で考察するだけでは不十分である。とくに軍事戦略に関しては、アメリカの対アジア戦略全般の中で米比関係を相対化する視点が必要である。

米比同盟の法的根拠となったのは、フィリピ

し、クォータ制にもとづく女性労働者の雇用、女性幹部の登用、そのための環境整備をはからざるをえなくなった。それは、テト攻勢後の戦争退潮期に展開された「よい人よい事運動」や、農業の女性化、抗米救国青年先鋒隊の女性化と並んで、「戦争の女性化」とも呼べる状況を作り出して戦争期の社会を支えた。またベトナム戦争中に確立されていく「ベトナム民族四千年の歴史・雄王史観」に対し、母権制から始まる女性の歴史が語られ始め、1975年には「ベトナム女性史」が確立した。

これらベトナムのフェミニズムの動きは、戦争に大きな影響を及ぼしたもの、大局を左右する政治勢力となるまでにはいたらず、戦時に一定の完成をみて固定化されたことにより、1975年以降の全土社会主義体制下ではかえって女性運動の衰退を招くが、ドイモイ後展開することになる新しいフェミニズムを担う母体は残されたといえよう。

### シンポジウム1 「アメリカ－東南アジア関係研究へのアプローチ—冷戦期を中心として—」 趣旨説明

中野 聰（一橋大学）

あらためて言うまでもなく、第2次世界大戦後、イギリス帝国の後退とアジア冷戦を政治・軍事的な契機として、東南アジア諸国にとってアメリカ合衆国との関係は、対決・同盟・中立いずれを選択するにせよ、それぞれの国家建設の行方に重大な影響を与える要素であった。さらにヴェトナム戦争・戦争後のいわゆる開発の時代を通じて、東南アジア諸国は多くは国際分業構造を通じてアメリカ市場と経済的に不可分に結びつき、さらにアメリカへの移民送出やアメリカとのビジネス・ネットワークの形成が経済的に重要な意味をもつようになった。さらに1990年代のアセアンの経済的躍進、1997年アジア経済危機とそこからの回復過程、中国経済の爆発的拡大、そして対テロ戦争とめまぐるしく展開する政治・経済状況のなかで、東南アジア諸国にとってアメリカとの距離のとり方は、常に重大な選択要素であり続けている。

このように両者の関係が相互に無視できない重要性を帶びているにもかかわらず、少なくとも日本において、アメリカ研究者と東南アジア研究者の学問的対話は、国際関係論など一部の領域を除くとあまり活発とはいえない。例年アメリカ学会と東南アジア史学会が同日に開催さ

れがちなことは、互いに重複する領域がほとんどないという日本人研究者の「常識」の反映でもあるだろう。しかし、第2次世界大戦後の東南アジアに対する知の構築をアメリカが主導したこと、日本の少なからぬ東南アジア研究者がアメリカで学んできたことを考えるとき、アメリカ・東南アジア関係へのアプローチは、東南アジア研究者が何らかのかたちで多かれ少なかれ考えておかなければいけない問題であろう。

このように狭義の国際関係を超えた問題意識を前提としつつ、アメリカ・東南アジア関係生成の契機が第二次世界大戦後の冷戦構造にあつたことをふまえて、このシンポジウムでは、フィリピンとアメリカの軍事関係を「日本要因」との関連にも注目して検討している伊藤裕子会員、1950年代後半から1960年代はじめにかけての対ラオス政策を中心にアメリカの対東南アジア政策に関する外交文書を検討している寺地功次氏（共立女子大学）、戦争の記憶や和解の問題も含めてアメリカのヴェトナム戦争史を検討している藤本博氏（南山大学）の三氏を招き、各氏がアメリカ研究にベースをおきながら対象としての東南アジアにどのようにアプローチしてきたかを含めて、各自の問題関心を中心に報告していただく。さらに東南アジア側にベースをおいてヴェトナムの戦時対アメリカ外交に関する研究を展開する遠藤聰会員にディスカッサントとして参加していただき、今後の「アメリカ・東南アジア関係」研究へのアプローチの方向性について討論の場をもちたい。

### 米比同盟—その形成期と現在との比較を中心にして—

伊藤裕子（亜細亜大学）

従来の米比関係史の研究は、米比植民地期の過去の記憶に大きく影響を受けてきたということができる。米比軍事関係の問題においても、フィリピン独立後の米軍基地存続と同盟関係は、フィリピン・ナショナリズムやアメリカのニューレフトの立場からは、植民地時代から引き続くアメリカの支配的影響力やフィリピンの対米従属の象徴として受け止められることが多かった。しかしながら、アメリカの対フィリピン政策決定の論理は二国間関係の延長線上で考察するだけでは不十分である。とくに軍事戦略に関しては、アメリカの対アジア戦略全般の中で米比関係を相対化する視点が必要である。

米比同盟の法的根拠となったのは、フィリピ

ン独立後まもなく締結された1947年米比基地協定と1951年米比相互防衛条約であった。これらの取り決めをめぐるアメリカの政策は、アメリカのアジア戦略、ことに対日政策によって大きく影響を受けながら形成されたものであったということができる。フィリピンは旧敵国日本にアメリカの主要同盟国の立場を取って代わられることを怖れ、アメリカの関与が希薄化することを怖れて在比米軍基地の存続をアメリカに懇願し、また、同盟条約の締結を迫った。そこには、アメリカの旧植民地という立場を利用した弱者のバーゲニングパワーが機能していたということができる。アメリカの側も、アジア冷戦戦略の大枠を維持するためにフィリピン側の要求を受け入れた。このようにして形成された米比同盟は、フィリピンの真の自立を遅らせる一方、アメリカの冷戦政策を「軍事化」する作用を持ったのである。こうした米比関係の構造は、1992年の在比米軍基地の返還後、一旦希薄化した後、21世紀の対テロ戦争において再度緊密化したという言説が一般的である。実際、1999年の訪問米軍協定（VFA）に基づく各種の合同軍事演習が頻繁に行われているほか、フィリピンはアメリカの対テロ戦争を全面支持し、アメリカはフィリピンを“major non-NATO ally”と位置づけた。しかし、現在の米比同盟を相対化しマルチラテラルな視点から見れば、フィリピンの戦略的地位が高まったとは言えず、むしろ内外の安全保障上の不安を抱えながら国軍能力の向上を図れずにいるフィリピンの側が、アメリカに軍事経済援助を求めた結果が現在の対テロ戦争における米比協力関係なのである。

いずれの時期においても、アメリカ側の文書や史料にはレトリックの2面性、あるいは表面上に打ち出される外交政策と軍事政策との間の齟齬が見られることに注目したい。米比軍事関係に関しては、NSC文書や対外的に発信される声明・協定・条約などに表れるアメリカの対フィリピン政策と、政策決定のプロセスのなかに表れるアメリカの対フィリピン観との間に小さからぬ齟齬が見られる。それは換言すれば、米比同盟を主観的に評価するか、アメリカのアジア太平洋戦略のなかで客観的に位置づけるかの違いであるともいえよう。

## 東南アジアとアメリカ合衆国—転換点としての1958年—

寺地 功次（共立女子大学）

第2次世界大戦後の東南アジアとアメリカ合衆国の関係を総合的に扱った研究書や概説書は英語でも日本語でも意外に少ない。東南アジアという地域概念も、そしてフィリピンを除けばこの地域との接触も、アメリカ外交にとっては比較的新しいものであった。東南アジアの多様性と多難な歴史は、アメリカとの関係においても一般化した解説を難しくしているとも言えるだろう。また、個々の東南アジアの国々とアメリカとの関係に関する包括的な研究も決して多いとは言えない。多くのアメリカ外交の研究者は、このような問題点を感じながらも、東南アジアに関する膨大な資料を前にして途方に暮れているのが正直なところかもしれない。

本報告の前半では、以上のようなことを念頭に置きながら、アメリカ政府による対外政策の基本方針を定めた国家安全保障（NSC）文書、特に1950年代を中心とする東南アジアに関するNSC文書を手がかりとして、アメリカが東南アジアとの関係を包括的にどのように捉えていたかを時系列的に再検討してみたい。東南アジアの個々の国々に対するアメリカの政策に関する研究でもNSC文書は個別に言及されることが多い。しかし、意外にもこの種の基本文書に関する包括的な分析はこれまでほとんど行われていないのが現状だろう。このような検討を行うことによって、反共主義や東南アジアの経済的重要性といった一般的によく指摘される要因を重視しながらも、具体的にどのような方策に基づいてアメリカは東南アジアへの影響力を行使しようとしたのかについて少しでも新たな知見を提供できればと考えている。

本報告の後半では、以上のような再検討を踏まえたうえで、1950年代のアメリカの東南アジア政策における1958年という年の重要性を考察してみたい。もちろん、朝鮮戦争が勃発しそれと相前後してアメリカによる東南アジア諸国に対する軍事・経済援助が開始された1950年、そしてインドシナに関するジュネーブ会議が開催された1954年といった年のアメリカの政策における転換点としての重要性を本報告も軽視するわけではない。しかし、1960年代以降の東南アジアへのアメリカによる泥沼化した軍事介入や硬直化した軍事独裁政権への肩入れを考察するうえで、インドネシア、ラオス、タイなどに対するアメリカの政策を1958年という年をひとつの転換点として再考察してみるのも意義深いことではないかと考える。転換点としての1958年という仮説が、シンポジウムでのひとつの議論

ン独立後まもなく締結された1947年米比基地協定と1951年米比相互防衛条約であった。これらの取り決めをめぐるアメリカの政策は、アメリカのアジア戦略、ことに対日政策によって大きく影響を受けながら形成されたものであったということができる。フィリピンは旧敵国日本にアメリカの主要同盟国の立場を取って代わられることを怖れ、アメリカの関与が希薄化することを怖れて在比米軍基地の存続をアメリカに懇願し、また、同盟条約の締結を迫った。そこには、アメリカの旧植民地という立場を利用した弱者のバーゲニングパワーが機能していたということができる。アメリカの側も、アジア冷戦戦略の大枠を維持するためにフィリピン側の要求を受け入れた。このようにして形成された米比同盟は、フィリピンの真の自立を遅らせる一方、アメリカの冷戦政策を「軍事化」する作用を持ったのである。こうした米比関係の構造は、1992年の在比米軍基地の返還後、一旦希薄化した後、21世紀の対テロ戦争において再度緊密化したという言説が一般的である。実際、1999年の訪問米軍協定（VFA）に基づく各種の合同軍事演習が頻繁に行われているほか、フィリピンはアメリカの対テロ戦争を全面支持し、アメリカはフィリピンを“major non-NATO ally”と位置づけた。しかし、現在の米比同盟を相対化しマルチラテラルな視点から見れば、フィリピンの戦略的地位が高まったとは言えず、むしろ内外の安全保障上の不安を抱えながら国軍能力の向上を図れずにいるフィリピンの側が、アメリカに軍事経済援助を求めた結果が現在の対テロ戦争における米比協力関係なのである。

いずれの時期においても、アメリカ側の文書や史料にはレトリックの2面性、あるいは表面上に打ち出される外交政策と軍事政策との間の齟齬が見られることに注目したい。米比軍事関係に関しては、NSC文書や対外的に発信される声明・協定・条約などに表れるアメリカの対フィリピン政策と、政策決定のプロセスのなかに表れるアメリカの対フィリピン観との間に小さからぬ齟齬が見られる。それは換言すれば、米比同盟を主観的に評価するか、アメリカのアジア太平洋戦略のなかで客観的に位置づけるかの違いであるともいえよう。

## 東南アジアとアメリカ合衆国—転換点としての1958年—

寺地 功次（共立女子大学）

第2次世界大戦後の東南アジアとアメリカ合衆国の関係を総合的に扱った研究書や概説書は英語でも日本語でも意外に少ない。東南アジアという地域概念も、そしてフィリピンを除けばこの地域との接触も、アメリカ外交にとっては比較的新しいものであった。東南アジアの多様性と多難な歴史は、アメリカとの関係においても一般化した解説を難しくしているとも言えるだろう。また、個々の東南アジアの国々とアメリカとの関係に関する包括的な研究も決して多いとは言えない。多くのアメリカ外交の研究者は、このような問題点を感じながらも、東南アジアに関する膨大な資料を前にして途方に暮れているのが正直なところかもしれない。

本報告の前半では、以上のようなことを念頭に置きながら、アメリカ政府による対外政策の基本方針を定めた国家安全保障（NSC）文書、特に1950年代を中心とする東南アジアに関するNSC文書を手がかりとして、アメリカが東南アジアとの関係を包括的にどのように捉えていたかを時系列的に再検討してみたい。東南アジアの個々の国々に対するアメリカの政策に関する研究でもNSC文書は個別に言及されることが多い。しかし、意外にもこの種の基本文書に関する包括的な分析はこれまでほとんど行われていないのが現状だろう。このような検討を行うことによって、反共主義や東南アジアの経済的重要性といった一般的によく指摘される要因を重視しながらも、具体的にどのような方策に基づいてアメリカは東南アジアへの影響力を行使しようとしたのかについて少しでも新たな知見を提供できればと考えている。

本報告の後半では、以上のような再検討を踏まえたうえで、1950年代のアメリカの東南アジア政策における1958年という年の重要性を考察してみたい。もちろん、朝鮮戦争が勃発しそれと相前後してアメリカによる東南アジア諸国に対する軍事・経済援助が開始された1950年、そしてインドシナに関するジュネーブ会議が開催された1954年といった年のアメリカの政策における転換点としての重要性を本報告も軽視するわけではない。しかし、1960年代以降の東南アジアへのアメリカによる泥沼化した軍事介入や硬直化した軍事独裁政権への肩入れを考察するうえで、インドネシア、ラオス、タイなどに対するアメリカの政策を1958年という年をひとつの転換点として再考察してみるのも意義深いことではないかと考える。転換点としての1958年という仮説が、シンポジウムでのひとつの議論

のきっかけになればと考えている。

### ヴェトナム戦争と「ソンミ虐殺」—「アメリカ合衆国の戦争」とその遺産—

藤本 博（南山大学）

現在、経済のグローバル化にともない世界諸地域において異文化摩擦が顕在化しており、こうした摩擦を克服するために、異文化理解（相互理解）を前提とした多文化的共生の実現が課題となっている。このような中で、アメリカ合衆国（以下、アメリカ）外交史研究においても、アメリカ中心の「一国史」的視点ではなく、「国際史」（international history）の視点から、アメリカ外交が対象とする国・地域との相互関係史をふまえた研究を進めることの重要性が強調されている。例えば、アメリカ側からアプローチするヴェトナム戦争史研究について言えば、「他者」であるヴェトナムを視野に入れ、アメリカのヴェトナム介入政策がヴェトナムの社会に与えた影響やアメリカーヴェトナムの相互関係史を研究する必要性が提起されている。また、近年、戦争長期化回避の可能性についての是非をめぐり、アメリカとヴェトナム両国の戦争当事者による対話の試みがなされてきた。

本報告は、以上の状況をふまえ、アメリカのヴェトナム戦争政策の帰結とも言うべき「ソンミの虐殺」（アメリカではこの事件を「ミライ[My Lai]の虐殺」と呼ぶ）〔事件発生は1968年3月、露見は1969年11月〕を対象に、東南アジア（本報告ではヴェトナム）との相互関係を射程に入れたアメリカ外交史研究の可能性を示唆する一試論である。報告では、第三の点に力点を置きながら、以下の三点について考えてみる。

第一に、「ソンミの虐殺」露見の歴史的意義について考察する。その露見はアメリカにおいて自国の軍事介入政策の正当性・道義性を問いかける一つの象徴的契機となったが、その背景として、米軍によるヴェトナム民衆大量虐殺という「加害」の事実に着眼することにより、アメリカの人々の眼に「他者」であるヴェトナム民衆の姿が射程に入ってきたことが重要である。

第二に、とくにヴェトナム戦争終結以降、アメリカにおいて「ヴェトナムの記憶」は主として「自国中心」の内向きの文脈で語られ、ヴェトナム軍事介入目的に対する肯定的評価と米軍兵士の英雄的精神が賞讃される状況下で、「加害」の視点の希薄化が進行してきたことを明らかにする。

第三に、第二の状況がありながらも、1990年代以降、少数派ではあるが、「ソンミの虐殺」の記憶継承の動きが見られることに注目する。報告では、この動きの一例として、米ヴェトナム帰還兵（Mike Boehm）が主宰する「ミライ平和公園プロジェクト」（My Lai Peace Park Project）をとりあげ、そのプロジェクトの目的と活動内容を紹介しながら、外に開かれた「ソンミの虐殺」の記憶継承を通して「他者」であるヴェトナムとの対話と共生の努力が試みられていることの意味を検討する。

### シンポジウム2「地方分権化という課題を考える—インドネシアの事例から—」 趣旨説明

永渕 康之（名古屋工業大学）

地方分権化は近年世界的な潮流となっている。東南アジア諸国も例外ではなく、1990年代にはいるとフィリピン、ついでタイで地方分権にむけた法制度が施行された。もちろん、東南アジアにおいては植民地期から統治体制の巨大化が問題となっており、地方分権化は新しい課題ではない。しかし今日の潮流は、一方では冷戦以後の国際秩序の変化と開発主義による経済成長の限界が指摘されるなかで中央集権体制の意義がとわれ、他方では国民の政治意識の高まりに呼応して政治的民主化が推進されてきたことを特徴としている。こうしたさけがたい情勢のなかで、1999年に法案が可決され、2001年から実施されたインドネシアの地方分権化は、この世界的潮流を考えるうえで興味深い事例を提示している。中央集権的官僚組織のうえにたつ権威主義的長期政権であったスハルト体制が崩壊し、民主化への要求がかつてない規模で高まりをみせ、予断を許さない経済危機のなかでインドネシアの地方分権化ははじまった。非常にラディカルで地域ごとに複雑な状況をうみだしたこの分権化は、たんに経済学的議論にとどまらず、地方における政治的代表権の文化的正統性をめぐる歴史認識をもふくめた多様な論点を提議しているのである。

本シンポジウムは、地方分権の問題を中央と地方の両者の視点からさまざまな論点をうかびあがらせ、総合的に検討することを目的としている。最初の報告者・臼井は、中央省庁において実際の財源分配の業務監査にあたった経験にもとづいて、経済学的視点から地方分権化の意味、財源分配システムの現状、それがはらむ問

のきっかけになればと考えている。

### ヴェトナム戦争と「ソンミ虐殺」—「アメリカ合衆国の戦争」とその遺産—

藤本 博（南山大学）

現在、経済のグローバル化にともない世界諸地域において異文化摩擦が顕在化しており、こうした摩擦を克服するために、異文化理解（相互理解）を前提とした多文化的共生の実現が課題となっている。このような中で、アメリカ合衆国（以下、アメリカ）外交史研究においても、アメリカ中心の「一国史」的視点ではなく、「国際史」（international history）の視点から、アメリカ外交が対象とする国・地域との相互関係史をふまえた研究を進めることの重要性が強調されている。例えば、アメリカ側からアプローチするヴェトナム戦争史研究について言えば、「他者」であるヴェトナムを視野に入れ、アメリカのヴェトナム介入政策がヴェトナムの社会に与えた影響やアメリカーヴェトナムの相互関係史を研究する必要性が提起されている。また、近年、戦争長期化回避の可能性についての是非をめぐり、アメリカとヴェトナム両国の戦争当事者による対話の試みがなされてきた。

本報告は、以上の状況をふまえ、アメリカのヴェトナム戦争政策の帰結とも言うべき「ソンミの虐殺」（アメリカではこの事件を「ミライ[My Lai]の虐殺」と呼ぶ）〔事件発生は1968年3月、露見は1969年11月〕を対象に、東南アジア（本報告ではヴェトナム）との相互関係を射程に入れたアメリカ外交史研究の可能性を示唆する一試論である。報告では、第三の点に力点を置きながら、以下の三点について考えてみる。

第一に、「ソンミの虐殺」露見の歴史的意義について考察する。その露見はアメリカにおいて自国の軍事介入政策の正当性・道義性を問いかける一つの象徴的契機となったが、その背景として、米軍によるヴェトナム民衆大量虐殺という「加害」の事実に着眼することにより、アメリカの人々の眼に「他者」であるヴェトナム民衆の姿が射程に入ってきたことが重要である。

第二に、とくにヴェトナム戦争終結以降、アメリカにおいて「ヴェトナムの記憶」は主として「自国中心」の内向きの文脈で語られ、ヴェトナム軍事介入目的に対する肯定的評価と米軍兵士の英雄的精神が賞讃される状況下で、「加害」の視点の希薄化が進行してきたことを明らかにする。

第三に、第二の状況がありながらも、1990年代以降、少数派ではあるが、「ソンミの虐殺」の記憶継承の動きが見られることに注目する。報告では、この動きの一例として、米ヴェトナム帰還兵（Mike Boehm）が主宰する「ミライ平和公園プロジェクト」（My Lai Peace Park Project）をとりあげ、そのプロジェクトの目的と活動内容を紹介しながら、外に開かれた「ソンミの虐殺」の記憶継承を通して「他者」であるヴェトナムとの対話と共生の努力が試みられていることの意味を検討する。

### シンポジウム2「地方分権化という課題を考える—インドネシアの事例から—」 趣旨説明

永渕 康之（名古屋工業大学）

地方分権化は近年世界的な潮流となっている。東南アジア諸国も例外ではなく、1990年代にはいるとフィリピン、ついでタイで地方分権にむけた法制度が施行された。もちろん、東南アジアにおいては植民地期から統治体制の巨大化が問題となっており、地方分権化は新しい課題ではない。しかし今日の潮流は、一方では冷戦以後の国際秩序の変化と開発主義による経済成長の限界が指摘されるなかで中央集権体制の意義がとわれ、他方では国民の政治意識の高まりに呼応して政治的民主化が推進されてきたことを特徴としている。こうしたさけがたい情勢のなかで、1999年に法案が可決され、2001年から実施されたインドネシアの地方分権化は、この世界的潮流を考えるうえで興味深い事例を提示している。中央集権的官僚組織のうえにたつ権威主義的長期政権であったスハルト体制が崩壊し、民主化への要求がかつてない規模で高まりをみせ、予断を許さない経済危機のなかでインドネシアの地方分権化ははじまった。非常にラディカルで地域ごとに複雑な状況をうみだしたこの分権化は、たんに経済学的議論にとどまらず、地方における政治的代表権の文化的正統性をめぐる歴史認識をもふくめた多様な論点を提議しているのである。

本シンポジウムは、地方分権の問題を中央と地方の両者の視点からさまざまな論点をうかびあがらせ、総合的に検討することを目的としている。最初の報告者・臼井は、中央省庁において実際の財源分配の業務監査にあたった経験にもとづいて、経済学的視点から地方分権化の意味、財源分配システムの現状、それがはらむ問

のきっかけになればと考えている。

### ヴェトナム戦争と「ソンミ虐殺」—「アメリカ合衆国の戦争」とその遺産—

藤本 博（南山大学）

現在、経済のグローバル化にともない世界諸地域において異文化摩擦が顕在化しており、こうした摩擦を克服するために、異文化理解（相互理解）を前提とした多文化的共生の実現が課題となっている。このような中で、アメリカ合衆国（以下、アメリカ）外交史研究においても、アメリカ中心の「一国史」的視点ではなく、「国際史」（international history）の視点から、アメリカ外交が対象とする国・地域との相互関係史をふまえた研究を進めることの重要性が強調されている。例えば、アメリカ側からアプローチするヴェトナム戦争史研究について言えば、「他者」であるヴェトナムを視野に入れ、アメリカのヴェトナム介入政策がヴェトナムの社会に与えた影響やアメリカーヴェトナムの相互関係史を研究する必要性が提起されている。また、近年、戦争長期化回避の可能性についての是非をめぐり、アメリカとヴェトナム両国の戦争当事者による対話の試みがなされてきた。

本報告は、以上の状況をふまえ、アメリカのヴェトナム戦争政策の帰結とも言うべき「ソンミの虐殺」（アメリカではこの事件を「ミライ[My Lai]の虐殺」と呼ぶ）〔事件発生は1968年3月、露見は1969年11月〕を対象に、東南アジア（本報告ではヴェトナム）との相互関係を射程に入れたアメリカ外交史研究の可能性を示唆する一試論である。報告では、第三の点に力点を置きながら、以下の三点について考えてみる。

第一に、「ソンミの虐殺」露見の歴史的意義について考察する。その露見はアメリカにおいて自国の軍事介入政策の正当性・道義性を問いかける一つの象徴的契機となったが、その背景として、米軍によるヴェトナム民衆大量虐殺という「加害」の事実に着眼することにより、アメリカの人々の眼に「他者」であるヴェトナム民衆の姿が射程に入ってきたことが重要である。

第二に、とくにヴェトナム戦争終結以降、アメリカにおいて「ヴェトナムの記憶」は主として「自国中心」の内向きの文脈で語られ、ヴェトナム軍事介入目的に対する肯定的評価と米軍兵士の英雄的精神が賞讃される状況下で、「加害」の視点の希薄化が進行してきたことを明らかにする。

第三に、第二の状況がありながらも、1990年代以降、少数派ではあるが、「ソンミの虐殺」の記憶継承の動きが見られることに注目する。報告では、この動きの一例として、米ヴェトナム帰還兵（Mike Boehm）が主宰する「ミライ平和公園プロジェクト」（My Lai Peace Park Project）をとりあげ、そのプロジェクトの目的と活動内容を紹介しながら、外に開かれた「ソンミの虐殺」の記憶継承を通して「他者」であるヴェトナムとの対話と共生の努力が試みられていることの意味を検討する。

### シンポジウム2「地方分権化という課題を考える—インドネシアの事例から—」 趣旨説明

永渕 康之（名古屋工業大学）

地方分権化は近年世界的な潮流となっている。東南アジア諸国も例外ではなく、1990年代にはいるとフィリピン、ついでタイで地方分権にむけた法制度が施行された。もちろん、東南アジアにおいては植民地期から統治体制の巨大化が問題となっており、地方分権化は新しい課題ではない。しかし今日の潮流は、一方では冷戦以後の国際秩序の変化と開発主義による経済成長の限界が指摘されるなかで中央集権体制の意義がとわれ、他方では国民の政治意識の高まりに呼応して政治的民主化が推進されてきたことを特徴としている。こうしたさけがたい情勢のなかで、1999年に法案が可決され、2001年から実施されたインドネシアの地方分権化は、この世界的潮流を考えるうえで興味深い事例を提示している。中央集権的官僚組織のうえにたつ権威主義的長期政権であったスハルト体制が崩壊し、民主化への要求がかつてない規模で高まりをみせ、予断を許さない経済危機のなかでインドネシアの地方分権化ははじまった。非常にラディカルで地域ごとに複雑な状況をうみだしたこの分権化は、たんに経済学的議論にとどまらず、地方における政治的代表権の文化的正統性をめぐる歴史認識をもふくめた多様な論点を提議しているのである。

本シンポジウムは、地方分権の問題を中央と地方の両者の視点からさまざまな論点をうかびあがらせ、総合的に検討することを目的としている。最初の報告者・臼井は、中央省庁において実際の財源分配の業務監査にあたった経験にもとづいて、経済学的視点から地方分権化の意味、財源分配システムの現状、それがはらむ問

題点を整理する。次に、インドネシアの地方社会で長期の文化人類学・社会学調査をおこなってきた山口、奥島、島上が3つの事例を報告し、地方分権が地方においてどのような意味をもち、何をもたらしているかを考える。山口は、天然資源などの地方財源にとほしいスラウェシ東南部のブトン社会における新州分立にむけた動向をとりあげ、地域の可能性の拡大を目的とする地方分権化が、経済的利益というよりはむしろ文化問題としてうけとめられ、歴史意識の再構築がはじまっている現状を報告する。奥島は、対照的に広大な内陸部と豊富な財源に恵まれたカリマンタン北東部で、各地域・民族社会がやはり根づよい歴史意識にもとづいた分権化を推進しつつ、その歴史的係争の焦点となってきた石油と国境地帯という地域固有の利権をいかに獲得・保持しようと画策しているかを明らかにする。そして島上は、スラウェシ南部タナ・トラジャにおいて、住民にもっとも身近な最小行政単位である村落が、国際援助機関・NGO・慣習社会連合・地方政府など多様なアクターの力学のもとに、「慣習復興」を軸として再編された背景と問題点を明らかにする。最後にインドネシアの地方分権について論集をまとめている松井がコメントをおこない、今後とわれるべき視点と課題を整理する。

民主化の流れと呼応する地方分権化を一方的に肯定する傾向は強い。しかし、各報告から明らかになるように、中央と地方のどちらにおいても地方分権化は多くの問題をはらんでいる。また、生活と経済との関わり、国家の役割、歴史意識といった大きな問題の考察を、地方分権化という課題はさけておることができない。肯定と否定の両面を考慮した総合的な視野から、バランスのとれた議論をどのようにくみたければよいのか。「地方分権化という課題を考える」と題された本シンポジウムはそれを模索するひとつのステップである。

### インドネシア地方分権化政策の評価—ビジョンなき改革？—

臼井 則生（関西大学）

地方分権化は先進国、途上国を問わず世界的潮流となっている。長く中央集権的統治が行われてきた東南アジア諸国も例外ではなく、80年代なかばの体制変革から分権化へ歩み始めたフィリピンに続き、90年代にはタイ、インドネシアが分権化を実施した。東南アジア諸国の分権

化にはその根底に民主化があり、集権的開発政策の行き詰まりのなかで新たな開発システムとして分権化が実施されている。分権化が目指す新たな開発システムは、公共サービスに関する意思決定を住民に近いレベルの政府に移管し、地方のニーズに基づく公共サービスの提供に主眼を置く。委譲される権限は地方の行政能力を反映し、同時に委譲権限を執行するために必要な財源保障が必要となる。本報告では2001年よりラディカルな分権化政策を実施したインドネシアについて、分権化に至る政治経済的背景と分権化政策の主たる問題点を整理する。

インドネシアにおける分権化はアジア危機とともにスハルト体制の終焉、民主化要求の高まり、民族問題の激化のなかで、国家分裂を回避し、同時に脆弱な政治基盤を分権化による地方の支持拡大を通じて乗り切ろうとしたハビビ政権の政治的産物として生まれた。分権化のターゲットが州ではなく県となっているのは、50年代の地方独立運動の主体が州政府であったという歴史的事実の他に、より多くの地方政府からの支持獲得という政治的意図が反映されている。99年の分権化二法成立以降、総選挙、大統領選挙など不安定な政治情勢のなかで十分な政策準備が行われないまま2001年より分権化政策が実施された。

インドネシアの分権化政策の最大の問題点は、地方政府に対する不明確な歳出責任の移転と比較的明瞭な歳入権限の移転にある。限られた中央政府権限以外、ほぼ全ての歳出責任は明確な定義のないまま県政府に委譲され、州政府には主に調整的役割が与えられる一方で、地方税、歳入分与、一括補助金、特定補助金を通じた歳入権限が与えられた。分権化の主体である県レベルでは歳出責任に対して大きな混乱が生じており、ナショナル・ミニマムも設定されていない。同時に、不明確な歳出責任は、地方政府が公共サービスを提供する上で必要となる財源を保障する政府間財政システムの妥当性に関する評価そのものを不可能にしている。地方財政の特徴は、限られた独自財源と天然資源の歳入分与による地域間格差の拡大のなかで、一括補助金による地域間格差の補正能力が配分システムの欠陥と政治的介入により著しく阻害されていることがある。同時に現状の補助金配分システムは新政府設立と地方行政組織改革を阻害するインセンティブを包含している。地方政府乱立は深刻な問題となっており、分権化以前に300以下であった県政府数は2003年で432に達して

題点を整理する。次に、インドネシアの地方社会で長期の文化人類学・社会学調査をおこなってきた山口、奥島、島上が3つの事例を報告し、地方分権が地方においてどのような意味をもち、何をもたらしているかを考える。山口は、天然資源などの地方財源にとほしいスラウェシ東南部のブトン社会における新州分立にむけた動向をとりあげ、地域の可能性の拡大を目的とする地方分権化が、経済的利益というよりはむしろ文化問題としてうけとめられ、歴史意識の再構築がはじまっている現状を報告する。奥島は、対照的に広大な内陸部と豊富な財源に恵まれたカリマンタン北東部で、各地域・民族社会がやはり根づよい歴史意識にもとづいた分権化を推進しつつ、その歴史的係争の焦点となってきた石油と国境地帯という地域固有の利権をいかに獲得・保持しようと画策しているかを明らかにする。そして島上は、スラウェシ南部タナ・トラジャにおいて、住民にもっとも身近な最小行政単位である村落が、国際援助機関・NGO・慣習社会連合・地方政府など多様なアクターの力学のもとに、「慣習復興」を軸として再編された背景と問題点を明らかにする。最後にインドネシアの地方分権について論集をまとめている松井がコメントをおこない、今後とわれるべき視点と課題を整理する。

民主化の流れと呼応する地方分権化を一方的に肯定する傾向は強い。しかし、各報告から明らかになるように、中央と地方のどちらにおいても地方分権化は多くの問題をはらんでいる。また、生活と経済との関わり、国家の役割、歴史意識といった大きな問題の考察を、地方分権化という課題はさけておることができない。肯定と否定の両面を考慮した総合的な視野から、バランスのとれた議論をどのようにくみたければよいのか。「地方分権化という課題を考える」と題された本シンポジウムはそれを模索するひとつのステップである。

### インドネシア地方分権化政策の評価—ビジョンなき改革？—

臼井 則生（関西大学）

地方分権化は先進国、途上国を問わず世界的潮流となっている。長く中央集権的統治が行われてきた東南アジア諸国も例外ではなく、80年代なかばの体制変革から分権化へ歩み始めたフィリピンに続き、90年代にはタイ、インドネシアが分権化を実施した。東南アジア諸国の分権

化にはその根底に民主化があり、集権的開発政策の行き詰まりのなかで新たな開発システムとして分権化が実施されている。分権化が目指す新たな開発システムは、公共サービスに関する意思決定を住民に近いレベルの政府に移管し、地方のニーズに基づく公共サービスの提供に主眼を置く。委譲される権限は地方の行政能力を反映し、同時に委譲権限を執行するために必要な財源保障が必要となる。本報告では2001年よりラディカルな分権化政策を実施したインドネシアについて、分権化に至る政治経済的背景と分権化政策の主たる問題点を整理する。

インドネシアにおける分権化はアジア危機とともにスハルト体制の終焉、民主化要求の高まり、民族問題の激化のなかで、国家分裂を回避し、同時に脆弱な政治基盤を分権化による地方の支持拡大を通じて乗り切ろうとしたハビビ政権の政治的産物として生まれた。分権化のターゲットが州ではなく県となっているのは、50年代の地方独立運動の主体が州政府であったという歴史的事実の他に、より多くの地方政府からの支持獲得という政治的意図が反映されている。99年の分権化二法成立以降、総選挙、大統領選挙など不安定な政治情勢のなかで十分な政策準備が行われないまま2001年より分権化政策が実施された。

インドネシアの分権化政策の最大の問題点は、地方政府に対する不明確な歳出責任の移転と比較的明瞭な歳入権限の移転にある。限られた中央政府権限以外、ほぼ全ての歳出責任は明確な定義のないまま県政府に委譲され、州政府には主に調整的役割が与えられる一方で、地方税、歳入分与、一括補助金、特定補助金を通じた歳入権限が与えられた。分権化の主体である県レベルでは歳出責任に対して大きな混乱が生じており、ナショナル・ミニマムも設定されていない。同時に、不明確な歳出責任は、地方政府が公共サービスを提供する上で必要となる財源を保障する政府間財政システムの妥当性に関する評価そのものを不可能にしている。地方財政の特徴は、限られた独自財源と天然資源の歳入分与による地域間格差の拡大のなかで、一括補助金による地域間格差の補正能力が配分システムの欠陥と政治的介入により著しく阻害されていることがある。同時に現状の補助金配分システムは新政府設立と地方行政組織改革を阻害するインセンティブを包含している。地方政府乱立は深刻な問題となっており、分権化以前に300以下であった県政府数は2003年で432に達して

いる。分権化により約200万人の中央政府スタッフが地方に転籍となり、地方政府は大幅な過剰人員を抱えているが、地方政府の人員費を保障する一括補助金の交付を通じて地方行政組織改革が阻害されている。さらに、県政府に与えられた独自財源は限られており、歳入は中央政府からの一括補助金ならびに歳入分与に強く依存しているため、受益と費用の明確化、財政責任の明確化は著しく阻害されている。

インドネシアの分権化に見られるさらなる課題は垂直的ならびに水平的な政府間協調システムの欠落にある。分権化はボトムアップないし住民参加を通じた地域ニーズの発現とそれに基づく公共サービスの提供に主眼を置く。そのためには住民のニーズを効果的に汲み取る制度が地方政府組織に組み込まれなければならない。最小行政単位としての村落レベルでの十分な民主化が不可欠であり、そのために村落レベルの行政システムの改革が図られた。しかし、村落レベルの民主化の進展は地域により大きな差違をみせており、伝統的コミュニティーの復活を通じて住民参加を促進する地方がある一方で、依然として旧来の形式的住民参加に留まる地域もある。さらに留意されるべき点は、分権化が必ずしもトップダウン要素の不要性を意味してはいないことである。国家優先事項の推進、公共サービスにおける外部性など、分権化後も上位政府による介入は不可欠であり、同時に近隣政府と協調が必要である。特に開発計画ならびに予算編成においてこの問題は重要であり、地方の開発計画と予算は垂直的（上位政府）、水平的（近隣政府）な連携が保たれなければならない。長く続いた中央集権体制への反動から、地方主体のボトムアップ・システムの確立という一面が地方政府、中央政府、さらには分権化を支援する援助機関によって強調されているが、問題の本質は地方を主体としながら、かつての直接的介入とは異なる形でいかに中央と地方の協調関係を確立するかという点にある。インドネシアの分権化が抱える多くの問題点は、分権化された行政システムに関する明確なビジョンを描くことなく、ラディカルな分権化を押し進めていることから派生している。ビジョン無き改革は今後も多くの問題を露呈させ、その都度局所療法的な対応が図られるリスクを孕んでいる。

### 「アイデンティティ」の境界—東南スラウェシ州・旧ブトン県における地方自治体分立の動向と背景—

山口 裕子（吉備国際大学）

地方分権化がすすむ今日のインドネシアでは、県・市、州の分立があいついでいる。地方が分立を要求する背景はさまざまだが、一般的には行政サービスの向上や地域開発促進などへの期待がある。一方分立を容認する中央には、自治の重点を県・市におき、州を中央の代理機構として州に対するコントロールを強化するねらいがある。本発表では、東南スラウェシ州・旧ブトン県における地方自治体分立の動向に焦点をあて、その背景を探求する。

東南スラウェシ州は、天然資源などの地方財源に乏しく、資源富饒地方とは対照的に、自然資源の利権をめぐる中央とのせめぎ合いをほとんど経験してこなかった。旧ブトン県は、その中でもさらに社会的、地理的周辺に位置している。旧ブトン県においては、2001年から2003年にかけて1市、2県が分立した。新県分立の過程では、県の名称や境界、そして県都や県知事の決定をめぐり、当該地方内部の諸集団間の対立が表面化したが、母体となる旧ブトン県政府が折衷案を提出したことで分立は達成された。その結果社会内部に潜在的な対立構造をかかえたまま、財政的にも脆弱な新県が誕生している。

旧ブトン県が新市・県の分立を支持した背景には、旧ブトン県とムナ県からなる新州分立へむけて「一州は最低3つの県・市からなる」という条件を満たそうとしたという事情がある。現在のところ新州分立運動はごく初期の段階にあり、地元エリートを中心として、出身階層や階層内の派閥ごとに複数の準備委員会が組織され、それぞれにインフォーマルな協議が行われている。新州分立の目的は、アクターらによってしばしば「失われたブトン人の誇りを取り戻す」というやや抽象的な言葉で表現される。そこで共通の焦点となっているのは、旧ブトン県とムナ県に匹敵するブトン王国の領有範囲を境界とする新州の分立である。本報告では、アクターが分立運動の動機として強調するところの、ブトン人が社会的に周辺化され「誇りを失ってゆく」1960年代から70年代にかけての「経験」を、当該地域の近現代の歩みの中に位置づけ考察する。

さらに、1999年ごろ新州分立運動に前後して始まった文化・政治的動向として、ブトン王国

いる。分権化により約200万人の中央政府スタッフが地方に転籍となり、地方政府は大幅な過剰人員を抱えているが、地方政府の人員費を保障する一括補助金の交付を通じて地方行政組織改革が阻害されている。さらに、県政府に与えられた独自財源は限られており、歳入は中央政府からの一括補助金ならびに歳入分与に強く依存しているため、受益と費用の明確化、財政責任の明確化は著しく阻害されている。

インドネシアの分権化に見られるさらなる課題は垂直的ならびに水平的な政府間協調システムの欠落にある。分権化はボトムアップないし住民参加を通じた地域ニーズの発現とそれに基づく公共サービスの提供に主眼を置く。そのためには住民のニーズを効果的に汲み取る制度が地方政府組織に組み込まれなければならない。最小行政単位としての村落レベルでの十分な民主化が不可欠であり、そのために村落レベルの行政システムの改革が図られた。しかし、村落レベルの民主化の進展は地域により大きな差違をみせており、伝統的コミュニティーの復活を通じて住民参加を促進する地方がある一方で、依然として旧来の形式的住民参加に留まる地域もある。さらに留意されるべき点は、分権化が必ずしもトップダウン要素の不要性を意味してはいないことである。国家優先事項の推進、公共サービスにおける外部性など、分権化後も上位政府による介入は不可欠であり、同時に近隣政府と協調が必要である。特に開発計画ならびに予算編成においてこの問題は重要であり、地方の開発計画と予算は垂直的（上位政府）、水平的（近隣政府）な連携が保たれなければならない。長く続いた中央集権体制への反動から、地方主体のボトムアップ・システムの確立という一面が地方政府、中央政府、さらには分権化を支援する援助機関によって強調されているが、問題の本質は地方を主体としながら、かつての直接的介入とは異なる形でいかに中央と地方の協調関係を確立するかという点にある。インドネシアの分権化が抱える多くの問題点は、分権化された行政システムに関する明確なビジョンを描くことなく、ラディカルな分権化を押し進めていることから派生している。ビジョン無き改革は今後も多くの問題を露呈させ、その都度局所療法的な対応が図られるリスクを孕んでいる。

### 「アイデンティティ」の境界—東南スラウェシ州・旧ブトン県における地方自治体分立の動向と背景—

山口 裕子（吉備国際大学）

地方分権化がすすむ今日のインドネシアでは、県・市、州の分立があいついでいる。地方が分立を要求する背景はさまざまだが、一般的には行政サービスの向上や地域開発促進などへの期待がある。一方分立を容認する中央には、自治の重点を県・市におき、州を中央の代理機構として州に対するコントロールを強化するねらいがある。本発表では、東南スラウェシ州・旧ブトン県における地方自治体分立の動向に焦点をあて、その背景を探求する。

東南スラウェシ州は、天然資源などの地方財源に乏しく、資源富余地方とは対照的に、自然資源の利権をめぐる中央とのせめぎ合いをほとんど経験してこなかった。旧ブトン県は、その中でもさらに社会的、地理的周辺に位置している。旧ブトン県においては、2001年から2003年にかけて1市、2県が分立した。新県分立の過程では、県の名称や境界、そして県都や県知事の決定をめぐり、当該地方内部の諸集団間の対立が表面化したが、母体となる旧ブトン県政府が折衷案を提出したことで分立は達成された。その結果社会内部に潜在的な対立構造をかかえたまま、財政的にも脆弱な新県が誕生している。

旧ブトン県が新市・県の分立を支持した背景には、旧ブトン県とムナ県からなる新州分立へむけて「一州は最低3つの県・市からなる」という条件を満たそうとしたという事情がある。現在のところ新州分立運動はごく初期の段階にあり、地元エリートを中心として、出身階層や階層内の派閥ごとに複数の準備委員会が組織され、それぞれにインフォーマルな協議が行われている。新州分立の目的は、アクターらによってしばしば「失われたブトン人の誇りを取り戻す」というやや抽象的な言葉で表現される。そこで共通の焦点となっているのは、旧ブトン県とムナ県に匹敵するブトン王国の領有範囲を境界とする新州の分立である。本報告では、アクターが分立運動の動機として強調するところの、ブトン人が社会的に周辺化され「誇りを失ってゆく」1960年代から70年代にかけての「経験」を、当該地域の近現代の歩みの中に位置づけ考察する。

さらに、1999年ごろ新州分立運動に前後して始まった文化・政治的動向として、ブトン王国

時代の歴史や政治制度の再考運動に着目する。ポスト・スハルト期の民主化に伴う言論・結社の自由化や「慣習復興」ムードを背景に、分立運動を担うことになるアクターらが、いくつかの「ブトン文化復興」を目的とする協会を設立した。雑誌発行やセミナー開催を通して、「優れたブトン王国の統治機構」を地方分権化のひとつの理想的モデルとして提示し、王宮を中心に支配層と平民層が同心円状に有機的に広がるブトン王国の空間配置を強調している。これらは「ブトン王国の領域を踏襲する境界をもつ新州」という考えに対して文化的・歴史的正当性を与えるための言説になっている。現在では、これと同じ内容の言説が平民層の間にも流通しており、「かつて共にブトン王国を形成した」という歴史意識の共有が見られる。

本報告をとおして、旧ブトン県においては、地方分権化が、行政サービスの向上や地域開発促進のみならず、歴史的歩みの中で醸成されてきた社会固有のアスピレーションの実現の好機としてとらえられていることを示していく。

### 国境と石油をめぐる闘争史—東カリマンタン州の地方分権化と新州分立の過程—

奥島 美夏（神田外語大学）

1999年の法案成立以来、大々的に推進されているインドネシアの地方分権化政策は、地方自治体の乱立と中央政府の財政負担増大という問題をうみだしている。これはスハルト体制下の中央主導型の地方行政を廃し、「小さな政府」による公共サービスの向上と効率化をめざして地方自治体、とりわけ第2級自治体である県・市へ権限委譲と財政分配をおこなったところ、かならずしも十分な財政と責任能力の審議を重ねることなく既存の地方自治体から新たに分立する自治体が急増したためであった。

この事態は本格的な分権化が実施される以前の状況にも根ざしていると考えられる。すなわち、(1) 1980年代からの5カ年開発計画において地方開発政策は都市化と地方政府の整備を射程にいれ、自治体統廃合(*pemekaran dan pencutan*)をふくむ行政区画再編を試行してきたこと、(2)しかし、このような開発は商業地や政府所在地(州都、県庁など)の周辺を重点領域としており、植民地時代以来の国内中心地であるジャワ、スマトラなどとその他の地域の格差だけでなく、一地方内における中央部と周縁部の格差をも拡大してきたこと、の2点が

あげられる。こうして開発の発展段階としての区画再編がある程度全国に浸透する一方、周縁部では国家や地方の中央部に対する不満が募り、分権化によって州一県・市一郡一村落という垂直関係の籠をはずされたとき、各行政単位ができるだけ細分化することで政治経済的利点を地域内に確保するという形で噴出した。いいかえれば、中央政府は冷戦終結へと向かう流れの中で地方自治への政策転換を模索してきたが、スハルト政権の崩壊によって未完成な地方行政体系に一気に権限と財源を与えてしまったのである。

本研究では、この自治体分立と行政区画再編による地域内格差の是正という問題と、それに対する地元社会の認識のあり方について、東カリマンタン州の事例から考えてみる。植民地時代以来ほぼ踏襲されてきた村落・郡・県の安定した行政区画、石油・ガスなどの天然資源による国内第1位の住民所得など、さまざまな面で恵まれたこの州では、比較的合理的かつ平和的に近郊村落や郡の統廃合がすすめられてきた。国内第2位の州面積と人口過疎という特徴をもつ当州では、行政サービス向上のためには、点在する集落から地方政府へのアクセスにかかる時間と費用を最小化する必要がある。したがって、遠隔地の人口を利便のよい地域にまとめる再定住政策とともに、郡・県といったより上位の行政単位を分立させて政府機関を増やすことに主眼がおかれて、地方分権化のパイロット・プログラムが全国で開始された1995年には県・市の分立に加えて第1級自治体である州の分立も提唱された。

この新州「北カリマンタン(Kalimantan Utara)」の分立には、東カリマンタン州の南北地域にみられる政治経済格差を是正するという目標がある。南部は州都、商業中心地およびおびただしい油田が集中する先進地域であるのに対し、北部は国境の自由貿易地域とまだ未開発の石油などの資源はあるものの、島嶼部の油田都市を除いて開発からとりのこされてきた。これは独立からインドネシア共和政府への統合を経て、中央寄りの州南部が事実上州政府を掌握した結果でもあった。そのため、埋蔵資源の開発はおろか、衛生、教育といった基本的ニーズも満たされなかった北部は、州として分立することで政治的主導権を回復したいと望んでいる。しかし、早期から構想されていたにもかかわらず、新州をなす5地域(4県1市)が中央から還元される莫大な石油・ガスの歳入分与を失う危

時代の歴史や政治制度の再考運動に着目する。ポスト・スハルト期の民主化に伴う言論・結社の自由化や「慣習復興」ムードを背景に、分立運動を担うことになるアクターらが、いくつかの「ブトン文化復興」を目的とする協会を設立した。雑誌発行やセミナー開催を通して、「優れたブトン王国の統治機構」を地方分権化のひとつの理想的モデルとして提示し、王宮を中心に支配層と平民層が同心円状に有機的に広がるブトン王国の空間配置を強調している。これらは「ブトン王国の領域を踏襲する境界をもつ新州」という考えに対して文化的・歴史的正当性を与えるための言説になっている。現在では、これと同じ内容の言説が平民層の間にも流通しており、「かつて共にブトン王国を形成した」という歴史意識の共有が見られる。

本報告をとおして、旧ブトン県においては、地方分権化が、行政サービスの向上や地域開発促進のみならず、歴史的歩みの中で醸成されてきた社会固有のアスピレーションの実現の好機としてとらえられていることを示していく。

### 国境と石油をめぐる闘争史—東カリマンタン州の地方分権化と新州分立の過程—

奥島 美夏（神田外語大学）

1999年の法案成立以来、大々的に推進されているインドネシアの地方分権化政策は、地方自治体の乱立と中央政府の財政負担増大という問題をうみだしている。これはスハルト体制下の中央主導型の地方行政を廃し、「小さな政府」による公共サービスの向上と効率化をめざして地方自治体、とりわけ第2級自治体である県・市へ権限委譲と財政分配をおこなったところ、かならずしも十分な財政と責任能力の審議を重ねることなく既存の地方自治体から新たに分立する自治体が急増したためであった。

この事態は本格的な分権化が実施される以前の状況にも根ざしていると考えられる。すなわち、(1) 1980年代からの5カ年開発計画において地方開発政策は都市化と地方政府の整備を射程にいれ、自治体統廃合(*pemekaran dan pencutan*)をふくむ行政区画再編を試行してきたこと、(2)しかし、このような開発は商業地や政府所在地(州都、県庁など)の周辺を重点領域としており、植民地時代以来の国内中心地であるジャワ、スマトラなどとその他の地域の格差だけでなく、一地方内における中央部と周縁部の格差をも拡大してきたこと、の2点が

あげられる。こうして開発の発展段階としての区画再編がある程度全国に浸透する一方、周縁部では国家や地方の中央部に対する不満が募り、分権化によって州一県・市一郡一村落という垂直関係の籠をはずされたとき、各行政単位ができるだけ細分化することで政治経済的利点を地域内に確保するという形で噴出した。いいかえれば、中央政府は冷戦終結へと向かう流れの中で地方自治への政策転換を模索してきたが、スハルト政権の崩壊によって未完成な地方行政体系に一気に権限と財源を与えてしまったのである。

本研究では、この自治体分立と行政区画再編による地域内格差の是正という問題と、それに対する地元社会の認識のあり方について、東カリマンタン州の事例から考えてみる。植民地時代以来ほぼ踏襲されてきた村落・郡・県の安定した行政区画、石油・ガスなどの天然資源による国内第1位の住民所得など、さまざまな面で恵まれたこの州では、比較的合理的かつ平和的に近郊村落や郡の統廃合がすすめられてきた。国内第2位の州面積と人口過疎という特徴をもつ当州では、行政サービス向上のためには、点在する集落から地方政府へのアクセスにかかる時間と費用を最小化する必要がある。したがって、遠隔地の人口を利便のよい地域にまとめる再定住政策とともに、郡・県といったより上位の行政単位を分立させて政府機関を増やすことに主眼がおかれて、地方分権化のパイロット・プログラムが全国で開始された1995年には県・市の分立に加えて第1級自治体である州の分立も提唱された。

この新州「北カリマンタン(Kalimantan Utara)」の分立には、東カリマンタン州の南北地域にみられる政治経済格差を是正するという目標がある。南部は州都、商業中心地およびおびただしい油田が集中する先進地域であるのに対し、北部は国境の自由貿易地域とまだ未開発の石油などの資源はあるものの、島嶼部の油田都市を除いて開発からとりのこされてきた。これは独立からインドネシア共和政府への統合を経て、中央寄りの州南部が事実上州政府を掌握した結果でもあった。そのため、埋蔵資源の開発はおろか、衛生、教育といった基本的ニーズも満たされなかった北部は、州として分立することで政治的主導権を回復したいと望んでいる。しかし、早期から構想されていたにもかかわらず、新州をなす5地域(4県1市)が中央から還元される莫大な石油・ガスの歳入分与を失う危

険性や、既存州が北部の埋蔵資源や国境という利権へみせる執着などが指摘されると、官僚主導の分立構想や北部5地域の結束のばらつきなどへの批判があいつぎ、分立はなかなか進展しないでいる。

実のところ分立実施の遅れは、現地社会の複雑な感情をも反映している。「北カリマンタン」は、1960年代前半に隣国ブルネイや東マレーシアをふくめたカリマンタン（ボルネオ）島北部全体を統一国家とする構想に端を発していた。それらの地域と歴史的・民族的関係の深い北部は、石油により巨万の富を築いた地元王国ブルンガンを通じてこの新国家を自らの陣営にひきいれるべく画策するインドネシアとマラヤの間でゆれうごき、ブルンガン王族の一部がマレーシア側へ加担したことにより、インドネシア軍による王族虐殺と王都焼き討ちをもって独立も地方の主導権も絶たれた。植民地時代から国境と石油をめぐる中央対地方、地方対地方そして国家間の争いに翻弄され続けただけに、北部社会は今回の北カリマンタン州構想を民族・地域復興の機会である反面、過去の悲劇や政府官僚の利権争いをも再現する危険をはらむものとして慎重にうけとめており、行政改善を最も必要とする農民・労働者・学生といった大衆アクターを活性化しながら、最大公約数の民意にもとづく「民主的」州の実現を試行錯誤しているのである。

### 地方分権化と村落自治—タナ・トラジャ県における「慣習復興」の背景と問題点—

島上 宗子（京都大学大学院）

住民参加、グッド・ガバナンス、先住民の権利、土着の知恵を重視する世界的潮流の中、慣習復興の動きが世界各地で活発化している。インドネシアも例外ではなく、1999年地方行政法は、地域の固有性と慣習にもとづく村落自治の尊重・認知の方向性を打ち出した。しかし、動きだした慣習復興の実態を地方レベルで検討していくと、さまざまな問題を孕んでいることがわかる。本報告は、南スラウェシ州タナ・トラジャ県における慣習復興のプロセスとアクターを検討することにより、慣習復興がもつ意味と問題点を地方の文脈の中から考察することを目的とする。

報告ではまず、植民地期以来、国家はいかに村落を定義づけ、行政機構の中に位置づけてきたのかを法的枠組みに着目しながら概観する。

特に、地域毎に多様な村落を「デサ」と統一し、大規模な村落再編と機構の画一化を進めた1979年デサ行政法と1999年地方行政法を対比させることにより、1999年法制定の意味を明確化させる。次に、タナ・トラジャ県において、トラジャに固有な村落単位といわれる「レンバン」の復興を定めた県条例が制定されたプロセスを検討し、制定へと導いた主要なアクターと背景を整理する。ここで注目したいのは、スハルト退陣後の民主化と国際機関の支援を背景に、「慣習社会」の権利擁護を掲げたNGOがその政治力を強め、中心的なアクターとして慣習復興を主導した点、また、スハルト体制を批判・否定する改革機運の下、「1979年デサ行政法=諸悪の根源、慣習復興=その解決策」との図式が社会で広く半ば無批判に共有されていた点である。

以上を踏まえ、報告の後半では、レンバン復興のプロセスから明らかになった主な問題点と課題を整理する。第一に、トラジャの人々自身の間でのレンバンに対する共通認識の欠如である。県条例の制定により、253のデサが114のレンバンへと合併再編されたが、タナ・トラジャ県における村落再編の歴史を検討すると、「復興」されたレンバンは、1990年代後半に次々と分割されたデサをそれ以前の形に機械的に戻したものが多く、また、度重なる村落再編と社会変化を経て、慣習にもとづく自治の単位が地元住民にとっても不明瞭となっているケースも少なくない。1年足らずの間に敢行されたレンバン復興は、合併反対などを訴える住民デモを頻発させ、このほかにも次のような問題点と課題を表出させた。1) 慣習復興は“封建主義”的強化を招かないか、2) 村で必要とされる民主制度とは何か（近代的議会制度か、“伝統的”合意形成システムか）、3) 社会変化を経験した地域で慣習復興はどこまで妥当か。

タナ・トラジャ県におけるレンバン復興は、地域の固有性にもとづく村落自治を地方レベルで具体化させようとした試みとして評価できるが、国際機関・地方政府・NGO・慣習リーダー、地元住民など、各アクターのそれぞれの利害・思惑の中、十分な歴史・現状認識と具体的なビジョンを欠いたまま展開されたということができる。そのプロセスの中で表出した問題点は、近年世界各地で活発化している慣習復興の意味を考える上で、重要な論点を提示していると思われる。

険性や、既存州が北部の埋蔵資源や国境という利権へみせる執着などが指摘されると、官僚主導の分立構想や北部5地域の結束のばらつきなどへの批判があいつぎ、分立はなかなか進展しないでいる。

実のところ分立実施の遅れは、現地社会の複雑な感情をも反映している。「北カリマンタン」は、1960年代前半に隣国ブルネイや東マレーシアをふくめたカリマンタン（ボルネオ）島北部全体を統一国家とする構想に端を発していた。それらの地域と歴史的・民族的関係の深い北部は、石油により巨万の富を築いた地元王国ブルンガンを通じてこの新国家を自らの陣営にひきいれるべく画策するインドネシアとマラヤの間でゆれうごき、ブルンガン王族の一部がマレーシア側へ加担したことにより、インドネシア軍による王族虐殺と王都焼き討ちをもって独立も地方の主導権も絶たれた。植民地時代から国境と石油をめぐる中央対地方、地方対地方そして国家間の争いに翻弄され続けただけに、北部社会は今回の北カリマンタン州構想を民族・地域復興の機会である反面、過去の悲劇や政府官僚の利権争いをも再現する危険をはらむものとして慎重にうけとめており、行政改善を最も必要とする農民・労働者・学生といった大衆アクターを活性化しながら、最大公約数の民意にもとづく「民主的」州の実現を試行錯誤しているのである。

### 地方分権化と村落自治—タナ・トラジャ県における「慣習復興」の背景と問題点—

島上 宗子（京都大学大学院）

住民参加、グッド・ガバナンス、先住民の権利、土着の知恵を重視する世界的潮流の中、慣習復興の動きが世界各地で活発化している。インドネシアも例外ではなく、1999年地方行政法は、地域の固有性と慣習にもとづく村落自治の尊重・認知の方向性を打ち出した。しかし、動きだした慣習復興の実態を地方レベルで検討していくと、さまざまな問題を孕んでいることがわかる。本報告は、南スラウェシ州タナ・トラジャ県における慣習復興のプロセスとアクターを検討することにより、慣習復興がもつ意味と問題点を地方の文脈の中から考察することを目的とする。

報告ではまず、植民地期以来、国家はいかに村落を定義づけ、行政機構の中に位置づけてきたのかを法的枠組みに着目しながら概観する。

特に、地域毎に多様な村落を「デサ」と統一し、大規模な村落再編と機構の画一化を進めた1979年デサ行政法と1999年地方行政法を対比させることにより、1999年法制定の意味を明確化させる。次に、タナ・トラジャ県において、トラジャに固有な村落単位といわれる「レンバン」の復興を定めた県条例が制定されたプロセスを検討し、制定へと導いた主要なアクターと背景を整理する。ここで注目したいのは、スハルト退陣後の民主化と国際機関の支援を背景に、「慣習社会」の権利擁護を掲げたNGOがその政治力を強め、中心的なアクターとして慣習復興を主導した点、また、スハルト体制を批判・否定する改革機運の下、「1979年デサ行政法=諸悪の根源、慣習復興=その解決策」との図式が社会で広く半ば無批判に共有されていた点である。

以上を踏まえ、報告の後半では、レンバン復興のプロセスから明らかになった主な問題点と課題を整理する。第一に、トラジャの人々自身の間でのレンバンに対する共通認識の欠如である。県条例の制定により、253のデサが114のレンバンへと合併再編されたが、タナ・トラジャ県における村落再編の歴史を検討すると、「復興」されたレンバンは、1990年代後半に次々と分割されたデサをそれ以前の形に機械的に戻したものが多く、また、度重なる村落再編と社会変化を経て、慣習にもとづく自治の単位が地元住民にとっても不明瞭となっているケースも少なくない。1年足らずの間に敢行されたレンバン復興は、合併反対などを訴える住民デモを頻発させ、このほかにも次のような問題点と課題を表出させた。1) 慣習復興は“封建主義”的強化を招かないか、2) 村で必要とされる民主制度とは何か（近代的議会制度か、“伝統的”合意形成システムか）、3) 社会変化を経験した地域で慣習復興はどこまで妥当か。

タナ・トラジャ県におけるレンバン復興は、地域の固有性にもとづく村落自治を地方レベルで具体化させようとした試みとして評価できるが、国際機関・地方政府・NGO・慣習リーダー、地元住民など、各アクターのそれぞれの利害・思惑の中、十分な歴史・現状認識と具体的なビジョンを欠いたまま展開されたということができる。そのプロセスの中で表出した問題点は、近年世界各地で活発化している慣習復興の意味を考える上で、重要な論点を提示していると思われる。

### シンポジウム 3 「開拓社会の形成と変容— 20世紀メコンデルタの開発を中心に—」 趣旨説明

高田 洋子（敬愛大学）

メコンデルタには人間の制御が及ばない厳しい自然環境がある。雨季のメコン川の洪水は、後背地を一面の浸水地帯にし、排水不良の凹地は酸性硫酸塩土壤となる。乾季になれば本流の水が届かない奥地は干上がり、海岸低地は潮汐運動に伴い海水による土壤汚染が進む。従来、人間の居住は浸水を免れるデルタの微高地上に限られ、環境適応型の農業が営まれていた。

メコンデルタの人跡未踏の大自然が「開拓地」に変わる契機は、20世紀初頭にフランス植民地政府が浸水地の排水機能を兼ねた大運河をいくつも掘削し、輸出米の増産に向けて、自然環境の大規模な改造を開始したことがある。密林や葦に覆われていたメコンデルタの運河沿いに、稻作中心の開拓社会が誕生した。デルタの水田面積は19世紀末から20世紀初頭のわずか30年間に倍増したのである。

メコンデルタの農業生産力が次に急上昇したのは、ベトナム戦争後から組織的に掘削された第2次・第3次運河の完成を基礎とする。網の目のように拡大した水路網とポンプ動力のおかげで灌漑が可能になった地域に、緑の革命が普及し、さらに多角的農業生産の道が開かれた。集団農業システムが後退し、1988年以降に家族を単位とする農業経営への移行および市場経済化の流れが本格化したこと、メコンデルタの農村社会を大きく変貌させた。

20世紀のメコンデルタ開発の特質を考える上で、重要な点のいくつかをあげるとすれば、まず(1)農業生産力の増大に強力な政府が果たした役割の大ささである。水利事業の推進のみならず、近代的土地所有の制度や労働力再配置の諸政策においても政府の主導的な存在が目立つ。次に(2)開発のなかのエスニック・グループ間関係の変化や開拓によって生じた「民族」の問題を見逃すべきではない。先住民族 Khmer や Cham と後に入植した Kinh や Hoa の固有の社会構造や関係史を研究することは不可欠である。さらに(3)排水運河という近代的技術によるデルタの自然改造の方法が、環境および社会に与えた影響を追求することである。開発の環境への負荷はどのようなものか、大小の運河を含んで成立した開拓社会の特徴や構造も具体的に研究する必要がある。

本シンポジウムでは、上記の3つの問題群に関する報告を、それぞれ歴史学、人類学、農学の方法論を用いる3の方にご発表いただく。さらに2人のコメンターの方には、開拓社会に労働力を供給する側の人口稠密な紅河デルタ農村との比較を、また同じくインドシナ半島の大河デルタで輸出米生産を通して資本蓄積の面で先行するチャオプラヤデルタとの比較をお願いした。

臨地調査を踏まえた最新の研究成果を基に、「移動」「開拓・入植」「共同体」「エスニック間関係」「農業発展」「政府と農民」「環境」等をキーワードに用いて、20世紀メコンデルタ開発の特質をめぐる討論を進めたい。

### ドンタップムオイ地域における開拓村の現況—ドイモイ後入植政策の帰結—

大野 美紀子（神田外語大学）

一連のドイモイ政策の中で88年10号決議は紅河・メコン両デルタ農村に深刻な農地不足と使用権をめぐる農民間の土地紛争を引き起こし、中央政府は土地を失った農民に対して新たに土地を支給するために国内過疎地域への移住政策を実施して救済・紛争事態の沈静化を図った。80年代末～90年代初まで中央政府主導の国内移住政策が全国的に展開された結果、北部山地・中部高原・メコンデルタ広大低地には多くの開拓村が成立した。

メコンデルタ広大低地ドンタップムオイ地域は75年以降に中央および省政府の投資によって幹線運河を建設し人工の高み＝居住地を築き、全国から入植者を受け入れることによってメコンデルタ有数の稻作地域に生まれ変わった。現在この地域に成立する行政村の多くが新経済村と呼ばれる開拓村である。本報告が紹介するカインファン行政村も上記の経緯を経て89年に成立了。同村はドンタップムオイ最奥部かつカンボジア国境に位置し、民は入植年次の新旧や出身地の別はあれすべて入植者である。

カインファン行政村の成立経緯と現況分析からセッションテーマである20世紀メコンデルタ開発の特質に係り本報告が提起しえる論点は以下の通りである。

1. メコンデルタ開発における政府の主導性について：幹線運河建設が不可欠であったドンタップムオイ地域開発では中央および各省政府のインフラについて主導的役割を果たしたが、新天地における入植者の生活を保護したのは帰属

### シンポジウム 3 「開拓社会の形成と変容— 20世紀メコンデルタの開発を中心に—」 趣旨説明

高田 洋子（敬愛大学）

メコンデルタには人間の制御が及ばない厳しい自然環境がある。雨季のメコン川の洪水は、後背地を一面の浸水地帯にし、排水不良の凹地は酸性硫酸塩土壌となる。乾季になれば本流の水が届かない奥地は干上がり、海岸低地は潮汐運動に伴い海水による土壌汚染が進む。従来、人間の居住は浸水を免れるデルタの微高地上に限られ、環境適応型の農業が営まれていた。

メコンデルタの人跡未踏の大自然が「開拓地」に変わる契機は、20世紀初頭にフランス植民地政府が浸水地の排水機能を兼ねた大運河をいくつも掘削し、輸出米の増産に向けて、自然環境の大規模な改造を開始したことがある。密林や葦に覆われていたメコンデルタの運河沿いに、稻作中心の開拓社会が誕生した。デルタの水田面積は19世紀末から20世紀初頭のわずか30年間に倍増したのである。

メコンデルタの農業生産力が次に急上昇したのは、ベトナム戦争後から組織的に掘削された第2次・第3次運河の完成を基礎とする。網の目のように拡大した水路網とポンプ動力のおかげで灌漑が可能になった地域に、緑の革命が普及し、さらに多角的農業生産の道が開かれた。集団農業システムが後退し、1988年以降に家族を単位とする農業経営への移行および市場経済化の流れが本格化したこと、メコンデルタの農村社会を大きく変貌させた。

20世紀のメコンデルタ開発の特質を考える上で、重要な点のいくつかをあげるとすれば、まず(1)農業生産力の増大に強力な政府が果たした役割の大ささである。水利事業の推進のみならず、近代的土地所有の制度や労働力再配置の諸政策においても政府の主導的な存在が目立つ。次に(2)開発のなかのエスニック・グループ間関係の変化や開拓によって生じた「民族」の問題を見逃すべきではない。先住民族 Khmer や Cham と後に入植した Kinh や Hoa の固有の社会構造や関係史を研究することは不可欠である。さらに(3)排水運河という近代的技術によるデルタの自然改造の方法が、環境および社会に与えた影響を追求することである。開発の環境への負荷はどのようなものか、大小の運河を含んで成立した開拓社会の特徴や構造も具体的に研究する必要がある。

本シンポジウムでは、上記の3つの問題群に関する報告を、それぞれ歴史学、人類学、農学の方法論を用いる3の方にご発表いただく。さらに2人のコメンターの方には、開拓社会に労働力を供給する側の人口稠密な紅河デルタ農村との比較を、また同じくインドシナ半島の大河デルタで輸出米生産を通して資本蓄積の面で先行するチャオプラヤデルタとの比較をお願いした。

臨地調査を踏まえた最新の研究成果を基に、「移動」「開拓・入植」「共同体」「エスニック間関係」「農業発展」「政府と農民」「環境」等をキーワードに用いて、20世紀メコンデルタ開発の特質をめぐる討論を進めたい。

### ドンタップムオイ地域における開拓村の現況—ドイモイ後入植政策の帰結—

大野 美紀子（神田外語大学）

一連のドイモイ政策の中で88年10号決議は紅河・メコン両デルタ農村に深刻な農地不足と使用権をめぐる農民間の土地紛争を引き起こし、中央政府は土地を失った農民に対して新たに土地を支給するために国内過疎地域への移住政策を実施して救済・紛争事態の沈静化を図った。80年代末～90年代初まで中央政府主導の国内移住政策が全国的に展開された結果、北部山地・中部高原・メコンデルタ広大低地には多くの開拓村が成立した。

メコンデルタ広大低地ドンタップムオイ地域は75年以降に中央および省政府の投資によって幹線運河を建設し人工の高み＝居住地を築き、全国から入植者を受け入れることによってメコンデルタ有数の稻作地域に生まれ変わった。現在この地域に成立する行政村の多くが新経済村と呼ばれる開拓村である。本報告が紹介するカインファン行政村も上記の経緯を経て89年に成立了。同村はドンタップムオイ最奥部かつカンボジア国境に位置し、民は入植年次の新旧や出身地の別はあれすべて入植者である。

カインファン行政村の成立経緯と現況分析からセッションテーマである20世紀メコンデルタ開発の特質に係り本報告が提起しえる論点は以下である。

1. メコンデルタ開発における政府の主導性について：幹線運河建設が不可欠であったドンタップムオイ地域開発では中央および各省政府のインフラについて主導的役割を果たしたが、新天地における入植者の生活を保護したのは帰属

集団とそのリーダーたちの才覚であり、ときに入植者間の取り決めを政府が追認する状況も発生し、政府が発揮した主導性は政策すべてを貫通するものではなかった。

2. 開発のなかの「民族」問題、とくに先住クメール族と後に入植したキン族の関係について：カンボジア国境に隣接するカインフン行政村内にクメール族集落がある。この地域の歴史的経緯からみておそらく78年ベトナム－カンボジア紛争によって戦場となるまでは両民族混住が常態であり、両者のアイデンティティの相違が先鋭化することはなかっただろうと思われる。しかし、80年代以降ベトナム側政府による地域開発とキン族の集団入植は「民族」問題を引き起こす可能性を秘めている。移住政策によって新たに入植したキン族の多くはロンアン省南方各県や北部紅河デルタから来た人々であり、クメール族との混住経験がない。政府の移住政策の背景には、国境地帯をキン族が埋めることで国境防衛を担わせる意図があると思われる。現在、現場レベルにおけるベトナム－カンボジア関係は発展を志向している。省政府はカンボジアとその後背タイとの通商が経済発展に貢献することを望んでおり、すでに主要農産物である米の輸出・地域住民のお手軽な国外観光旅行や国境貿易の場として利用されている。また、カインフン行政村周辺では国境を往来するクメール人日雇い労働者の雇用が常態化している。雇用労働の在り方は、開拓村のひとつの特質を表出している。この開拓村では村民間が雇用の場をシェアするという母村に見られた互助が成立しにくく、農繁期の極端な雇用需要の集中は季節労働者の流入および村内仮寓者の増大要因となっている。

3. 開発がもたらした環境への負荷について：ドンタップムオイ地域は無人の野から有人の野、メコンデルタ有数の穀倉地帯へと劇的な変化を遂げたものの、その生態条件により稻作に特化するしかない。遠隔地に立地することもあって農閑期には完全失業を余儀なくされている。開発が与えた環境への負荷は、上述した農繁期の一時的人口流入と農閑期の完全失業を繰り返す不安定な社会を生み出したことといえよう。

### 流動性から見たメコンデルタの親族構造

中西裕二（福岡大学）

村落の社会構造の基盤となる家族・親族に関する観念・組織の調査研究は、文化人類学にお

いて代表的かつ古典的な研究領域である。1980年代後半から始められた日本人文化人類学者によるベトナム研究においても、親族組織はキン族社会を理解する中心軸とされてきた。それらの諸研究では、ベトナム北部キン族の村落における、漢民族のリニージあるいはクラン（氏族）組織の受容とキン族的な再編成が中心であった。その一方ベトナム南部の村落は、北部に見られる親族理念、それに基づく組織化が希薄だと言われる。実際、報告者が1995年～96年までの約8ヶ月間、そしてその後数度の現地調査を行ったソクチャン省D村ではその点が顕著であった。本報告は、私が現地調査を行った当該地域の親族のあり方を、どのような文脈の元で解釈すべきかを検討するものである。

報告者が現地調査を行ったソクチャン省のD村では、(1)北部村落で見られるようなリニージ組織の未発達、あるいは不在、(2)北部村落に見られる親族イデオロギーの希薄さ、とくに末子あるいは末娘による両親の扶養と世帯の継承、の2点が顕著であった。北部村落で指摘されるような親族構造、とくにリニージ構造（ゾンホ）は極めて希薄で（存在しないと言った方が良いかもしれない）、親族関係は世帯を中心とし、自己中心的な範囲で限定的に認識されていた。リニージ結合を再確認する場として機能する祖先祭祀も同様である。

この親族構造を理解する上で、民族接触に伴う文化変容というモデルが第一に挙げられるだろう。D村はクメール人、華人、キン族が混住し混血化した村落という特徴を持ち、人口数でマジョリティであるクメール人の親族は、リニージ構造の不在、末子（とくに末娘）による世帯継承に特徴づけられるからである。だがこの議論は、家族・親族の理念や構造を民族文化の本質的属性と見なす、という文脈に基づいており、それは本質主義的誤謬を犯す危険性をはらむ。むしろベトナムのキン族のリニージ体系を、王朝期の社会的規範、あるいは近代により相対化された「伝統」の理念という政治的（＝文化的）文脈から把握し、ある意味、その政治的関数の産物とみなす視点が必要ではないだろうか。正統性をもつ「伝統」理念が親族のあり方に反映され、それへのアクセス回路としての親族、あるいはリニージ体系という意味への考慮である。従って私が調査地で見た親族理念や構造は、移住により、その制度、あるいはイデオロギー体系から切断された、あるいは周縁化された文化と概念化できるのではないだろうか。

集団とそのリーダーたちの才覚であり、ときに入植者間の取り決めを政府が追認する状況も発生し、政府が発揮した主導性は政策すべてを貫通するものではなかった。

2. 開発のなかの「民族」問題、とくに先住クメール族と後に入植したキン族の関係について：カンボジア国境に隣接するカインフン行政村内にクメール族集落がある。この地域の歴史的経緯からみておそらく78年ベトナム－カンボジア紛争によって戦場となるまでは両民族混住が常態であり、両者のアイデンティティの相違が先鋭化することはなかっただろうと思われる。しかし、80年代以降ベトナム側政府による地域開発とキン族の集団入植は「民族」問題を引き起こす可能性を秘めている。移住政策によって新たに入植したキン族の多くはロンアン省南方各県や北部紅河デルタから来た人々であり、クメール族との混住経験がない。政府の移住政策の背景には、国境地帯をキン族が埋めることで国境防衛を担わせる意図があると思われる。現在、現場レベルにおけるベトナム－カンボジア関係は発展を志向している。省政府はカンボジアとその後背タイとの通商が経済発展に貢献することを望んでおり、すでに主要農産物である米の輸出・地域住民のお手軽な国外観光旅行や国境貿易の場として利用されている。また、カインフン行政村周辺では国境を往来するクメール人日雇い労働者の雇用が常態化している。雇用労働の在り方は、開拓村のひとつの特質を表出している。この開拓村では村民間が雇用の場をシェアするという母村に見られた互助が成立しにくく、農繁期の極端な雇用需要の集中は季節労働者の流入および村内仮寓者の増大要因となっている。

3. 開発がもたらした環境への負荷について：ドンタップムオイ地域は無人の野から有人の野、メコンデルタ有数の穀倉地帯へと劇的な変化を遂げたものの、その生態条件により稻作に特化するしかない。遠隔地に立地することもあって農閑期には完全失業を余儀なくされている。開発が与えた環境への負荷は、上述した農繁期の一時的人口流入と農閑期の完全失業を繰り返す不安定な社会を生み出したことといえよう。

### 流動性から見たメコンデルタの親族構造

中西裕二（福岡大学）

村落の社会構造の基盤となる家族・親族に関する観念・組織の調査研究は、文化人類学にお

いて代表的かつ古典的な研究領域である。1980年代後半から始められた日本人文化人類学者によるベトナム研究においても、親族組織はキン族社会を理解する中心軸とされてきた。それらの諸研究では、ベトナム北部キン族の村落における、漢民族のリニージあるいはクラン（氏族）組織の受容とキン族的な再編成が中心であった。その一方ベトナム南部の村落は、北部に見られる親族理念、それに基づく組織化が希薄だと言われる。実際、報告者が1995年～96年までの約8ヶ月間、そしてその後数度の現地調査を行ったソクチャン省D村ではその点が顕著であった。本報告は、私が現地調査を行った当該地域の親族のあり方を、どのような文脈の元で解釈すべきかを検討するものである。

報告者が現地調査を行ったソクチャン省のD村では、(1)北部村落で見られるようなリニージ組織の未発達、あるいは不在、(2)北部村落に見られる親族イデオロギーの希薄さ、とくに末子あるいは末娘による両親の扶養と世帯の継承、の2点が顕著であった。北部村落で指摘されるような親族構造、とくにリニージ構造（ゾンホ）は極めて希薄で（存在しないと言った方が良いかもしれない）、親族関係は世帯を中心とし、自己中心的な範囲で限定的に認識されていた。リニージ結合を再確認する場として機能する祖先祭祀も同様である。

この親族構造を理解する上で、民族接触に伴う文化変容というモデルが第一に挙げられるだろう。D村はクメール人、華人、キン族が混住し混血化した村落という特徴を持ち、人口数でマジョリティであるクメール人の親族は、リニージ構造の不在、末子（とくに末娘）による世帯継承に特徴づけられるからである。だがこの議論は、家族・親族の理念や構造を民族文化の本質的属性と見なす、という文脈に基づいており、それは本質主義的誤謬を犯す危険性をはらむ。むしろベトナムのキン族のリニージ体系を、王朝期の社会的規範、あるいは近代により相対化された「伝統」の理念という政治的（＝文化的）文脈から把握し、ある意味、その政治的関数の産物とみなす視点が必要ではないだろうか。正統性をもつ「伝統」理念が親族のあり方に反映され、それへのアクセス回路としての親族、あるいはリニージ体系という意味への考慮である。従って私が調査地で見た親族理念や構造は、移住により、その制度、あるいはイデオロギー体系から切断された、あるいは周縁化された文化と概念化できるのではないだろうか。

そこには、19世紀の大規模移住により出現する「移動する農民の文化」という、新たな枠組みの必要性を感じる。

## ベトナム統一以後のメコンデルタの水利開発と農業発展

河野 泰之（京都大学）

1980年代半ばの市場開放政策導入以降、メコンデルタの農業は急激な変貌を遂げた。これは二つの側面に集約される。一つはコメ生産の増大である。ベトナムは、1980年代末にコメの輸入国から輸出国に転じ、1996年には世界第2位のコメ輸出国となった。この急激なコメ生産の増加を支えたのがメコンデルタである。もう一つは、自給自足を主たる目的として営まれてきた複合農業（水稻作や野菜・果樹栽培、水産養殖、家畜飼育が結合した営農システム）が国内外の市場向けの生産に転換したことである。このような統一後のメコンデルタにおける農業発展のメカニズムは何か、そこにどのような地域的時代的特質を見出すことができるかについて検討しようとするのが本報告である。

一つの顕著なメカニズムは、水路整備に代表される環境形成技術と栽培技術などの環境適応技術の相補的な蓄積である。一般的に前者が工学的、行政的であり、後者は農学的、農民的であるとされている。メコンデルタにおいては、1970年代末から1980年代前半の社会主义システムが機能した時代に土地を収用し労働力を投入して水路が整備された。ドイモイ以降は、コメ生産・輸出重視政策のもと、整備された水路網を基盤として農民たちが自発的に営農技術を改善した。両者が結合した結果、コメ生産が飛躍的に増加した。国レベルの政治経済システムの変動を反映した環境形成技術と環境適応技術の展開が相乗効果を発揮した顕著な事例である。

このような内在的なメカニズムに加えて、外在的なメカニズムも作用した。メコンデルタにおいて多様な農業発展が顕在化したのは1990年代になってからである。国際社会において1990年代は、その視座が生産から環境へ、開発から自助努力へ、政府主導から住民参加へと転換した時代である。メコンデルタの農業の急激な変貌はこのような国際社会の援助と監視のもとに展開した。その顕著な例はエビ養殖である。ベトナムのエビ養殖は、近隣国で主流をなすエビに特化した集約型ではなく、マングローブ造林と水産養殖を兼ねた結合型が主流である。結合

型のエビ養殖は、必要とする資本が小さく生産性が低く生産コストが高いが、養殖のみならず天然水産物も同時に漁獲することができ、かつ集約型と比較して持続的な生産が期待できる。現場レベルまで介入しようとする国際社会が技術のあり方を方向付けた。

第三点は農家の経営規模である。仏領期の大土地所有制は統一以前の土地改革で崩壊し自作農が創出された。社会主義の導入で階層社会は解消されたかに見えたが、長期土地使用権の発行で土地の再配分は困難となり、農業生産が安定したために土地が投機の対象となって、近年は再び経営規模の格差が拡大している。ドイモイ以降の農業発展は小農が主役となり、農業的デルタを形成してきた。しかし大規模経営の出現は、農民企業家に主導される商業的デルタへの変貌という新たなメカニズムを生む可能性を秘めている。

そこには、19世紀の大規模移住により出現する「移動する農民の文化」という、新たな枠組みの必要性を感じる。

## ベトナム統一以後のメコンデルタの水利開発と農業発展

河野 泰之（京都大学）

1980年代半ばの市場開放政策導入以降、メコンデルタの農業は急激な変貌を遂げた。これは二つの側面に集約される。一つはコメ生産の増大である。ベトナムは、1980年代末にコメの輸入国から輸出国に転じ、1996年には世界第2位のコメ輸出国となった。この急激なコメ生産の増加を支えたのがメコンデルタである。もう一つは、自給自足を主たる目的として営まれてきた複合農業（水稻作や野菜・果樹栽培、水産養殖、家畜飼育が結合した営農システム）が国内外の市場向けの生産に転換したことである。このような統一後のメコンデルタにおける農業発展のメカニズムは何か、そこにどのような地域的時代的特質を見出すことができるかについて検討しようとするのが本報告である。

一つの顕著なメカニズムは、水路整備に代表される環境形成技術と栽培技術などの環境適応技術の相補的な蓄積である。一般的に前者が工学的、行政的であり、後者は農学的、農民的であるとされている。メコンデルタにおいては、1970年代末から1980年代前半の社会主义システムが機能した時代に土地を収用し労働力を投入して水路が整備された。ドイモイ以降は、コメ生産・輸出重視政策のもと、整備された水路網を基盤として農民たちが自発的に営農技術を改善した。両者が結合した結果、コメ生産が飛躍的に増加した。国レベルの政治経済システムの変動を反映した環境形成技術と環境適応技術の展開が相乗効果を発揮した顕著な事例である。

このような内在的なメカニズムに加えて、外在的なメカニズムも作用した。メコンデルタにおいて多様な農業発展が顕在化したのは1990年代になってからである。国際社会において1990年代は、その視座が生産から環境へ、開発から自助努力へ、政府主導から住民参加へと転換した時代である。メコンデルタの農業の急激な変貌はこのような国際社会の援助と監視のもとに展開した。その顕著な例はエビ養殖である。ベトナムのエビ養殖は、近隣国で主流をなすエビに特化した集約型ではなく、マングローブ造林と水産養殖を兼ねた結合型が主流である。結合

型のエビ養殖は、必要とする資本が小さく生産性が低く生産コストが高いが、養殖のみならず天然水産物も同時に漁獲することができ、かつ集約型と比較して持続的な生産が期待できる。現場レベルまで介入しようとする国際社会が技術のあり方を方向付けた。

第三点は農家の経営規模である。仏領期の大土地所有制は統一以前の土地改革で崩壊し自作農が創出された。社会主義の導入で階層社会は解消されたかに見えたが、長期土地使用権の発行で土地の再配分は困難となり、農業生産が安定したために土地が投機の対象となって、近年は再び経営規模の格差が拡大している。ドイモイ以降の農業発展は小農が主役となり、農業的デルタを形成してきた。しかし大規模経営の出現は、農民企業家に主導される商業的デルタへの変貌という新たなメカニズムを生む可能性を秘めている。

## 短報

### アジア農村研究会の活動紹介

國谷 徹（東京大学大学院）

アジア農村研究会は、アジアについて学ぼうとする学生たちにフィールドワーク実習の場を提供することを目的として、1992年に学生たち自身によって組織された研究会である。以来、毎年一回、アジア各地でフィールドワーク実習を実施している。これまでに中国、台湾、タイ、マレーシア、インドネシア、ベトナムおよび日本（沖縄）といった国々で実習を行ってきた。もともとは桜井由躬雄東京大学教授の提唱によって東大の学生を中心に作られた研究会であるが、当初から様々な大学の学生が参加し、インターナショナルな組織として活動を続けている。

東南アジアに限らず、アジアの諸地域におけるフィールドワークは、近年急速に活発化している。人類学や社会学に限らず、歴史研究においても、オーラル・ヒストリーへの関心の高まりなどを背景として、フィールドワークに対する関心も高まっているといえる。しかしその反面、日本の大学や教育機関において、フィールドワークの方法論や技術を学ぶ機会は、依然として少ないようである。特にフィールドワークの場合は、理論的側面だけでなく、調査許可の取り方や現地の人々との接し方なども含めた実践的な側面が重要であるが、それらを実地に訓練できる機会は極めて少ない。アジア農村研究会はそのような実地訓練の場を提供するためのものである。過去12年間の調査実習においては、参加者は一貫して毎年20-30名を数えており、こうした実地訓練に対する需要は大きいといえる。

アジア農村研究会の調査実習の特徴は、調査そのものだけでなく、調査計画の立案や様々な準備を含めて、そのほとんどが学生たちの手で行われている点である。以下、毎年の活動内容を簡単に紹介する。まず、大まかな調査地を決定することから始まる。通常は、前年の調査実習の終了時に、参加者の合議によって、次回調査の団長役を選出するとともに、次回の調査地を決定する。調査地選定の基準は特にないが、調査のしやすさ（調査許可の得やすさ）を考慮したうえで、次回調査において団長を務める学生の研究対象地域を選ぶのが普通である。調査地が決定したら、次はカウンターパートを探す。ここでは、日本においてその地域を専門とする

先生方に協力をお願いし、その個人的なつながりを頼ってカウンターパートを紹介していただくのが普通である。カウンターパートに連絡をとり、協力を取り付けることに成功したら、通常は夏休みごろに、団長役の学生が現地に赴く。カウンターパートと調査計画について協議し、具体的な調査地を決定するとともに、調査地周辺の下見を行なう。同時に、宿泊・移動その他の手配も行なう。またこのとき、調査に協力してくれる現地学生の紹介もカウンターパートに依頼する。秋以降は、団長の現地訪問の結果を受けて、詳細な調査計画の立案を開始する。調査地に関する文献の読書会なども行い、調査テーマを確定していくとともに、質問票の作成などの作業も開始する。調査計画がある程度固まったら、およそ11月末ごろに、一般に参加者を公募する。募集に際しては、過去の参加者や協力を頂いた先生方の個人的なつながりを利用すると同時に、東南アジア史学会のメーリングリストなども利用させて頂いている。募集は、通常年末ごろに締め切る。参加者が確定したら、あらためて説明会や勉強会などを開催し、できるだけ参加者個々の希望を取り入れながら、最終的な調査計画を確定していく。

調査そのものは、3月上旬に2週間の日程で行なっている。学生の調査実習としては、これ以上長期の日程をとるのは難しい。調査の内容は、年によって様々であるが、だいたい3-5人程度の小班に分かれての聞き取り調査が主体である。あくまでも実習であるので、聞き取りの内容はあまり個別具体的なテーマに絞るよりも、全般的な基礎データの収集に重点を置くことが多い。得られたデータは、その夜のうちにコンピュータに入力し、整理する。そうしないと後でデータを整理するのは困難であるからだが、これを通じて、調査中に参加者が調査の内容について活発に議論する契機にもなっている。

調査終了後は、得られたデータをまとめた報告書は作成するが、成果を公表することは基本的にはしない。目的はあくまでも訓練であり、学問的成果をあげることではないからである。

当然ながら、このような活動を続けるには様々な方々の支援が必要である。先にも触れたように、特にカウンターパートとの交渉にあたっては、東南アジア史学会に所属する多くの先生方から多大な御助力を頂いてきた。この場を借りて御礼申し上げたい。また資金面に関しては、数年来、東京三菱銀行国際財團からの助成を頂いている。ここに記して感謝の意を表した

い。

アジア農村研究会では、来年3月にも調査実習を実施する予定である。興味のある方はぜひご参加いただきたい。詳細は、後日東南アジア史学会メーリングリストに御案内を投稿させていただくので、そちらを参照していただきたい。

#### 第4回国際マレーシア研究会議（MSC4） 2004年8月3—5日

吉村真子（法政大学）

第4回国際マレーシア研究会議（The International Malaysian Studies Conference: MSC3）が2004年8月3-5日にクアラ・ルンプル郊外のバンギにあるマレーシア国民大学（Universiti Kebangsaan Malaysia: UKM）で開催された。

同会議は、マレーシア社会科学学会（PSSM）が主催しており、昨年に予定されていた第4回がSARS騒ぎで延期され、今年の開催となった。マレーシアの主要大学の研究者はもちろんのこと、東南アジア（インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン）や日本、豪州、欧米、メキシコなどからマレーシア研究者が参加した。

会議では37のパネルが開かれ、報告論文数は約140、参加者も200名以上であった。パネルのテーマとしてとくに目立ったのは、今年3月に行なわれた総選挙に関連するパネルが3つ組まれ、さまざまな角度から選挙の結果と前後の政治行動についての分析が行なわれた。またメディアを対象としたパネルも2つ組まれて、大統領選の報道からインターネットなどのニュー・メディアまで幅広い議論がなされた。

人の移動（Migration）についてはパネルが2つ組まれ、エスニシティや移住労働について議論されたが、前回はLabour and Migrationのパネルとして労働の側面からのアプローチが中心であったが、今回は社会学の視角からエスニシティやディアスporaもしくはジェンダーやエスニック政策の側面からアプローチされ、近年の議論の動向も見られた。また歴史のパネルでは、日本の歴史研究者の活躍が目立っていた（当初、主催者の要請で日本軍政期のパネルを組んだが、一報告者二報告までという方針から吉村がコーディネーターを降り、パネルや論文の入替えなどで報告者にあわただしい思いをさせた）。UKMのIKMAS研究所が企画したパネル「不均衡・貧困・社会保障」では、マレーシアとの比較と教訓という意味も含めて、マレーシアのケ

ースに加えて開発途上国の貧困、タイ、東アジアを論じた報告で組まれた（東アジアとの比較で吉村も報告）が、マレーシア以外の対象を含む形でパネルを組んだのは同会議では新しい試みであった。パネルはマレーシアの貧困や社会保障問題では政府の政策に助言しているRogayah Hj Mat Zin教授（UKM）が組み、パネルに招いた貧困研究で知られたFrances Stewart教授（Oxford University）やタイのMedhi Krongkaew氏は、会議全体のキーノート・スピーカーでもあった。

今回は、とくにマレーシア研究の現状と今後を議論するパネル・ディスカッションが組まれ、会議の報告論文から組まれた本の出版・復刻記念も含めて国際マレーシア研究会議の歴史を振り返るパネルやスピーチなどもプログラムに含まれていた。会場には、PSSM会長を経験したSyed Hussin Ali氏も顔を見せていました。

1997年に初めて国際マレーシア研究会議が開かれたときは、当時のPSSM会長であったJomo K.S.教授（当時マラヤ大学）は「2回目があるかどうかはわからない」と冗談をいっていたが、Jomo氏や事務局のFoo氏の尽力もあって、第2回も無事に開かれ、Rahman Abdula Embong教授が会長となって第3回からはUKMに会場が変わったが、UKMで2回目の今回は準備委員会も含めて事務局体制が組織的にしっかりしてきた。

日本人研究者の報告は、第1回には私も含めて3名であった。第2回目には日本軍政のパネル（国際交流基金の助成も得た）を組んだりもしたが、第3回、第4回と回を追うごとに若手研究者を中心に日本人参加者は増えており、英語での積極的な報告ぶりに、マレーシア側からも日本におけるマレーシア研究の情勢への関心が寄せられるほどであった。会議の日本人の論文報告者は7名であったが、聴講には現地に留学中の大学院生も加わり、今回パネルなども組んでいたインドネシア勢を別としたら、日本人が最大の外国勢ではないかとも注目されていた。今回も最後の晩には、国際戦略研究所（ISIS）の日本研究センター所長のStephen Liong夫妻も招いて、現地に留学や研究・調査で滞在・訪問している若手研究者も含める形で日本人参加者の会食の機会を設けたが、日本のマレーシア研究の若手の今後の活躍が期待される夕べともなった。

なお、同会議の報告論文はマレーシア社会科学学会のWeb Siteに載せることになっているが、論文の一部は本としても出版される計画もある。

い。

アジア農村研究会では、来年3月にも調査実習を実施する予定である。興味のある方はぜひご参加いただきたい。詳細は、後日東南アジア史学会メーリングリストに御案内を投稿させていただくので、そちらを参照していただきたい。

#### 第4回国際マレーシア研究会議（MSC4） 2004年8月3—5日

吉村真子（法政大学）

第4回国際マレーシア研究会議（The International Malaysian Studies Conference: MSC3）が2004年8月3-5日にクアラ・ルンプル郊外のバンギにあるマレーシア国民大学（Universiti Kebangsaan Malaysia: UKM）で開催された。

同会議は、マレーシア社会科学学会（PSSM）が主催しており、昨年に予定されていた第4回がSARS騒ぎで延期され、今年の開催となった。マレーシアの主要大学の研究者はもちろんのこと、東南アジア（インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン）や日本、豪州、欧米、メキシコなどからマレーシア研究者が参加した。

会議では37のパネルが開かれ、報告論文数は約140、参加者も200名以上であった。パネルのテーマとしてとくに目立ったのは、今年3月に行なわれた総選挙に関連するパネルが3つ組まれ、さまざまな角度から選挙の結果と前後の政治行動についての分析が行なわれた。またメディアを対象としたパネルも2つ組まれて、大統領選の報道からインターネットなどのニュー・メディアまで幅広い議論がなされた。

人の移動（Migration）についてはパネルが2つ組まれ、エスニシティや移住労働について議論されたが、前回はLabour and Migrationのパネルとして労働の側面からのアプローチが中心であったが、今回は社会学の視角からエスニシティやディアスporaもしくはジェンダーやエスニック政策の側面からアプローチされ、近年の議論の動向も見られた。また歴史のパネルでは、日本の歴史研究者の活躍が目立っていた（当初、主催者の要請で日本軍政期のパネルを組んだが、一報告者二報告までという方針から吉村がコーディネーターを降り、パネルや論文の入替えなどで報告者にあわただしい思いをさせた）。UKMのIKMAS研究所が企画したパネル「不均衡・貧困・社会保障」では、マレーシアとの比較と教訓という意味も含めて、マレーシアのケ

ースに加えて開発途上国の貧困、タイ、東アジアを論じた報告で組まれた（東アジアとの比較で吉村も報告）が、マレーシア以外の対象を含む形でパネルを組んだのは同会議では新しい試みであった。パネルはマレーシアの貧困や社会保障問題では政府の政策に助言しているRogayah Hj Mat Zin教授（UKM）が組み、パネルに招いた貧困研究で知られたFrances Stewart教授（Oxford University）やタイのMedhi Krongkaew氏は、会議全体のキーノート・スピーカーでもあった。

今回は、とくにマレーシア研究の現状と今後を議論するパネル・ディスカッションが組まれ、会議の報告論文から組まれた本の出版・復刻記念も含めて国際マレーシア研究会議の歴史を振り返るパネルやスピーチなどもプログラムに含まれていた。会場には、PSSM会長を経験したSyed Hussin Ali氏も顔を見せていました。

1997年に初めて国際マレーシア研究会議が開かれたときは、当時のPSSM会長であったJomo K.S.教授（当時マラヤ大学）は「2回目があるかどうかはわからない」と冗談をいっていたが、Jomo氏や事務局のFoo氏の尽力もあって、第2回も無事に開かれ、Rahman Abdula Embong教授が会長となって第3回からはUKMに会場が変わったが、UKMで2回目の今回は準備委員会も含めて事務局体制が組織的にしっかりしてきた。

日本人研究者の報告は、第1回には私も含めて3名であった。第2回目には日本軍政のパネル（国際交流基金の助成も得た）を組んだりもしたが、第3回、第4回と回を追うごとに若手研究者を中心に日本人参加者は増えており、英語での積極的な報告ぶりに、マレーシア側からも日本におけるマレーシア研究の情勢への関心が寄せられるほどであった。会議の日本人の論文報告者は7名であったが、聴講には現地に留学中の大学院生も加わり、今回パネルなども組んでいたインドネシア勢を別としたら、日本人が最大の外国勢ではないかとも注目されていた。今回も最後の晩には、国際戦略研究所（ISIS）の日本研究センター所長のStephen Liong夫妻も招いて、現地に留学や研究・調査で滞在・訪問している若手研究者も含める形で日本人参加者の会食の機会を設けたが、日本のマレーシア研究の若手の今後の活躍が期待される夕べともなった。

なお、同会議の報告論文はマレーシア社会科学学会のWeb Siteに載せることになっているが、論文の一部は本としても出版される計画もある。

# 地区大会報告

## 地区大会報告

各地区例会における、2004年4月1日以降、10月末までの活動状況は以下の通りである。

### 関東地区

2004年4月24日

東條哲郎（東京大学大学院）

「19世紀後半マレー半島における労働構造—錫鉱業と華人労働者について—」

2004年5月22日

中島美扇（東京大学大学院）

「ベトナムの家譜—青霞社阮氏家譜の分析—」

2004年6月26日

設楽澄子（一橋大学大学院）

「ドイモイ以降のベトナムにおける農民組織と野菜流通—ハノイ近郊の「安全野菜」栽培農村の比較調査から—」

2004年9月25日

青山亨（東京外語国語大学）

「ヒンドゥー・ジャワ時代の仏教とヒンドゥー教：差異化と同一化」

2004年10月23日

井口由布（工学院大学）

「マレーシアにおける社会科学の形成と「多」の多義性をめぐる考察」

(以上、会場はすべて東京大学赤門総合研究棟)

### 中部地区

2004年4月17日

瀬戸裕之（名古屋大学大学院）

「ラオスの中央・地方関係における県行政権力の役割—ビエンチャン県における人事管理を中心に—」

2004年5月22日

佐土井有里（名城大学）

「東南アジアにおける自動車産業の技術形成と技術移転—入門編—」

2004年7月3日

小林寧子（南山大学）

「インドネシアのイスラーム法と家族法」

2004年7月24日

木村宏恒（名古屋大学）

「国際開発における政治学の台頭」

2004年9月18日

山田悠未（豊橋技術科学大学大学院）

「マレーシア華人新村：地方都市形成への影響」

コメンテーター：立本成文（中部大学）

(以上、会場はすべて名古屋大学大学院国際開発研究科)

### 関西地区

2004年4月17日

ピヤダー・ショーンラオーン（大阪大学COE特任研究員）

「シャムと東アジア諸国との交流史—15世紀から17世紀前半まで—」

2004年5月15日

吉本康子（神戸大学大学院）

「チャム社会における‘土着’の宗教的概念と宗教実践について—ベトナム中南部チャム・バニの事例を中心に—」

2004年6月19日

澤田知香（奈良女子大学大学院）

「クメール建築における木造構造物」

2004年7月10日

千葉芳広（千歳科学技術大学、札幌医科大学）

「植民地下マニラ葉巻産業における職工—19世紀後半専売制廃止後の熟練と階層性—」

2004年9月18日

西村昌也（東南アジア埋蔵文化財保護基金）

「北部ヴェトナム紅河平原における輪中堤形成に関する試論」

2004年10月16日

田中玄経（広島大学大学院）

「中国档案史料に見るアユタヤ朝の米穀貿易」

(以上、会場はすべて大阪市立大学文化交流センター)

### 中国・四国地区

2004年4月24日

田中玄経（広島大学大学院）

「アユタヤ朝期の清暹米穀貿易」

2004年5月29日

今中比呂志（広島大学名誉教授）

「スハルト体制後のインドネシア民主化の行方—中部ジャワの旅から考える—」

2004年6月26日

山根直生（広島大学大学院）

「10世紀、中国東南沿岸部の海上勢力に関する一事例—東シナ海の『海民』—」

(以上、会場は広島市女性教育センター)

2004年8月28日～29日

発表1 田中玄経（広島大学大学院）

「档案史料に見る清代雍正・乾隆期の『海匪』」

発表2 山根直生（広島大学大学院）

「墓誌に見る中国唐宋間の『海民』—南通市新出土史料から—」

発表3 弘末雅士（立教大学）

「英蘭条約(1824年)とマラッカ海峡」

(会場は広島県福山市国民宿舎「仙酔島」)

アジア史学会会員管理係)が受け取り、また発信する。その際の通信手段がe-mailによる場合は、jssah-db@ml.rikkyo.ne.jpがあて先、jde07707@nifty.comが発信元に、郵送ないし電話、ファックスによる場合は1)に記載の住所、電話番号、ファックス番号があて先または発信元となる。

ご質問等ございましたら、学会事務局にお尋ねください。

以上

東南アジア史学会会長 加藤 剛

## 事務局より

1. 「お知らせ」にありますように、会員の諸変更・休会・退会等にかかる事務作業は、土倉事務所(東南アジア史学会会員管理係)に委託されています。会員の諸変更・休会・退会等がありましたら、速やかに土倉事務所に御連絡ください。従来通り、学会ウェブページを通して手続きすることができます。電子メール、ファックスによる連絡も受けつけます。ファックスの場合は、次の頁の用紙をコピーしてお使い下さい。土倉事務所の連絡先は下に記してあります。

2. 研究大会報告者募集：1月と7月にお送りする研究大会予報をご覧下さい。

3. 学生会員の大会報告旅費補助：学生会員が研究大会で報告する場合、旅費の一部を補助します。報告が決定してから大会委員にお問い合わせ下さい。

4. 学会賞：年齢40歳未満の少壮研究者の国際的な研究業績に対して与えられます。詳しくは1月にお送りした案内、および本会報に掲載されている「東南アジア史学会賞規程および東南アジア史学会研究奨励基金規程実施細則」を御参照下さい。なお同賞は、「東南アジア史学会賞規程」の第2条において、「わが国の東南アジア史学に従事する少壮研究者の業績を顕彰して、その研究を奨励し、斯学の発展に資することを目的とする。」とされています。また、「狭義の歴史学に限定せず、広義の東南アジア史学を対象とし、広く会員の専門とするディシプリン全體にわたって対象とする。」ことが第19期委員会において確認されています(会報第77号7ページ)。

5. 会誌への投稿：本会報に掲載されている投稿規定、執筆要領、査読規定をご覧下さい。御不

明の点は編集委員にお問い合わせ下さい。

6. 会報の原稿募集：会報の資料・短報欄に原稿をお寄せ下さい。字数は2000字程度でお願いします。事務局までe-mailか郵便でお送り下さい。

7. 学会ウェブページ：学会の諸規約および会誌投稿規定等は学会ウェブページで見ることができます。また、学会メーリングリストに登録を希望される会員の方は、学会ウェブページから登録することができます。

8. 会費：次年度会費請求書を、秋季大会の案内に同封してお送り致します。納入期限は当該年度の12月31日ですが、できるだけお早めに納入ください。会費金額及び郵便振替口座は下記の通りです。

一般会員：7000円 学生会員：5000円  
海外に発送する場合の送料：1000円

振込先：郵便振替口座 00110-4-20761 東南アジア史学会

東南アジア史学会事務局(2005年12月まで)  
京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科  
長津研究室内

〒606-8501 京都府京都市左京区吉田下阿達町46  
電話 075-753-7376  
FAX 075-753-7377  
E-mail jssah@ml.rikkyo.ne.jp  
URL <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jssah/>

東南アジア史学会会員管理係  
株式会社 土倉事務所(担当者 天野 静)  
〒603-8148 京都市北区小山西花池町1-8  
電話：075-451-4844 ファックス：075-441-0436  
Eメール:jde07707@nifty.com(発信元)  
Eメール:jssah-db@ml.rikkyo.ne.jp  
(会員から通信する際のあて先)

アジア史学会会員管理係)が受け取り、また発信する。その際の通信手段がe-mailによる場合は、jssah-db@ml.rikkyo.ne.jpがあて先、jde07707@nifty.comが発信元に、郵送ないし電話、ファックスによる場合は1)に記載の住所、電話番号、ファックス番号があて先または発信元となる。

ご質問等ございましたら、学会事務局にお尋ねください。

以上

東南アジア史学会会長 加藤 剛

## 事務局より

1. 「お知らせ」にありますように、会員の諸変更・休会・退会等にかかる事務作業は、土倉事務所(東南アジア史学会会員管理係)に委託されています。会員の諸変更・休会・退会等がありましたら、速やかに土倉事務所に御連絡ください。従来通り、学会ウェブページを通して手続きすることができます。電子メール、ファックスによる連絡も受けつけます。ファックスの場合は、次の頁の用紙をコピーしてお使い下さい。土倉事務所の連絡先は下に記してあります。

2. 研究大会報告者募集：1月と7月にお送りする研究大会予報をご覧下さい。

3. 学生会員の大会報告旅費補助：学生会員が研究大会で報告する場合、旅費の一部を補助します。報告が決定してから大会委員にお問い合わせ下さい。

4. 学会賞：年齢40歳未満の少壮研究者の国際的な研究業績に対して与えられます。詳しくは1月にお送りした案内、および本会報に掲載されている「東南アジア史学会賞規程および東南アジア史学会研究奨励基金規程実施細則」を御参照下さい。なお同賞は、「東南アジア史学会賞規程」の第2条において、「わが国の東南アジア史学に従事する少壮研究者の業績を顕彰して、その研究を奨励し、斯学の発展に資することを目的とする。」とされています。また、「狭義の歴史学に限定せず、広義の東南アジア史学を対象とし、広く会員の専門とするディシプリン全體にわたって対象とする。」ことが第19期委員会において確認されています(会報第77号7ページ)。

5. 会誌への投稿：本会報に掲載されている投稿規定、執筆要領、査読規定をご覧下さい。御不

明の点は編集委員にお問い合わせ下さい。

6. 会報の原稿募集：会報の資料・短報欄に原稿をお寄せ下さい。字数は2000字程度でお願いします。事務局までe-mailか郵便でお送り下さい。

7. 学会ウェブページ：学会の諸規約および会誌投稿規定等は学会ウェブページで見ることができます。また、学会メーリングリストに登録を希望される会員の方は、学会ウェブページから登録することができます。

8. 会費：次年度会費請求書を、秋季大会の案内に同封してお送り致します。納入期限は当該年度の12月31日ですが、できるだけお早めに納入ください。会費金額及び郵便振替口座は下記の通りです。

一般会員：7000円 学生会員：5000円  
海外に発送する場合の送料：1000円

振込先：郵便振替口座 00110-4-20761 東南アジア史学会

東南アジア史学会事務局(2005年12月まで)  
京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科  
長津研究室内

〒606-8501 京都府京都市左京区吉田下阿達町46  
電話 075-753-7376  
FAX 075-753-7377  
E-mail jssah@ml.rikkyo.ne.jp  
URL <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jssah/>

東南アジア史学会会員管理係  
株式会社 土倉事務所(担当者 天野 静)  
〒603-8148 京都市北区小山西花池町1-8  
電話：075-451-4844 ファックス：075-441-0436  
Eメール:jde07707@nifty.com(発信元)  
Eメール:jssah-db@ml.rikkyo.ne.jp  
(会員から通信する際のあて先)

\*この頁をコピーしてお使い下さい

**変更・休会・退会届**

名前：

下記の通り会員登録を変更します。

現住所：

所属：

職名：

所属住所：

メールアドレス：

専攻：

研究課題（追加の場合も全て列挙してください。但し3つまで）：

発送先：現住所 所属 その他（ ）

その他の変更：

\_\_\_\_年1月1日より\_\_\_\_年12月31日まで休会します。

海外連絡先（必ず記入してください。）：

国内連絡先（必ず記入してください。）：

\*休会は有期の海外滞在者にのみ認められます。御注意ください。

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日をもって東南アジア史学会を退会します。

署名：

\*会費滞納者の退会は認められませんので、御注意下さい。

---

東南アジア史学会会報 第81号  
2004年10月発行

発行者 東南アジア史学会事務局（会長 加藤 剛）  
住 所 〒606-8501 京都府京都市左京区吉田下阿達町46  
京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科 長津研究室内  
電話 075-753-7376  
FAX 075-753-7377  
E-mail jssah@ml.rikkyo.ne.jp  
URL <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jssah/>  
郵便振替 00110-4-20761 東南アジア史学会